

# 総務課認知症施策推進室

## 1. 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進について

### (1) 認知症施策推進大綱の概要について

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を推進してきたが、今後、更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府全体で認知症施策を更に強力で推進していくため、令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」という。）がとりまとめられた。

大綱では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、その障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大などの「予防」の取組を進めることとしている。

大綱では、新オレンジプランの7つの柱を再編し、

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

の5つの柱に沿って施策を推進することとしており、対象期間は2025（令和7）年までとしている。これらの施策はすべて認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とし、新たに施策の追加、拡充を行い、認知症施策をより強力で推進していくこととしている。

各都道府県におかれては、大綱に基づき、更なる認知症施策の推進に向けて取り組むとともに、市町村における取組が着実に進むよう支援をお願いしたい。

### (2) 認知症施策推進大綱における「予防」の取組について

大綱では、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしているが、認知症の予防の取組を進めるにあたっては、認知症の人の尊厳を守り、認知症の有無にかかわらず同じ社会でともに生きるという「共生」の基盤の下で進めることが大前提である。

厚生労働省では、こうした観点にも留意しつつ、認知症予防を推進するため、

- ・ 高齢者等が身近に通うことができる「通いの場」の更なる拡充
- ・ 認知症予防に関するエビデンスの収集の推進

などに取り組むこととしている。

「通いの場」における住民主体で行う介護予防に資する取組による運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等は認知症予防にも資する可能性が示唆されていることから、引き続き、一般介護予防事業等による整備について、市町村への特段の支援をお願いしたい。なお、通いの場の推進については、老人保健課の説明事項（「1. 介護予防の推進について」）も確認いただきたい。

また、エビデンス収集・周知の一環として令和元年5月にWHOより発表された認知症予防ガイドラインの日本語訳作成を行っており、本年4月に公表を予定している。同ガイドラインでは、認知症予防を目的とした運動や栄養等の介入について最新のエビデンスがまとめられ、また、日本語訳においては、エビデンスの解釈にあたり留意すべき点について日本の認知症専門家のコメントが付される予定であるので、各自治体の認知症予防の取組に当たって参考にさせていただきたい。

なお、大綱では、認知症は誰でもなり得る身近なものと位置づけた上で、「予防」については、

- ・ 「認知症にならない」という意味ではなく、
- ・ 「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であると明記している。

各都道府県におかれては、こうした考え方を管内市町村とも共有しながら、「予防」に関して、「認知症になったのは本人の努力が足りないからだ」等の誤った捉え方によって新たな偏見や誤解が生じないように、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を進めるとともに、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の施策を推進いただくようよろしく願います。

### **(3) 認知症施策推進大綱を踏まえた介護保険法等の改正について**

令和元年12月27日に社会保障審議会介護保険部会でとりまとめられた「介護

保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、介護保険法上において大綱の考え方や施策を位置づけること、計画記載事項に教育等他の分野の関連施策との連携など施策の総合的な推進について位置づけること等の改正を行う予定としている。

さらに、第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針についても、大綱の内容を踏まえた見直しを行うこととしており、具体的な方向性等については介護保険計画課の説明事項（「2. 第8期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて」）を参照いただきたい。



# 認知症施策の総合的な推進について

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

## 認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

### 【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」※1と「予防」※2を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



### コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

### 具体的な施策の5つの柱

#### ① 普及啓発・本人発信支援

- ・ 企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・ 「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

#### ② 予防

- ・ 高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・ エビデンスの収集・普及 等

#### ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・ 早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・ 家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

#### ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・ 認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・ 企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・ 社会参加活動等の推進 等

#### ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・ 薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

## 2. 認知症の人の視点に立った認知症施策の推進について

### (1) 認知症への社会の理解を深めるための普及啓発・本人発信支援の推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会を実現するためには、認知症への社会の理解を深め、認知症の有無にかかわらず、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要となる。

このため、大綱では新たに本人発信支援を普及啓発の柱の一つとして位置付け、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発に取り組むこととしている。

これを踏まえ、厚生労働省では、本年1月に年代、性別のほか地域性も考慮した上で5人の認知症本人の方々を認知症に関する普及啓発を行う「希望大使」として任命し、今後は「希望大使」とともに、認知症への社会の理解を深めるための普及啓発、本人発信支援の取組を強力に推進していくこととしている。

令和2年度においては、こうした取組が広く全国で行われるようにするため、すべての都道府県において、以下の用務を行う地域版の希望大使（以下「地域版希望大使」という。）の設置をお願いする予定であるので、各都道府県におかれては、その人選や具体的な用務等について検討を進めていただくようお願いする。

#### 地域版希望大使の用務等（案）

##### (1) 大使の名称：「〇〇（都道府県名）希望大使」

※ 独自の通称を設けることも可能

##### (2) 人選

- ・ 各都道府県知事は、公募や認知症の人本人や家族等の当事者団体、管内市町村からの推薦等の方法により「地域版希望大使」を募り、委嘱、任命等を行う。

##### (3) 用務内容

###### ① 都道府県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力

※ 都道府県が開催するイベント等での講演、都道府県の広報誌等への寄稿、都道府県と連携した希望宣言等の紹介その他の普及啓発活動を行っていただく。

② 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力

※ 認知症サポーター養成講座の受講者の理解を求めることを目的に、キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていること等を自らの言葉で語っていただく。

※ 原則として、キャラバン・メイトと組んでサポーター養成講座を受け持つため（本人の立場から発言。15分程度）、キャラバン・メイト養成研修の受講は不要。

③ その他都道府県が必要と認めた用務

(4) 任期

- ・各都道府県による

(5) 任命時期

- ・令和2年度以降

なお、地域版希望大使の任命やその活動に要する費用等（付き添い人の交通費等を含む）については、介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業（認知症施策普及・相談・支援事業）の対象となり、また、市町村が実施する認知症サポーター養成講座において地域版希望大使に講師を依頼した場合の謝金や交通費等（付き添い人の交通費等を含む）については、地域支援事業交付金の任意事業（認知症サポーター等養成事業）の対象となるので、各自治体におかれては、これらの助成制度も活用しつつ、地域版希望大使の任命、その後の活動支援に取り組まれない。

また、大綱では、世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催することとされている。これを受けて、令和元年度は、厚生労働省を含め認知症施策推進関係閣僚会議に参加する関係省庁により認知症サポーターのシンボルである「オレンジリング」を中央合同庁舎等に浮かび上がらせる「オレンジリングドレスアップ」を実施したほか、厚生労働省ホームページに「世界アルツハイマーデー及び月間」に関する特設サイト（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/alzheimerday2019.html>）を開設し、各都道府県、市区町村、関係団体等が行うイベントやオレンジライトアップ

の取組の紹介等を行ったところである。

令和2年度においては、希望大使の力も借りつつ、本人発信の機会も拡大しながら、世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発イベント等を集中的に実施するとともに、引き続き、各地の取組を広く紹介することを予定しているため、各自治体におかれても、認知症に関する普及啓発イベントを企画するなど積極的に取り組んでいただくようお願いする。

## (2) 認知症の人のニーズ把握や支援体制の構築

平成27年1月に策定された新オレンジプランでは、これまでの認知症施策がともすれば認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったという観点から、認知症の人やその家族の視点の重視をプランの柱の一つとして掲げていたところである。

今回の大綱においても、大綱に盛り込まれた認知症施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とすることが盛り込まれ、全市町村において本人の意見を重視した施策を展開することが2025（令和7）年に向けた「KPI／目標」として掲げられている。

厚生労働省では、これまで認知症の人の視点に立った取組を推進する観点から、

- ・ 認知症の人本人が自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及するための「本人ミーティング開催ガイドブック」のほか、
- ・ 認知症の人の社会参加を後押しする「本人にとってのよりよい暮らしガイド」や「私たちのまちづくりアクションガイド」など認知症の人本人向けのガイドブック、
- ・ 本人が政策や地域づくりに参画できる環境をつくるための「本人の声を起点とした認知症地域支援体制づくりガイド」や「本人とともに進める認知症施策改善ガイド」など自治体向けのガイドブック

等を作成し、その普及に取り組んできたところである。

各自治体におかれては、「本人の声を施策に生かすことが出来ない」、「本人参画の手法が分からない」といった実際の課題に対する具体的なガイドとして、これらのガイドブック等を幅広く活用いただきながら、認知症の人と地域をともに創っていく取組

の一層の推進をお願いする。

なお、これらのガイドブック等については、随時、厚生労働省ホームページに掲載すること (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167700.html>) としているので、適宜ご活用いただきたい。

### (3) 認知症の人のピアサポート活動支援

認知症の人やその家族は、とりわけ認知症と診断された直後は、認知症の受容ができず今後の見通しにも不安が大きいことが指摘されている。こうした認知症の人が抱える不安等を軽減する観点等から、大綱では、一足先に認知症の診断を受け、その不安を乗り越え前向きに生活しているピアサポーターによる心理面・生活面に関する早期からの支援など、認知症の人本人による相談活動を支援することが盛り込まれ、全都道府県においてピアサポーターによる本人支援を実施することが、2025（令和7）年に向けた「KPI／目標」として掲げられたところである。

認知症の人のピアサポート活動支援としては、例えば、

- ・ 地域や制度の情報、本人や家族の悩みを共有するための相談支援
- ・ 認知症当事者とともに管内の各地域に赴き、相談会、講演の開催
- ・ 悩みを共有するための認知症当事者同士の交流会の開催

などの取組が考えられるが、こうした取組に要する費用については、令和元年度から認知症総合戦略推進事業の補助メニュー（ピアサポート活動支援事業）に位置付けているので、各都道府県・指定都市におかれては、当該補助金も活用しながら、積極的な事業展開をお願いする。

また、市町村が配置する認知症地域支援推進員が中心となってこれらの取組を行う場合や認知症カフェ等の場において、認知症の人本人による相談対応や傾聴などピアサポート活動を行う場合には、これらに要する費用を地域支援事業交付金の対象経費に計上して差し支えないこととしている。このため、各都道府県におかれては、管内市町村に周知いただくとともに、先進事例の情報共有など必要な支援を行うこと等により、身近な地域におけるピアサポーターによる本人支援の推進に努められたい。

なお、ピアサポート活動の実施に当たっては、ピアサポーターによる支援は、認知

症の人の心理的な負担の軽減を図るだけでなく、ピアサポート活動を通じて認知症当事者の社会参加活動にも寄与することが期待されるものであることも勘案されたい。

また、認知症当事者に過度な負担がかからないよう、複数人から構成されるチームの編成や、活動中の認知症当事者の心身のケアを行うなど、認知症当事者の体調に常に配慮いただく必要があることに留意されたい。

#### **(4) その他**

##### **ア 認知症に関する相談窓口の周知について**

「もしかして認知症では」と思われる症状に気づいたときや、認知症と診断された直後など、認知症であることを受容ができず今後の見通しに不安を抱いている本人や家族にとって、気軽に悩みを相談できる存在は大きな支えとなるものである。認知症に関する相談体制の構築は本人や家族支援の大切な基盤であることから、大綱においても相談窓口の体制整備やその周知等を推進していくこととされている。都道府県におかれては、市町村において、引き続き管内の認知症に関する相談体制を整備するとともに、広報誌やホームページ等による周知に一層取り組んでいただくよう、周知、助言をお願いしたい。

また、令和2年度中に「介護サービス情報公表システム」を一部改修し、市町村等に設置されている認知症に関する相談窓口の名称、連絡先等を広く検索、閲覧できるようにする予定である。詳細については改めて通知する予定であるが、改修後には市町村等において掲載事項の入力にご協力いただくとともに、当システムについて広く地域に周知するなど、積極的な活用をいただきたいと考えているので、ご承知おきいただきたい。

なお、「介護サービス情報公表システム」の他の改修内容については、振興課の説明事項（「介護サービス情報の公表制度の周知等について」）を確認いただきたい。

##### **イ 厚生労働省ホームページの見直し等について**

厚生労働省ホームページにおいて認知症施策に関する情報や取組等を掲載しているが、より分かりやすく閲覧いただけるよう、施策の索引ページを新たに設けるなど全

体的な見直しを行った。また、認知症施策推進室ではSNSによる情報発信も行っている。ホームページ及びSNSでは、認知症についての基本情報やガイドブック、相談窓口等について紹介しており、今後も随時更新・発信を行っていく予定である。都道府県、市町村におかれてはホームページや広報誌で紹介いただくなど、周知にご協力いただきたい。

【認知症施策推進室ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureis/ha/ninchi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis/ha/ninchi/index.html)

【認知症施策推進室SNS（facebook「オレンジポスト～知ろう認知症～」）】



## ウ 認知症ケアパスの作成と活用について

「認知症ケアパス」については、平成30年度末において1,382市町村で作成されているところである（うち1,240市町村で作成の上、活用されている）。地域の中で認知症の容態や段階に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、各々の状況に最も適する相談先や受診先等を整理した「認知症ケアパス」は、地域の認知症の人本人や家族にとって、その時々が必要とする情報がひとつにまとめられたものであり、医療・介護が切れ目なく提供されるための大切なツールである。このため、都道府県におかれては、未作成の市町村において引き続き作成に向けた取組を行い、また、すでに作成されている市町村においては、古い情報となっていないかなど既存の内容について改めて点検・整理を行うよう、周知、助言をお願いする。

「認知症ケアパス」の作成、見直しの際には、認知症の人本人や家族の意見を踏まえるとともに、認知症地域支援推進員が中心となり、地域住民の活動（インフォーマルサポート）を盛り込むなど必要とされている内容が明確に伝わるよう、ご留意いただきたい。



# 認知症の人本人からの発信の支援（認知症本人大使の任命）

◆ 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」において「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使（希望宣言大使（仮称））」を創設すること等により、本人等による普及活動を支援する。」ことが掲げられたことを踏まえ、**年代、性別のほか地域性も考慮して、令和2年1月20日に5名の「希望大使」（丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん）を任命**

認知症本人大使「希望大使」任命イベント～私たちと一緒に希望の輪を広げよう～を1月20日に開催



希望大使は、国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力や国際的な会合への参加、希望宣言の紹介等を行う

■ 認知症とともに生きる希望宣言  
（（一社）日本認知症本人ワーキンググループが作成）

「認知症とともに生きる希望宣言」は、わたしたち認知症とともに暮らす本人一人ひとりが、体験と想いを言葉にし、それらを寄せ合い、重ね合わせる中で、生まれたものです。

今とこれから生きていくために、一人でも多くの人が一緒に宣言してほしいと思っています。

この希望宣言が、きごなんのように広がり、希望の日本に向けた大きな輪になっていくことをこころから願っています。

それぞれが暮らす一方で、そして全国で、あなたも、どうぞいっしょに。

日本認知症本人ワーキンググループ  
代表理事 藤田和子

わたしたちは、「認知症とともに生きる希望宣言」をもとに、全国で「希望のリレー」プロジェクトを展開していきます。

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ  
hope@jdwg.org http://www.jdwg.org

**JDWG**

認知症とともに生きる希望宣言

- 1 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
- 2 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
- 3 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわかしたせ、元気に暮らしていきます。
- 4 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人々たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
- 5 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。

←「私たちの体験を生かし、希望をもって暮らせる社会を作り出そう」をテーマに希望ミーティングを実施

認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信

## 認知症本人大使「希望大使」の今後の展開（イメージ）

「認知症施策推進大綱」において「認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者を認知症の人が努める「キャラバン・メイト大使（仮称）」を創設し、全都道府県へ設置することを検討する。」ことが掲げられたことを踏まえ、令和2年度以降、**都道府県知事が委嘱・任命等を行う地域版の希望大使の設置を検討。**

地域版の希望大使は、全国版の希望大使と協働・連携しながら、認知症の普及啓発活動やキャラバン・メイトへの協力など地域に根ざした活動を行うことを想定。

全国版  
希望大使



- ◆ 厚生労働大臣が任命
  - ・国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
  - ・国際的な会合への参加・希望宣言の紹介等

全国  
で活躍

（検討中）

地域版  
希望大使

- ◆ 都道府県知事が委嘱・任命等
  - ・都道府県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
  - ・認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力

地域  
で活躍

（参考）認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）抜粋

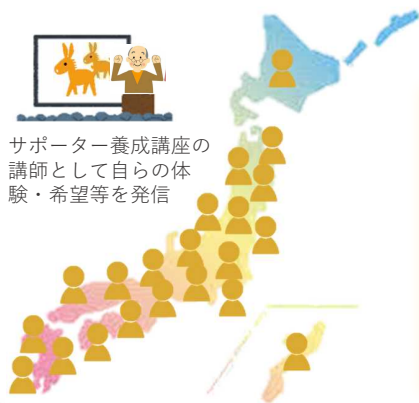
### 第2 具体的な施策

#### 1. 普及啓発・本人発信支援

#### （3）認知症の人本人からの発信支援

- 認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組む。具体的には、「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使（希望宣言大使（仮称））」を創設すること等により、本人等による普及活動を支援する。また、**認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者を認知症の人が努める「キャラバン・メイト大使（仮称）」を創設し、全都道府県へ設置することを検討する。**

世界アルツハイマーデーや月間のイベント等においても、本人からの発信の機会を拡大する。



サポーター養成講座の講師として自らの体験・希望等を発信





### 3. 認知症初期集中支援推進事業の推進について

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行ったうえで、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チーム（以下「チーム」という）については、令和元年9月末時点で全ての市町村に設置されたところである。今後は、チームの更なる質の向上を図り、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化していく必要がある。

このため、大綱においては、2025（令和7）年に向けた「KPI/目標」として、「初期集中支援チームにおける訪問実人数」や「医療・介護サービスにつながった者の割合」が掲げられており、チームの質の評価や向上のための方策を検討することとしている。現在、効果的・効率的なチームの活動に向けた事業の評価や人材育成等を進めていくため、令和元年度の老人保健健康増進等事業において、市町村におけるチームの活動の評価のあり方やポイント等を検討しているところであり、今後、とりまとめ次第お示しする予定としている。

各都道府県におかれては、評価のポイント等を参考にしながら、管内市町村の体制、事業計画や実績を改めて確認するとともに、

- ・ 先進的に取り組まれている市町村の活動事例について、他の市町村に情報共有するための会議の開催
- ・ 専門職の派遣による訪問支援やチーム員活動等における、指導・助言

を通じてチーム活動の底上げを図るとともにチームの活動が円滑に進むよう、引き続き積極的な支援をお願いしたい。なお、上記の実施に当たっては、「認知症総合戦略推進事業」の補助メニューとしていることから、本補助金の活用も積極的に検討の上、取り組まれない。

また、令和2年度の認知症初期集中支援のチーム員研修会については、今年度と同様の規模で開催する予定である。詳細については、改めて国立長寿医療研究センターよりご案内するので、確認の上、未受講のチーム員については出席を検討されたい。なお、認知症初期集中支援チーム員研修の受講料のほか、都道府県が開催するチームのフォローアップ研修など、チーム員やチームの資質向上に関する研修会

に要する費用については、従前どおり「地域医療介護総合確保基金」を活用することが可能である。

#### 4. 認知症疾患医療センターの整備の推進について

認知症疾患医療センターは、2020（令和2）年度末までに全国500カ所の設置、二次医療圏域に少なくとも1センター以上の設置を目標としている。令和2年2月現在の設置数は456カ所、1箇所以上設置されている二次医療圏域数は303圏域であるが、未だ整備されていない圏域も1割程度（32圏域）あることから、各都道府県・指定都市におかれては、医療計画も踏まえた上で、引き続き計画的に整備されたい。

また、大綱において、認知症疾患医療センターは、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携した地域の認知症に関する医療提供体制の中核とされており、引き続き、認知症疾患医療センターと関係機関の連携体制の強化に努めていただきたい。

「都道府県認知症疾患医療連携協議会」の設置については、各都道府県が各認知症疾患医療センターにおける地域連携体制の支援を行い、事業評価を行うこととしている。当該協議会について、既存の会議の活用も含め、実施を徹底いただき、地域の認知症疾患医療センターの役割・機能の充実も含めた体制整備を図られたい。

認知症疾患医療センター設置済圏域数/二次医療圏域数

	二次医療圏域数	疾患センター設置圏域数	認知症疾患医療センター数	設置率(疾患センター設置圏域数/二次医療圏域数)
01 北海道	21	10	19	47.6%
02 青森県	6	6	6	100.0%
03 岩手県	9	5	5	55.6%
04 宮城県	4	4	11	100.0%
05 秋田県	8	8	9	100.0%
06 山形県	4	4	5	100.0%
07 福島県	6	6	10	100.0%
08 茨城県	9	9	13	100.0%
09 栃木県	6	6	10	100.0%
10 群馬県	10	9	13	90.0%
11 埼玉県	10	10	10	100.0%
12 千葉県	9	9	11	100.0%
13 東京都	13	12	52	92.3%
14 神奈川県	9	9	12	100.0%
15 新潟県	7	7	9	100.0%
16 富山県	4	4	4	100.0%
17 石川県	4	3	3	75.0%
18 福井県	4	2	2	50.0%
19 山梨県	4	4	4	100.0%
20 長野県	10	7	7	70.0%
21 岐阜県	5	5	8	100.0%
22 静岡県	8	8	15	100.0%
23 愛知県	11	10	12	90.9%
24 三重県	4	4	9	100.0%
25 滋賀県	7	6	8	85.7%

	二次医療圏域数	疾患センター設置圏域数	認知症疾患医療センター数	設置率(疾患センター設置圏域数/二次医療圏域数)
26 京都府	6	6	9	100.0%
27 大阪府	8	8	14	100.0%
28 兵庫県	8	8	24	100.0%
29 奈良県	5	3	4	60.0%
30 和歌山県	7	6	6	85.7%
31 鳥取県	3	3	5	100.0%
32 島根県	7	7	8	100.0%
33 岡山県	5	5	9	100.0%
34 広島県	7	7	9	100.0%
35 山口県	8	8	8	100.0%
36 徳島県	3	3	3	100.0%
37 香川県	3	3	6	100.0%
38 愛媛県	6	6	7	100.0%
39 高知県	4	4	5	100.0%
40 福岡県	13	13	17	100.0%
41 佐賀県	5	4	4	80.0%
42 長崎県	8	8	9	100.0%
43 熊本県	10	10	12	100.0%
44 大分県	6	6	8	100.0%
45 宮崎県	7	5	5	71.4%
46 鹿児島県	9	9	11	100.0%
47 沖縄県	5	4	6	80.0%
計	335	303	456	90.4%

認知症疾患医療センター運営事業

- 認知症疾患に関する鑑別診断の実施など、地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動を行う事業（H20年～）
- 平成29年度より、さらなる整備促進のため、診療所型の設置要件に病院を追加し「連携型」を新設
- 実施主体：都道府県・指定都市（鑑別診断に係る検査等の総合的評価が可能な医療機関に設置）
- 設置数：全国に**456か所**（令和元年1月1日現在 都道府県知事又は指定都市市長が指定）
- 令和元年度より地域包括支援センター等の関係機関と連携して日常生活支援に関する相談支援の強化を実施

	基幹型	地域型	連携型	
設置医療機関	病院（総合病院）	病院（単科精神科病院等）	診療所・病院	
設置数（令和2年2月現在）	16か所	367か所	73か所	
基本的活動圏域	都道府県圏域	二次医療圏域		
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
	人員配置	・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）	・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）	・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） ・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等（1名以上）
	検査体制（※他の医療機関との連携確保対応で可）	・CT ・MRI ・SPECT（※）	・CT ・MRI（※） ・SPECT（※）	・CT（※） ・MRI（※） ・SPECT（※）
	BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関との連携体制を確保	
	医療相談室の設置	必須	-	
地域連携機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応</li> <li>・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施</li> <li>・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療連携協議会」の組織化 等</li> </ul>			

## 5. 認知症地域支援推進員の活動の充実について

認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）については、各市町村に配置され、地域における認知症の人に対する医療・介護等の支援のネットワーク構築の要として活躍いただいているところである。

推進員の能力と経験を活かし、更なる活動の充実を図るため、認知症を有する人をはじめとする高齢者が地域において役割を担うことを通じて、生きがいをもった生活を送ることを支援するための社会参加活動の体制整備を令和元年度から地域支援事業に位置づけている。また、推進員の取組の一つである認知症カフェの開設については、大綱において全市町村に普及することを掲げており、認知症の人、その家族、専門家や地域の人等がお互いを理解し合う場である認知症カフェの設置の趣旨・目的を踏まえた適切な運営が図られるようお願いしているところである。都道府県におかれては、例えば、課題や先進事例の共有を行う連絡会議の開催、先進的な取組事例を紹介するセミナーの開催等、引き続き市町村への支援をお願いする。

また、推進員の先進的な活動事例の横展開等を図る観点から、厚生労働省ホームページにおいて、社会参加活動を含む取組事例や活動の手引き等を掲載している。推進員も含めた地域の支援機関間の連携強化や業務のさらなる質の向上に向け活用いただけるよう、市町村や推進員等に周知をお願いする。

### 【認知症施策推進室ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000170692.html>

推進員の質の向上のための認知症地域支援推進員研修については、「推進員としての役割が明確になった」等の研修受講者のアンケート回答も多く、研修受講の効果は大きいものと考えられる。積極的に研修を受講いただけるよう、市町村への支援をお願いしたい。

なお、これまで同様、

- ・ 各市町村の推進員の活動状況の把握や好事例の情報共有のための会議等の開催については「認知症総合戦略推進事業」
- ・ 推進員の資質向上のための研修会に関する費用については「地域医療介護

総合確保基金」

を活用することが可能なため、推進員の活動の支援及び資質の向上に向けて、活用いただきたい。

令和2年度の認知症地域支援推進員研修については、昨年12月13日付で認知症介護研究・研修東京センターより開催要綱を発出しており、令和2年3月中旬に詳細な募集案内を発出予定である。日程等を勘案の上、未受講の推進員の受講を積極的に検討し、都道府県において取りまとめの上、申込みいただきたい。

## 6. 認知症高齢者等の権利擁護に関する施策について

### (1) 成年後見制度利用支援事業の対象者について

成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者に対しては、地域支援事業の成年後見制度利用支援事業において、申立てや鑑定等利用に要する費用を助成しているが、一部の市町村においては、事業が未実施となっている(実施自治体数:1,657市町村(令和元年10月時点)詳細は参考資料参照)。また、地方自治体の実施要綱において、助成対象の要件を市町村申立に限定している例や助成対象者の収入要件等を生活保護受給者に限定している例等が見られる。当該事業については、任意事業ではあるものの、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、以下について検討いただくよう、市町村に対して周知、助言をお願いしたい。

- ・ 未実施市町村におかれては、当該事業を実施すること
- ・ 市町村申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・ 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・ 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象であることが明らかにされていることを踏まえた取扱とすること

### (2) 令和元年度地方分権提案等について

市町村長による成年後見開始の申立てについては、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)」において、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合、市町村長が行う後見開始等の審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にする方策について検討することになっている。今後、検討の場を設け地方自治体からもご参画いただくことを検討している。

なお、今後、市町村申立に関して、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立を行えるよう、親族調査等の事務の流れについて実態調査を行うことも予定しているので、予めご承知おき願いたい。



### (3) 成年後見制度利用促進基本計画の推進等

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）において、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府において「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）が策定され、取組を進めているところである。昨年5月に、基本計画に基づく施策を着実に推進するため、新たに、2021（令和3年）度末までの「KPI/目標」として、全市区町村における中核機関等の整備や市町村計画の策定などの目標を設定した。

令和2年度予算案においては、KPIの達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定の推進について、

- ・ 引き続き、都道府県による広域的な体制整備や、中核機関の立ち上げ支援等に必要な予算を計上するとともに、
- ・ 新たに、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を設けた。

また、新たに、国による後見人等への意思決定支援研修の実施（※）や、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化を図る事業に係る予算を計上している（社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室において計上）。

※ 令和元年5月から、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体において、後見人等における意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行っており、来年度から厚生労働省において、当該指針を踏まえた後見人等への意思決定支援研修を実施する予定。

### (4) 市民後見人の養成及び活用について

市民後見人の養成については、従前より地域医療介護総合確保基金を活用することが可能である。引き続き、積極的な市民後見人の養成研修の実施や、資質向上のための継続的なフォローアップなど担い手の確保に努められたい。

## (5) 意思決定支援に関する取組

平成30年6月、厚生労働省において策定された「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」は、意思決定支援の基本的考え方、姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理し、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すものであり、認知症の人の意思決定に関わる全ての人を対象としている。大綱においても、医療・介護従事者向けの認知症に関する各種研修において、本ガイドラインを活用した意思決定支援に関するプログラムの導入等をKPIとして目標に設定している。

本ガイドラインの普及のため、昨年度の老人保健健康増進等事業において、本ガイドラインに関する研修のプログラムが策定されたところであり、今年度の老人保健健康増進等事業「認知症の人の日常生活・社会生活にかかる意思決定支援ガイドラインの普及および研修のあり方に関する調査研究事業」において、都道府県担当者や研修講師向けの研修講習会を実施した。また、今年度、本ガイドラインに関する研修教材（映像教材等）を厚生労働省のホームページに掲載したところである。

都道府県におかれては、これらの教材等も活用しつつ、今後も市町村を含め、広くガイドラインの普及を進めていただくとともに、医療・介護従事者向けの認知症に関する各種研修における意思決定支援に関するプログラムの導入をお願いしたい。なお、意思決定支援に関するプログラムの導入にあたり要する費用については、介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業（認知症施策普及・相談・支援事業）の対象となるので、取組を進めるに当たり、活用いただきたい。

厚生労働省 HP「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」に関する資料等の掲載先

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212395.html>

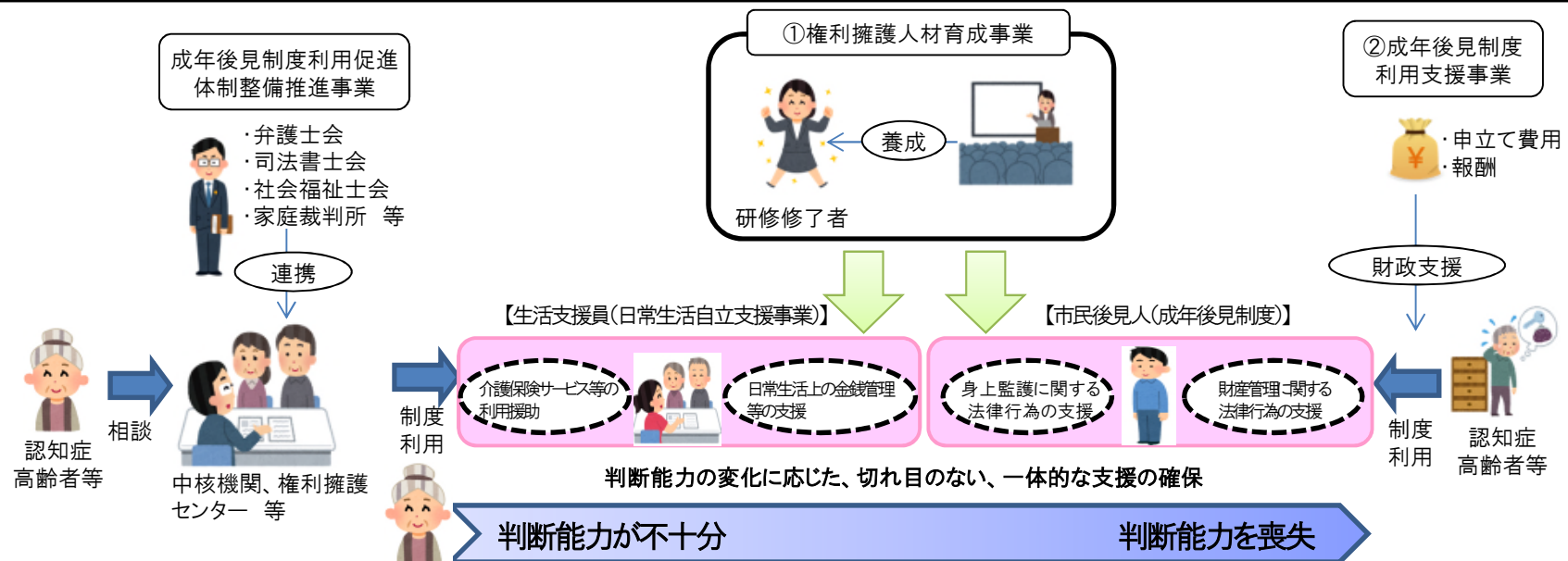
# 認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

## 概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

## 事業内容(令和2年度予算案)

- ① **権利擁護人材育成事業** **地域医療介護総合確保基金（介護分） 82億円の内数**  
成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
  - ② **成年後見制度利用支援事業** **地域支援事業 1,972億円の内数**  
低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。
- ※ **成年後見制度利用促進体制整備推進事業等 8.0億円（社会・援護局に計上）**  
成年後見制度利用促進のため、中核機関の整備や市町村計画の策定の推進、後見人等に対する意思決定支援研修等の取組を推進。



## 成年後見制度利用促進の体制整備関係予算

令和2年度予算案 8.0億円(3.5億円)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 昨年6月にとりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

### 1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- 新 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

### 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)

- 新 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

### 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(委託費)

- 新 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

# 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の概要

## 趣旨

認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。

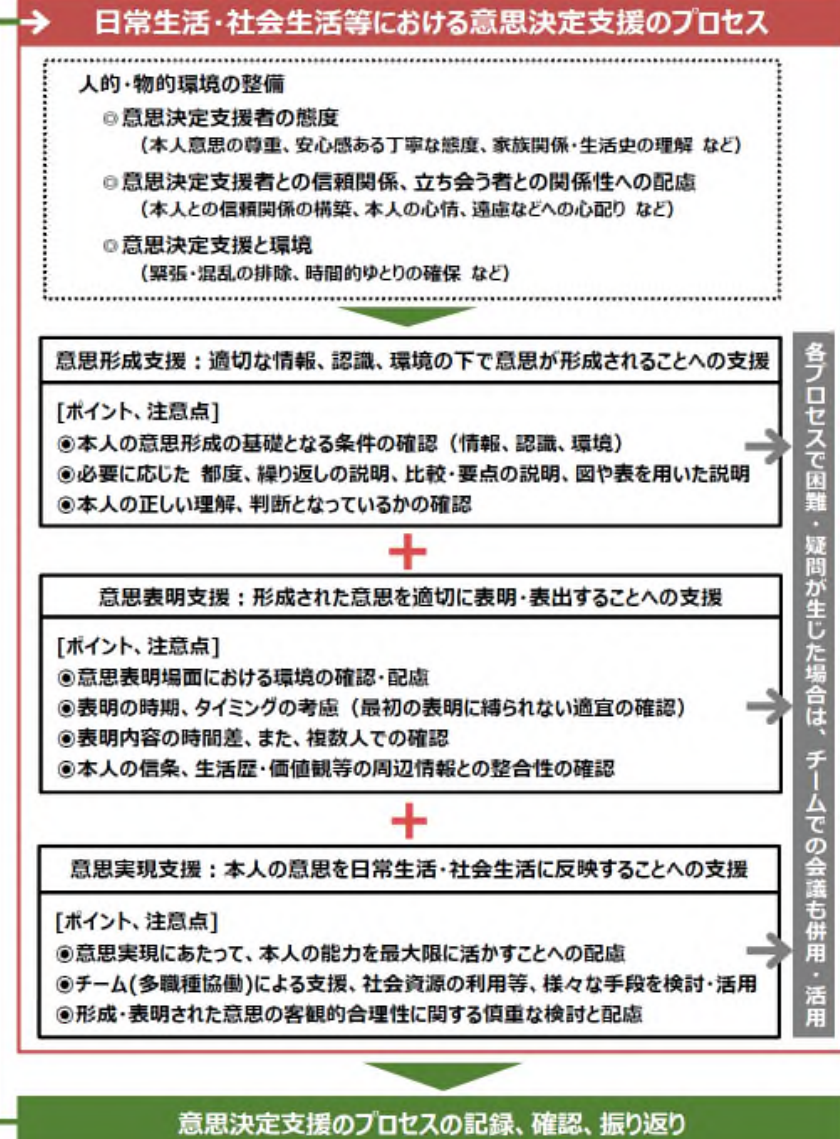
## 誰のための誰による意思決定支援か

認知症の人を支援するためのガイドラインであり、また、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による意思決定を行う際のガイドラインとなっている。

## 意思決定支援の基本原則

認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。

また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要である。







## 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日とりまとめ）

〈「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の普及に関する記載箇所抜粋〉

### 第2. 具体的な施策

#### 1. 普及啓発・本人発信支援

##### （1）認知症に関する理解促進

～以下、抜粋～

- 本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かして支援ができるよう、**医療・介護従事者等の専門職向け認知症対応力向上研修や認知症サポーターのステップアップ講座等において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を盛り込み普及**する。

#### 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

##### （4）医療・介護の手法の普及・開発

～以下、抜粋～

- 多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定の支援を行う等の取組を推進する。このため、**本人の特性に応じた意思決定支援を行うために策定した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を医療・介護従事者への研修において活用**する。

## 7. 若年性認知症施策について

### (1) 若年性認知症支援コーディネーターの配置について

65歳未満で発症する若年性認知症の人は、就労継続や子育てなどライフステージに応じた支援が必要である。これらの支援を行うにあたり、中核的な役割を果たすのが若年性認知症支援コーディネーター（以下本項目において「コーディネーター」という。）である。令和元年9月末現在において、全都道府県に配置されたところであり、継続的な配置と資質の向上をお願いする。

認知症介護研究・研修大府センター（以下「大府センター」という。）の調査によると、コーディネーターの配置に当たり、「コーディネーターのレベルアップの仕組みを独自に整備するのは困難」、「困難な相談事例に関して、コーディネーターが相談できる仕組みがない」等の課題が指摘されている。このため、大府センターにおいて、以下の取組を行うこととしている。

ア 来年度も引き続き、「初任者研修（令和2年6月29日～30日）」と「フォローアップ研修（令和2年10月7日～8日）」を実施する予定である。各都道府県及び指定都市におかれては、すべてのコーディネーターがその経験に応じて初任者研修・フォローアップ研修を受講できるよう配慮願いたい。

イ 平成30年度より、全国若年性認知症支援センターが設置され、コーディネーターからの個別事案に関する相談支援や活動する上で効果的な事例の情報提供等を行っているところであり、積極的に活用されたい。

URL: <http://y-ninchisyotel.net/callcenter/new.html>

ウ 令和2年4月から、新たに「情報共有システム」の運用を開始する予定としている。このシステムでは、コーディネーターが共通記録シートを活用して相談件数等の集計を容易にできる機能や支援好事例及び困難事例の利活用ができる機能が盛り込まれている。

これにより、

- ・ コーディネーターの業務の効率化と負担軽減
- ・ コーディネーターの活動状況の可視化
- ・ 支援好事例および困難事例の蓄積と利活用

- ・ 研修会等の情報共有

といった効果が期待される。また、個人情報除かれた相談記録がダウンロードできる機能があるなど、都道府県や指定都市にとっても有用と考えられる。

より多くの情報を収集することで十分な効果が発揮されることから、若年性認知症の人への支援強化のため、積極的な利活用をお願いしたい。

## **(2) 若年性認知症の人の就労継続について**

若年性認知症の人にとって、これまで従事してきた企業に引き続き雇用されることは、経済的な側面だけでなく、社会参加の側面においても非常に重要である。企業が若年性認知症の人を雇用する上での支援サービス（※）は設けられているが、雇用継続するためには、事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等の理解が不可欠である。産業保健総合支援センターの産業医向けの研修等において、コーディネーター等が、若年性認知症に関する知識の深化や特性に配慮した就労上の支援等に関して、積極的な普及・啓発を行っていくことも具体的な役割の1つと考えられるため、引き続き、都道府県におかれては、関係機関や企業等へのコーディネーター等の周知をお願いしたい。

また、働き方改革実現会議において取りまとめられた「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日とりまとめ）に基づき治療と仕事の両立支援に取り組むこととしており、都道府県労働局においては、治療と仕事の両立支援に関わる関係者からなる「地域両立支援推進チーム」が設置されているところである。都道府県の若年性認知症施策の所管部局やコーディネーターは地域両立支援推進チームの構成員の一員であるので、チームに積極的に参加していただき、関係者と連携した対応をお願いしたい。

## **(3) 若年性認知症の人等の社会参加の取組について**

若年性認知症の人が可能な限り企業での就労継続ができるよう支援することが重要であるが、就労継続が困難になったとしても、「できることをしたい」、「人や社会の役に立ちたい」、「居場所がほしい」という気持ちを持っている若年性認知症の人も多いことから、症状に応じた社会参加支援の取組が必要である。この



ため、障害福祉サービスの就労継続支援（B型）についての情報提供や、認知症総合戦略推進事業（若年性認知症総合推進事業）を活用した支援を行うとともに、認知症地域支援推進員の活動として取り組む場合は地域支援事業も活用できることとしていることから、市町村と連携して若年性認知症の人の社会参加の場の拡大に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

また、各地において、企業と連携した軽作業や農作業、地域活動等を行う取組が広がりつつある。現在、平成30年7月発出の事務連絡「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」において、介護サービス事業所の利用者が介護サービス提供時間中に地域活動や有償ボランティアを行う際の取扱いを示している。市町村のなかには取組の前例がないため、事業所の取組に対して消極的なところがあると聞いており、都道府県及び指定都市におかれては、事務連絡の趣旨を踏まえ、管内の市町村に対して実施している他市町村の事例の周知などにより、社会参加活動を実施したい事業所の取組を支援いただけるよう、特段のご配慮をいただきたい。

（参考） <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000340375.pdf>

なお、令和2年度予算案においては、包括的支援事業（生活支援体制整備事業）について必要な見直しを行うこととしており、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する観点から、新たに就労的活動をコーディネートするための人材の配置を推進していることとしている。また、若年層から高齢層まで各層の社会参加、就労的活動を推進し、介護現場での更なる活躍を支援するため、地域医療介護総合確保基金を活用した「介護人材確保のためのボランティアポイント」の仕組みも予定しているのでご了知願いたい。

# 若年性認知症支援コーディネーターのための 「情報共有システム」概要

ITを活用し、3つの機能によりサポートします

## 相談記録システム

共通記録シートを活用、簡易なPC入力と報告のシステム化により、記録や報告業務を効率化

- ・必要事項を網羅した入力様式を作成
- ・相談件数等の集計報告をシステム化、集計データを行政と情報共有、分析により課題等を明確化、支援コーディネーターの活動状況を可視化

## 支援事例共有システム

支援好事例や困難事例を蓄積し情報共有

- ・支援方法の学習、困難事例への対応力強化
- ※研修等での活用事例を大府センターがアップ

## 掲示板機能

研修会等の情報共有

- ・企画運営の参考に
- ・行政、支援コーディネーター間の連携強化

システム利用  
**無料**

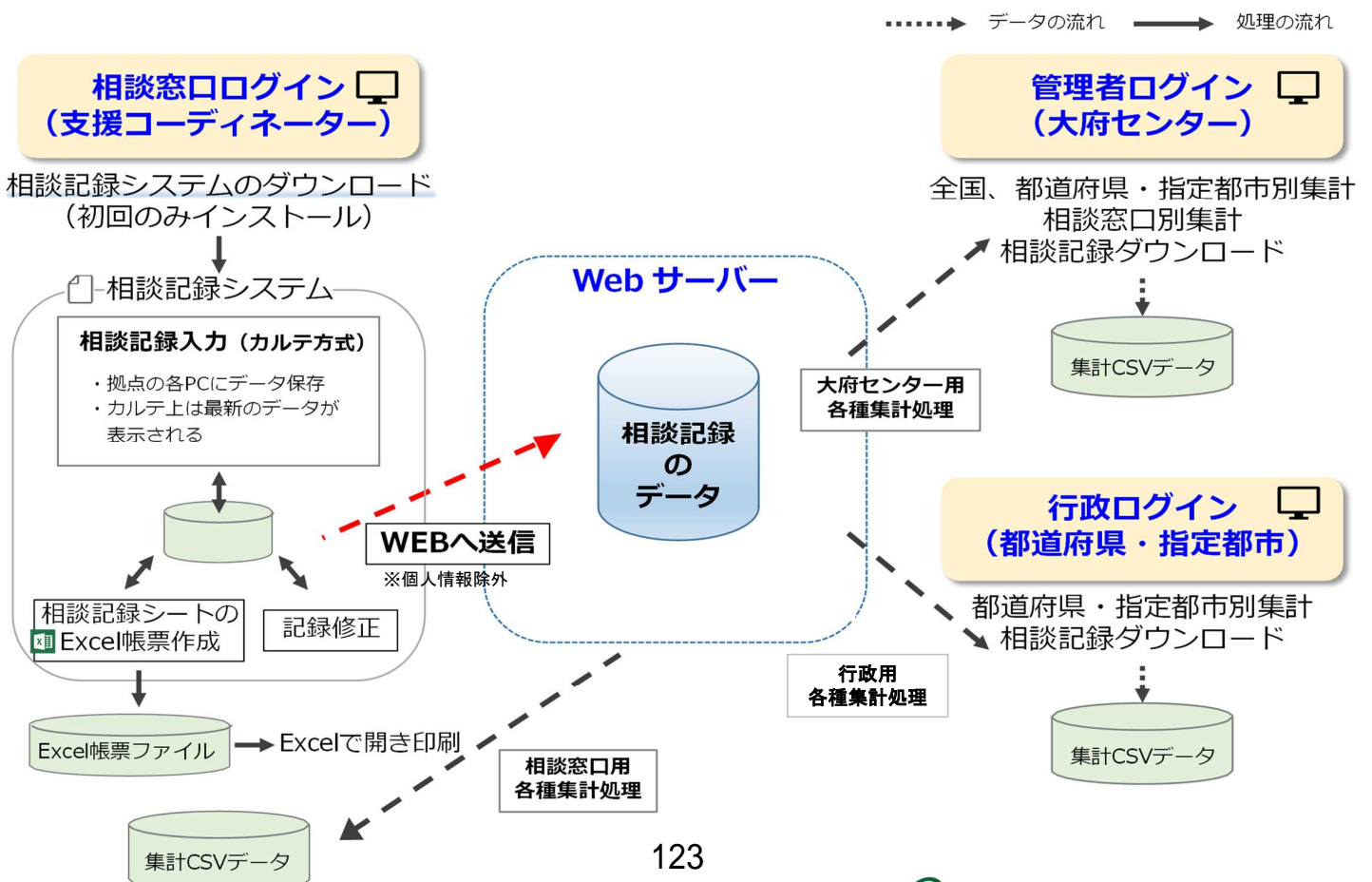
**R2.4～運用開始、随時申込可能**

➡ 認知症介護研究・研修大府センターが管理



若年性認知症の人への支援の強化につなげます

## 相談記録システムの概要



## 事業主が若年性認知症の方を雇用する上での 支援サービスがあります！

若年性認知症といっても、人によってその症状、進行はさまざまです。

若年性認知症の発症と同時に就労が困難になるわけではないので、**支援機関や支援制度を活用したり、症状に応じた職務内容の変更や配置転換を行うなどの取組により**、若年性認知症の方の**雇用継続の可能性は広がります**。

ハローワークなど全国の支援機関では、若年性認知症の方の就労に伴い、助成金の支給や相談窓口の設置など、各種支援サービスをご用意しています。

事業主の皆さまは、若年性認知症に関する理解を深め、支援機関と連携して、若年性認知症の方の雇用継続をはじめとする就労支援サービスをご利用ください。

### 若年性認知症を正しく理解しましょう

若年性認知症とは、**65歳未満に発症する認知症**をいいます。

若年性認知症の推定発症年齢の平均は51歳程度と働き盛りの年代であることから、本人や家族の問題だけでなく、就労などの社会的な問題が発生します。\*

若年性認知症の症状には、直前のことを忘れてしまう記憶障害や抑うつなどがあるため、発症後の早い段階で適切な支援につなげることが重要です。

※ 厚生労働省「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」（平成21年3月）

### 雇 用 事 例

#### 【事例1：配置転換により雇用継続された例】

高校卒業後、長年自動車販売会社営業職として勤務してきた男性。40歳になった頃より、「顧客の顔が覚えられない」「道に迷う」等が見られるようになり、精神科を受診するが改善が見られず。その後、意識障害が生じたことから総合病院を受診したところ、若年性アルツハイマー型認知症の疑いとの診断を受ける。

診断を受けたことで繋がりを持った若年性認知症家族会からの勧めもあり、高次脳機能障害支援拠点病院及び地域障害者職業センターの支援により、記憶障害の補完方法を習得するとともに職場にも症状を踏まえた職業生活の見直しを相談し、洗車業務担当へ配置転換がなされ雇用継続に至った。

※裏面に事例2を掲載

### 就労支援のサービス窓口

若年性認知症の方の就労に伴うサポートは、都道府県労働局やハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの各種支援機関で実施していますので、相談してみましょう。

各種就労支援サービスなどは裏面へ



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## 【事例2：就労支援機関と相談、ジョブコーチ支援を利用し再就職した例】

長年、介護職やケアマネージャーとして働いてきた61歳、女性。「何度も同じことを言う」「同じ書類を作る」等の行動が見られ、本人も物忘れを自覚したことから認知症専門クリニックを受診し診断を受ける。治療を受けながら雇用継続について職場と相談するが不調。

退職後、ハローワーク、地域障害者職業センターと相談し、「仕事内容を絞り込み、手順の確認をきちんと行えば、できる仕事はある」と自信を得て再就職活動を進め、障害を開示の上、ジョブコーチ支援事業を活用し、清掃・シーツ交換等の介護補助作業での再就職に至った。



<http://www.nivr.jeed.or.jp/download/kyouzai/kyouzai50.pdf>



## 若年性認知症の方の就労に伴う各種支援サービスなど

### ■ 法定雇用率へのカウント（※障害者手帳取得者）

- ・ 障害者手帳を取得されている方は障害者の法定雇用率制度の対象となります。

### ■ 各種助成金の活用（※障害者手帳取得者など）

- ・ 障害者の雇入れや職場定着に取り組む事業主に対する各種助成金があります（※障害者手帳取得者など）。

➢ 相談窓口 都道府県労働局 <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>  
公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



- ・ 事業主が、障害のある方を雇用するために、職場の施設・設備の設置または整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成します(※障害者手帳取得者)。

➢ 相談窓口 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪では高齢・障害者窓口サービス課） <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>

- ※ 若年性認知症と診断された方は、「精神障害者保健福祉手帳」の交付対象となります。また、原因疾患により身体に障害のある方は「身体障害者手帳」の交付対象にもなります。ただし、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の交付は、個々の障害の状態などによって判断されるため、申請すれば必ず交付されるものではないことにご留意ください。



### ■ 公共職業安定所（ハローワーク）を中心としたチーム支援

- ・ ハローワークが中心となって、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関、福祉機関など地域の支援機関が連携し、若年性認知症の方の就職から職場定着までの一貫した支援を実施します。➢ 相談窓口 公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



### ■ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

- ・ ジョブコーチが職場に出向き、きめ細かな人的支援を行います。障害者本人に対して、職場に適応するための作業やコミュニケーションに関する支援を行うとともに、事業主や職場の上司、同僚に対して、対象障害者との関わり方や作業指導の方法に関する助言、障害の理解についての啓発を行います。また、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。

➢ 相談窓口 地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/>



### ■ 地域障害者職業センター

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により、各都道府県に1か所（+ 5か所の支所）設置されています。ハローワークや地域の就労支援機関と連携して、障害者や事業主に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。

➢ 相談窓口 地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/>



### ■ 障害者就業・生活支援センター

- ・ 就職や職場への定着に当たって就業面や生活面の支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育などの関係機関との連携拠点として連絡調整などを行いながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行います（都道府県知事が指定する社会福祉法人などが運営しています）。

➢ 相談窓口 障害者就業・生活支援センター

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1160000-Shokugyouanteikyoku/0000146183.pdf>





## 8. 認知症高齢者等の医療・介護に携わる人材育成のための研修について

### (1) 認知症介護に係る研修の受講機会の拡大について

平成30年度介護報酬改定において、認知症の方に適切なサービスが提供されるよう専門的なケアを提供できる体制として、認知症介護実践リーダー研修や認知症介護指導者研修を修了した者が介護サービスを提供する体制を評価する加算（認知症専門ケア加算等）について、その対象サービスを拡大したところである。

また、大綱において、認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、認知症の行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう、認知症介護に係る研修を推進することとしている。

都道府県等に対しては、これまでも関係団体への研修の委託等により研修機会の拡大を図るようお願いしているところであるが、引き続き、受講希望者が適切に受講できるようご配慮いただきたい。特に、今年度研修受講希望者が定員数を上回っている都道府県等におかれては、団体への委託等を積極的に検討いただくとともに、適切に受講見込み者数を把握の上、会場や収容人数、日程、開催回数等について効率的な運営に資する見直しを行い、受講しやすい環境が整備されるようお願いする。

さらに、認知症介護実践者研修等の実施に当たっては、企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる認知症介護指導者養成研修修了者（以下「指導者」という。）を十分に活用願いたい。そのため、まずは、各都道府県・指定都市において指導者の養成をより一層推進していただくとともに、必要に応じて、他の都道府県・指定都市の推薦により指導者となった者の活用を検討するなど、関係都道府県・指定都市、関係団体と調整の上、柔軟に対応されたい。認知症介護基礎研修については、研修受講対象者として、介護保険サービス施設・事業所やサービス付き高齢者向け住宅等で、新任の介護従事者のみならず定期的に認知症の人の支援に携わる者を想定している。本研修の活用も含めて、介護保険サービス施設・事業所等の介護職員の全てが同研修を受講し、認知症介護に関する基礎的知識を有することができるよう体制の構築をお願いしたい。

また、同研修については、カリキュラムの一部の受講をeラーニングにより実施できる仕組みとしており、各都道府県等におかれては、様々な勤務形態の介護従事者等に研修機会を確保する観点からも、改めてeラーニングを活用した同研修の実施をご検討いただくようお願いする。なお、同研修の実施に要する経費については、eラーニングを含め、地域医療介護総合確保基金のメニューの一つであるので、積極的に活用をお願いしたい。

## 認知症施策推進大綱

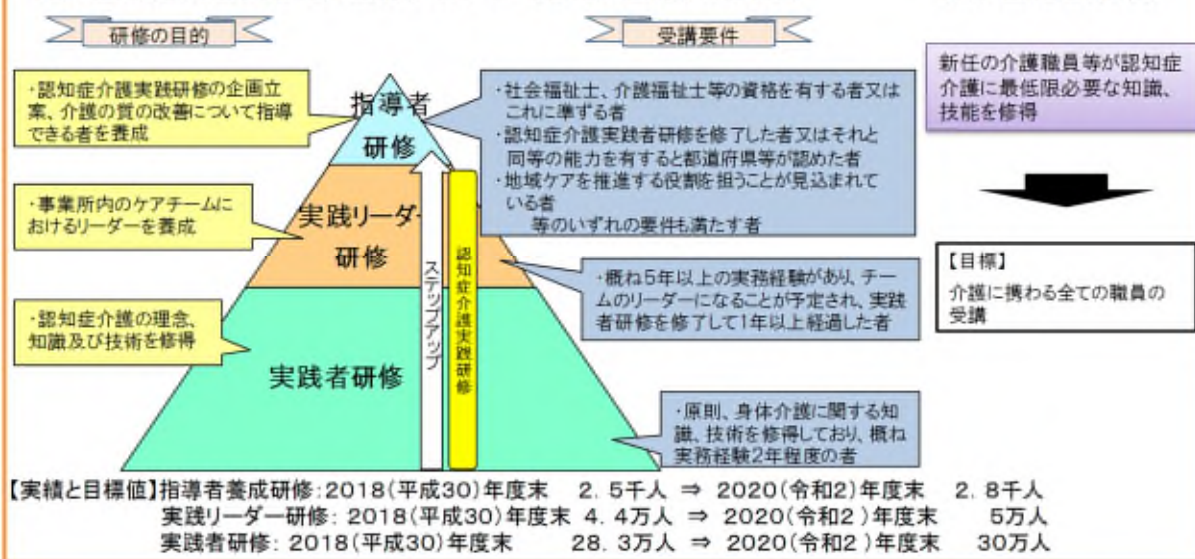
### 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

#### (3) 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

○ 認知症についての理解のもと本人主体の介護を行うことで、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、行動・心理症状(BPSD)を予防できるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修を推進する。研修の推進にあたっては、eラーニングの部分的活用を含めた、受講者がより受講しやすい仕組みについて引き続き検討していく。

【認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】

【認知症介護基礎研修】



#### (2) 認知症ケアレジストリへの登録の協力について

認知症介護研究・研修センターにおいては、認知症ケアレジストリ研究を実施しており、協力施設・事業所による登録を実施しているところである。本研究は、認知症の行動・心理症状(BPSD)を有する人に対し、どのようなケアを実施し、その結果どのような効果があるかを継続的に把握するものであり、今後、効果的な認知症ケアを確立する上で、より多くの施設・事業所に登録の協力をいただくことが重要である。本研究において、登録の対象となるのは、調査協力に同

意の得られる入所・入居系サービスとされており、1事例からでも参加・協力が可能となっている。対象となる施設・事業所より相談等があった場合には、こうした研究の趣旨についてご理解をいただき、対応をお願いする。

### **(3) 認知症サポート医養成研修について**

平成28年度および平成30年度診療報酬改定で認知症サポート医養成研修修了が要件とされている加算が新設されたため、当該研修の受講希望者が多い状況が続いており、今後もそうした状況が続くことが見込まれる。認知症サポート医は、地域の認知症患者に対する支援体制構築のための役割、業務として、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の講師を務めるなどの地域活動に関わっていくことが求められるものであり、そうした意義・役割を十分に理解の上、受講していただけるよう、都道府県・指定都市医師会と相談の上で研修対象者を決定されたい。

## 9. 認知症サポーターの活動の促進について

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲の手助けを行う認知症サポーターについては、全国各地で養成が進められており、これまでに1,200万人を超えるサポーターが養成されている。

一部の先進的な地域では、養成された認知症サポーターがステップアップ講座を受講し、認知症カフェのボランティアや行方不明時の見守り活動に加わるなど地域の取組に積極的に関わっているところである。

こうした取組を全国で推進する観点等から、大綱では、2025（令和7）年に向けた「KPI／目標」として、「全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備」することが掲げられたところである。

これを踏まえ、令和2年度予算案では、一定の活動の質を担保しながら、全ての市町村において認知症サポーターを中心とした支援チームの整備を推進していくため、チームオレンジの整備に主体的に取り組む市町村とその取組を広域的な見地から支援する都道府県との役割分担を明確にした上で、現行の都道府県を中心とした「認知症サポーター活動促進事業」を再編することとした。

具体的には、

- ・ 各市町村が地域の実情に応じて、主体的にチームオレンジを整備することができるよう、その立ち上げや運営支援を担うコーディネーターの配置に要する費用等を地域支援事業交付金の認知症総合支援事業により助成できるようにするとともに、
- ・ 都道府県が市町村の取組を広域的な見地から支援できるよう、市町村が配置するコーディネーターに対する研修に要する費用等を新たに地域医療介護総合確保基金の助成対象に位置付ける、
- ・ 65歳以上の高齢者に限らず、若者層、中年層、子育てを終えた層など幅広い年代を対象に介護人材確保を目的としたボランティアポイントの仕組みを地域医療介護総合確保基金の事業メニューとして新たに創設し、チームオレンジに参加するためにステップアップ講座を受講した場合や認知症サポーターがチームオレンジの支援活動に参加した場合等にも付与できるようにする



などチームオレンジに関する予算の充実を図ることとしている。

チームオレンジの運営の考え方や具体的な活動例、ステップアップ講座の実施方法等については、平成30年度の老人保健健康増進等事業により作成した「認知症サポーターチームオレンジ運営の手引き」によりお示ししているところであるが、現在、その内容を改定し、改めて周知することを予定しているので、事業の検討に当たって活用されたい。

また、令和2年度予算案では、都道府県が実施するチームオレンジコーディネーター研修の講師役となるオレンジ・チューターを一定数確保するため、現行の「認知症サポーター等推進事業」の事業内容を拡充し、補助事業者が研修実施機関としてオレンジ・チューターを養成するために行う研修事業を新たに創設することとしている。

その具体的なカリキュラム等の詳細については、補助事業者の決定後、早急に検討を進め、夏頃を目途にお示ししたいと考えているが、チームオレンジの意義・役割など制度に関する講義のみならず、チームの立ち上げや運営のポイント、ステップアップ講座の組み立て方や意思決定支援を含めた認知症の人との接し方に関する講義・演習などチームオレンジの効果的な運営に関する総合的な研修とすることを予定している。

(令和2年度のオレンジ・チューター養成研修の実施スケジュール(案))

令和2年4月	補助事業者による研修カリキュラムの検討・作成
	↓
7月	研修の開催案内の通知(受講者の推薦依頼)
8月～9月	第1回研修の実施
時期未定	第2回研修の実施

本研修を受講して養成されるオレンジ・チューターについては、県内のチームオレンジの立ち上げや運営に極めて重要な役割を担うことになることから、その受講者については、

- ・ 認知症地域支援推進員など認知症の人やその家族の日常生活の支援等について十分な知識と経験を有している者
- ・ キャラバン・メイト養成研修のグループワークの担当講師

・ 認知症サポーター養成研修の企画・講師経験が豊富なキャラバン・メイト  
などオレンジ・チューターとして適任と考えられる者を都道府県において複数名推薦いただくことを予定しているので、研修の実施に当たってはご協力願いたい。

なお、都道府県において、適任者が見つからないなど受講者の推薦が困難な場合は、オレンジ・チューター養成研修の実施機関（補助事業者）が都道府県の求めに応じて、例えば、適任と考えられるキャラバン・メイトが所在する管内の市町村等の情報を提供するなど受講者選定に関する助言等の支援を行うことを予定しているので、適宜、活用されたい。

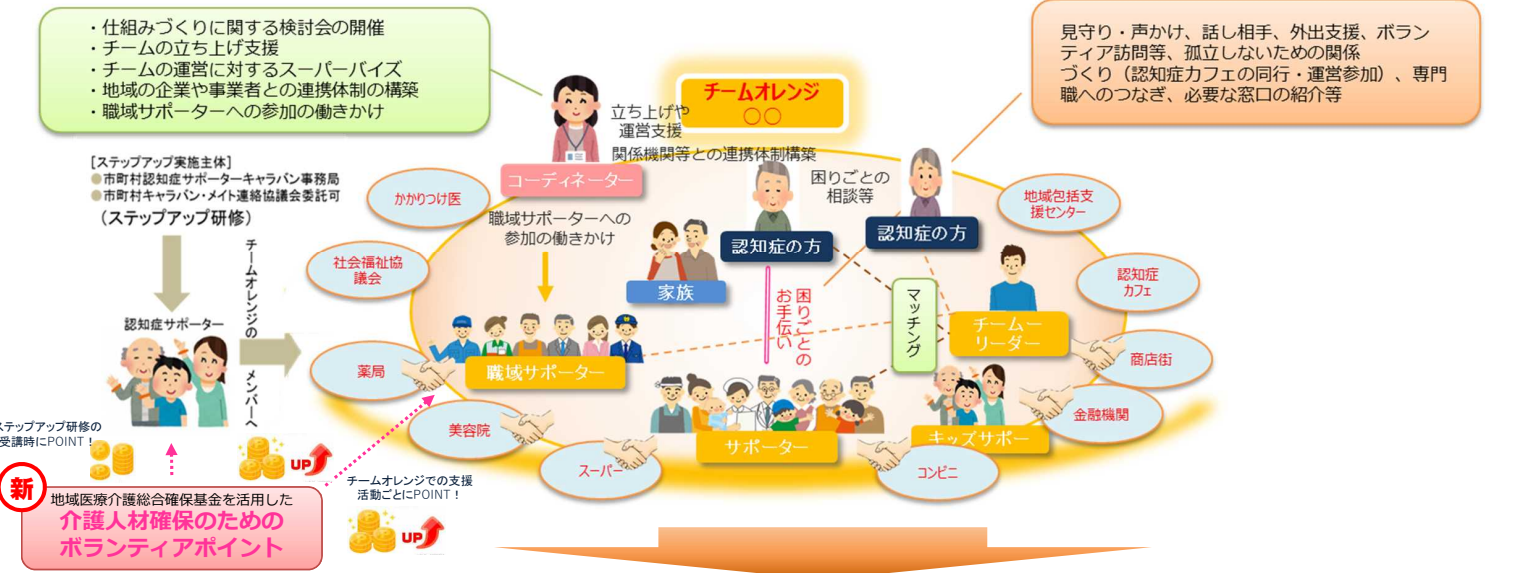
今回のチームオレンジに関する事業の再編は、単に認知症サポーターの活動を促進するだけでなく、認知症の人や家族に身近な市町村域における支え合いの枠組みづくりにも寄与するものと考えられることから、大綱に掲げられた「共生」の地域づくりを全国で進めていくため、各自治体におかれては、今回の再編の趣旨をご理解いただくとともに、積極的な事業展開に努めていただくようお願いする。

# 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の創設

認知症総合支援事業 令和2年度予算案（令和元年度予算額）：86億円の内数（86億円の内数）

- ◆ 診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、**市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組みとして『チームオレンジ』を地域ごとに整備。**（※）認知症地域支援推進員を活用しても可
- ◆ これらの整備費用に対して、**地域支援事業交付金により（現行の介護保険事業費補助金から組み替え）財政支援を行うことで、2025年を目標に全市町村で認知症サポーターを中心とした支援チーム（チームオレンジ等）の整備を目指す。**

【予算項目】（項）高齢者日常生活支援等推進費 （目）地域支援事業交付金 【実施主体】市町村  
 【負担割合】国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100



これらの取組を通じて、**認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに1千万人超が養成されている認知症サポーターの更なる活躍の場を整備**

## 新 介護人材確保のためのボランティアポイントの活用 （地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

○ボランティアポイントを活用することで、介護分野の各種研修やボランティア活動へのインセンティブを拡大し、若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の**社会参加・就労的活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍を支援。介護人材の裾野を拡大する。**

※現行制度で実施されている介護予防に資する高齢者向けのボランティアポイント制度の仕組みを参考

### 新 地域医療介護総合確保基金を活用した「介護人材確保のためのボランティアポイント」

- 若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層
- 実施主体：都道府県（市町村への補助を想定）
- ポイント付与の対象：若者、中年年齢者、子育てを終えた者、高齢者等。認知症の人も対象。
- 対象事業：
  - ①都道府県等が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講
  - ②高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等での介護の周辺業務（清掃、配膳、見守り等）などのボランティア活動
- 財源構成：国2/3、都道府県1/3

#### <取組のイメージ>



#### 【現行制度】地域支援事業（一般介護予防事業）を活用した「介護予防に資するボランティアポイント」

- 高齢者層
- 実施主体：市町村（平成30年度：515市町村で実施）
- ポイント付与の対象：高齢者
- 対象事業：①介護予防に資するボランティア活動  
②介護予防に資する活動への参加
- 財源構成：国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、介護保険料50%

※両施策を同時に実施する場合、一体的にポイントの管理、ボランティア活動の場へのマッチングを行うことは可能（共通経費は登録者数の多い制度に計上）  
 ※それぞれ単独での実施も可能

# チームオレンジコーディネーター研修等事業の創設

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）令和2年度予算案（令和元年度予算額）：82億円の内数（82億円の内数）

- ◆ 現在、認知症高齢者に対するより適切なケア・サービス提供のために、介護従事者を対象とする8研修、医療従事者を対象とする7研修、認知症総合支援事業に携わる者を対象とする2研修の計17研修を実施。
- ◆ 今般、認知症サポーター活動促進事業を「認知症総合支援事業」のメニューに位置付けることも踏まえ、**一定の活動の質を担保しながらチームオレンジの整備を推進していく観点から**、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）における認知症総合支援事業関係研修の一つとして、その活動の中核的な役割を担う**コーディネーター等を養成するための研修を新たに創設**

【予算項目】（項）介護保険制度運営推進費 （目）医療介護提供体制改革推進交付金 【実施主体】 都道府県 【補助率】 2/3

## 地域医療介護総合確保基金・82億円の内数

### 介護従事者を対象とする研修

- 認知症対応型サービス事業管理者研修
- 認知症対応型サービス事業開設者研修
- 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- 認知症介護指導者フォローアップ研修
- 認知症介護基礎研修

### 医療従事者を対象とする研修

- 認知症サポート医養成研修
- 認知症サポート医フォローアップ研修
- かかりつけ医認知症対応力向上研修
- 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修
- 歯科医師の認知症対応力向上研修
- 薬剤師の認知症対応力向上研修
- 看護職員の認知症対応力向上研修

### 認知症総合支援事業関係研修

- 認知症初期集中支援チーム員研修
- 認知症地域支援推進員研修

#### 新 チームオレンジコーディネーター研修等

チームオレンジの整備・活動を推進するために市町村が配置するコーディネーターやチームオレンジのメンバー等に対して、必要な知識や技術を習得するための研修その他の必要な支援を実施



## 一般財源

### 介護従事者を対象とする研修

- 認知症介護実践者研修
- 認知症介護実践リーダー研修
- 認知症介護指導者養成研修

# 認知症サポーター等推進事業の拡充

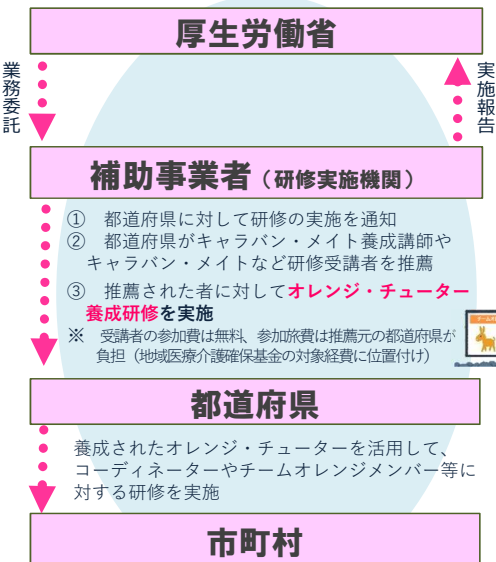
認知症サポーター等推進事業 令和2年度予算案（令和元年度予算額）：27,889千円（27,889千円）

- ◆ 市町村が設置するコーディネーター等に対する研修等を実施するために都道府県が活用するオレンジ・チューターについては、認知症に関する正しい知識を有していることはもとより、チームオレンジの基本理念や具体的なマッチングの手法等に関する知識や技術を兼ね備えていることが求められる。
- ◆ こうした**一定水準以上の知識や支援技術を兼ね備えたオレンジ・チューターを一定数確保するためには**、少なくともチームオレンジの仕組みが浸透し、定着するまでの一定期間、**国において一貫性のある養成を図ることが必要**。
- ◆ このため、現行の「認知症サポーター等養成事業」の事業内容を拡充し、補助事業者が**オレンジ・チューターを養成するための研修事業を新たに創設**する。

【予算項目】（項）介護保険事業費補助金 （目）認知症サポーター等推進事業 【実施主体】 民間団体等 【負担割合】 定額補助

### （参考1）研修体系のイメージ

### （参考2）研修テキストのイメージ



認知症サポーターキャラバン・メイト 第2ステップ

認知症サポーター チームオレンジ スタッフアップ研修

認知症の人の意思決定支援ガイドライン

平成30年度 老人保健健康増進等事業「認知症サポーターの地域での活動を推進するための調査研究事業」の成果物

- ・『認知症サポーター チームオレンジ運営の手引き』
- ・『認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン』
- ・『認知症の理解～「つなぎ」のための情報整理』





## 10. 行方不明認知症高齢者等に対する見守りの取組について

認知症高齢者やその疑いのある行方不明者として届けられた人数については、年々増加しており、平成30年中において16,927人と前年に比べ6.7%の増加となっている。（警察庁統計）

こうした行方不明に対応するため、既に多くの市町村（令和元年10月1日時点で1,611箇所）では、生活関連団体等との認知症高齢者の捜索等に関する協定の締結やGPS等の機器・システムの活用等、見守り体制の構築を進めていただいている。見守り体制の構築については、好事例等を記載した「見守り・SOS体制づくり基本パッケージ・ガイド」を平成29年度の老人保健健康増進等事業で作成しているので、未構築の地域において参考とされるとともに、行方不明高齢者等が発生した場合における他都道府県・市町村と連携した捜索時の具体的な手順の作成・連絡体制の整備等認知症の人が安心して外出できる地域づくりや広域的な見守り体制の構築に、適宜活用されたい。

また、市町村、都道府県を超えた広域の見守りネットワークの構築も重要であり、都道府県におかれては、「認知症総合戦略推進事業」を活用する等により、広域な地域の見守り体制の構築に積極的に取り組んでいただきたい。

（参考）「見守り・SOS体制づくり基本パッケージ・ガイド」

[https://www.dcnnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center1/t\\_h29SOS\\_guide.pdf](https://www.dcnnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center1/t_h29SOS_guide.pdf)

また、厚生労働省ホームページにおいて、

- ・ 「行方不明を防ぐ・見つける市区町村・地域による取組事例」を紹介している。認知症サポーターの養成を通じた地域住民による見守り活動や、公共交通機関等地域の関係機関との協働による行方不明時の模擬訓練の実施等様々な事例を掲載しているので参照いただき、認知症高齢者を地域で見守り、コミュニティで支える仕組みを、引き続き推進されたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167804.html>

- ・ 「身元不明認知症高齢者等に関する特設サイト」を設置し、各都道府県における身元不明認知症高齢者等の情報に関するホームページとリンクしている。身元不明の認知症高齢者等の有無や人数等の情報の掲載は、家族や親族等の通

報のきっかけとなり、身元の判明にも繋がると承知している。引き続き、身元不明認知症高齢者等に関する情報の掲載に向けた積極的な取組をお願いするとともに、過去に登録いただいたホームページ URL に変更が生じた場合は、速やかに認知症施策推進室あてにご連絡いただくようお願いする。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052978.html>

なお、認知症の行動・心理症状（BPSD）のひとつに、いわゆる「徘徊」といわれる症状があるが、「徘徊」という言葉が「目的なく歩き回ること」などの意味を持つことから、認知症の本人の方より、目的があって外出したものの道がわからなくなってしまふなど、本人なりの理由があつての行動であり、こうした行動について目的がないとされる「徘徊」という言葉を使用されることには抵抗がある旨の強いご意見がある。

一方で、現時点ではこれに代わる同定義の用語を定めることは困難であり、また BPSD としての症状を否定するものではないことから、認知症施策推進室では、その症状について用途や文脈によって判断し、敢えて使用する必要がない場合には、例えば「行方不明」「歩き回って道がわからなくなる」などの表現を用いることとしている。各都道府県、市町村における用語の使用にあたり、参考にさせていただきたい。



## 11. 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業の活用について

認知症高齢者グループホームの家賃等については、在宅サービスの利用者と同様、その全額が利用者の負担とされているところであるが、地域によっては利用者負担が高く、入居希望者の経済的な理由により入居を断念せざるを得ない状況がある。

このため、平成24年度から地域支援事業の任意事業において、「認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業」をメニューの一つとして設定しているところである。

都道府県におかれては、未実施市町村に対し、認知症高齢者グループホームの家賃等の状況や地域の認知症高齢者の状況等を勘案したうえで、必要があると認められた際には、事業の実施について検討いただけるようご配慮願いたい。その際、平成30年度に事業を実施している市町村の協力の下、「事業創設に至った経緯・効果等」について、主な事例をまとめているので、事業実施の検討にあたり参考となるよう、市町村への周知をお願いします。

### 【参考事例】

都道府県	市町村名	事業創設に至った経緯・効果等
北海道	岩内町	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・低所得な在宅高齢者（一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯等）で、要介護状態等にある方の多くが老朽化した公営住宅や自宅等における自立した生活が困難であり、地域での見守り等では対応しきれない状況が見受けられていたため、町内の居住系サービス事業所（グループホーム等）への入居を促進し、安全安心な日常生活を営むための居住の確保を図る必要があった。</li></ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・認知症高齢者が引き続き住み慣れた地域で暮らすため、当該助成事業を活用し、グループホーム等に入居した結果、地域における「なじみ」の関係が継続され、安定した日々を送ることができている。</li><li>・また、補助対象事業所の利用者数及び事業収入増加に寄与することができしており、町内におけるサービス基盤の維持確保につながっている。</li></ul>

北海道	標津町	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームは、非課税世帯に対する家賃（居住費）や食費の補足給付の制度が無いことなどから、特養に比べ、利用者の負担が大きい。</li> <li>・町内のグループホームでは生活保護受給者の受け入れを行っており、家賃を生活保護費の住宅扶助の上限である 24,000 円に据え置く軽減を社会貢献の一環として独自に行い、現在も継続している。</li> <li>・平成 27 年度に入り経済的な相談が増加し、実際に退去者が 2 名出ている。</li> <li>・平成 27 年 11 月時点で 5 床が空床となっており、待機者もおらず、入居者の確保がグループホームの喫緊の課題となっていた。</li> <li>・入所者及び家族の経済的負担の軽減やグループホームの存置対策等を目的として、家賃等助成事業について検討していた。</li> <li>・道内では、4 団体（池田町、愛別町、剣淵町、上川町）が家賃等助成事業を実施しており、先進事例を参考にした。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度末から引き続き満室（18 室）となっており、施設経営の安定にもつながっている。</li> <li>・平成 29 年度に実施したアンケートでは、「助成金がなかった場合、現施設への入居は不可能だった」と回答した受給者が 44.4%と約半数を占めたほか、事業者からも「満室の大きな要因」「低所得者の入居が可能となった」などの効果が挙げられた。</li> <li>・今後も現状維持での事業継続が望ましいと思われる。</li> </ul>
北海道	剣淵町	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特養などの基盤整備が不十分なため、入所できず認知症グループホームに入所することとなった要介護認定を受けた被保険者について、低所得者に対する家賃等の負担軽減の要望が強かったため。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得の被保険者を受け入れ、家賃等の軽減を行っている認知症グループホームに対し助成を行うことにより、各事業所の安定した経営の継続が図られ、間接的に低所得者の経済的負担を軽減することができている。</li> </ul>

山形県	長井市	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業計画により認知症高齢者グループホームの基盤整備は順調に進んだが、利用料金について、施設サービスの補足給付のように負担が軽減される制度が無いことから、本来であれば認知症グループホームで家庭的な雰囲気の中で生活することが望ましい被保険者が経済的理由から入所できない等の課題があった。このため、補足給付に準じた制度を実施した。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は三世帯同居率の高い山形県にあって一人暮らし高齢者の割合が県内で三番目に高く、制度改正により、特別養護老人ホームが要介護3以上に特化されることで、要介護2までの単身高齢者の処遇や高齢者のみ世帯の介護負担増の懸念や、家族の介護離職等が課題となりました。地域密着型サービス事業所の基盤整備を進め、本事業を実施したことで、被保険者にとっては住み慣れた地域で暮らせることになり、家族にとっては介護離職せずに介護の時間を持つことができ、その効果は大きいと感じている。</li> </ul>
福島県	金山町	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の増加や、町内にグループホームが建設されたこともあり、入居希望者はいたが金銭的な理由で入居に至らないケースが多く、施設側も入居者が少ない状態で経営が厳しく、助成事業によって利用者の不安を取り除き、入居を促進する必要があったため。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の入居者は介護度が大きく上がることもなく、同じ方が長く入居されており、状態が安定し住み慣れた町で暮らすことができている。</li> </ul>
福島県	只見町	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年に認知症グループホームが開設されたが当初入居者がなく入居を促進する必要があったため。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所待機者が解消された。</li> <li>・介護の知識を十分に持っている職員がその人にあった適切なケア方法で対処するため、認知症による問題行動を減らすことができる。</li> </ul>
千葉県	我孫子市	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年当時、在宅生活が困難な認知症高齢者は、グループホームへの入居に適しているが、経済的な理由から特別養護老人ホームへの入所を希望する状況があるため、低所得の高齢者には、特別養護老人ホームへの入所と同等の負担で入居できるようにする目的で事業を開始した。</li> </ul>

東京都	品川区	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年 4 月の特養入居要件厳格化（原則要介護度 3 以上）を契機に、これまでであれば特養を利用できていた低所得の要介護度 1・2 の方への対策として導入。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームは家賃が高めに設定されており、利用料が特養のユニット型よりも高額となる事例がある。この制度を導入したことにより、グループホームへの入居をあきらめていた人が利用できるようになった。</li> </ul>
大阪府	茨木市	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームの利用者負担額が他の介護保険施設と比べると費用負担が大きいため、認知症ケアが必要な高齢者が特養への入所を余儀なくされ、特養の待機者数が増える一因となっているため、実施市の好事例を参考にして創設した。</li> </ul> <p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでは利用者負担額を考えると特養しか入所する選択肢がなかった認知症高齢者が、この補助があることによってグループホームに入所できた。</li> </ul>
岡山県	久米南町	<p><b>【事業創設に至った経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所系サービスは特別養護老人ホームに偏っており、費用が割高な認知症グループホームへの入居を促進する必要があったため。</li> </ul>
熊本県	多良木町	<p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を実施することで、これまで独居だった認知症高齢者がグループホームで安心して生活することができており、常に見守り等を行っていた近隣住民や民生委員等にも安心感を与えることができています。また、同居家族がいても認知症の症状により介護負担が増大していたり、低所得のため十分な介護サービスが提供できていなかった世帯などに対しても支援を行うことができています。</li> </ul>

## 12. 認知症施策に関する令和2年度予算案について

認知症施策に関する令和2年度予算案においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、大綱に盛り込まれた施策に関する予算措置も含め、対前年度比で約6億円増の約125億円を計上している。

このうち、都道府県・市町村向けの補助事業として、

- ① 地域支援事業交付金において、認知症の人本人・家族のニーズに応える認知症サポーターの活動（チームオレンジ）を促進するための認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
- ② 地域医療介護総合確保基金において、チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するためのチームオレンジ・コーディネーター研修等事業

を新たに創設することとしており、これに伴い関係する補助金の実施要綱等を以下のとおり改正する予定である。今般、これらの新規事業の実施に係る検討に資するため、現時点の改正案をお示しするので、各自治体におかれては、これらの事業を積極的に活用し、認知症になってからも安心して暮らし続けられる地域づくりの推進に努められたい。

なお、今回お示しする改正案については、今後、変更等があり得ることに留意されたい。

(認知症施策に関する補助金の実施要綱等の主な改正内容)

実施要綱等の名称	主な改正内容
地域支援事業実施要綱	別記3の3認知症総合支援事業に「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」に関する規定を新設
認知症総合戦略推進事業実施要綱	3の(5)「認知症サポーター活動促進事業」に関する規定を削除
地域医療介護総合確保基金管理運営要領	別記2の2の対象事業に「チームオレンジ・コーディネーター研修等事業」に関する規定を新設
認知症サポーター等養成事業実施要綱	3の事業内容及び対象者に「ステップアップ講座の実施」に関する規定を新設

改正後	現 行
<p>別紙 地域支援事業実施要綱</p> <p>別記3 包括的支援事業（社会保障充実分） 3 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号） （1）認知症初期集中支援推進事業 略 （2）認知症地域支援・ケア向上事業 略 （3）認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業</p> <p><u>ア 目的</u> 認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に掲げた「共生」の地域づくりを推進することを目的とする。</p> <p><u>イ 実施主体</u> 市町村。ただし、市町村は、ウの事業の全部又は一部について省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者に委託することができる。</p> <p><u>ウ 事業内容</u> <u>（ア）実施体制</u> 事業の実施に当たって、（イ）の役割を担うチームオレンジコーディネーターを地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センター等に1名以上配置するものとする。なお、認知症の人の数その他の状況により、認知症地域支援推進員がチームオレンジコーディネーターを兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。 <u>（イ）チームオレンジコーディネーターの業務内容</u> 地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター（認知症サポーター養成講座に加え、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座（「認知症サポーター等養成事業の実施について」（平成18年7月12日老計発07</p>	<p>別紙 地域支援事業実施要綱</p> <p>別記3 包括的支援事業（社会保障充実分） 3 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号） （1）認知症初期集中支援推進事業 略 （2）認知症地域支援・ケア向上事業 略 <u>（新設）</u></p>



12001号厚生労働省老健局計画課長通知)の別添「認知症サポーター等養成事業実施要綱」の3.(3)に定める講座をいう。以下同じ。)を受講した者)を中心とした支援を繋ぐ仕組み(以下「チームオレンジ」という。)を整備し、その運営を支援する。

チームオレンジを整備するためのプロセスやチームオレンジの活動内容など事業の詳細については、各地域で認知症の人やその家族の支援ニーズのほか、既存の社会資源等を勘案した上で設定すべきものであるため、以下の具体例も参考に地域の実情を考慮した上で柔軟に実施すること。

(具体例)

a チームオレンジの立ち上げ支援

- ・地域で暮らす認知症の人やその家族の支援ニーズを把握するため、本人ミーティングの場の活用や地域・職域における認知症サポーターその他の地域住民からの情報収集・分析
- ・認知症の人やその家族の視点を反映したチームオレンジの活動方針の検討
- ・ステップアップ講座の企画や受講勧奨など実施支援
- ・ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等によるチームオレンジの編成

b チームオレンジの運営支援

チームオレンジの運営において中核的な役割を担うメンバーと役割分担を行いながら以下の業務を実施。

- ・チームオレンジのメンバーの管理
- ・認知症の人やその家族の支援ニーズとチームオレンジの支援とのマッチング
- ・チームオレンジの活動を通じて得られた個人情報の適切な管理
- ・地域の医療・介護の関係機関や小売業・金融機関・公共交通機関など生活関連の企業・団体等との連携体制の構築
- ・企業・職域型の認知症サポーターや小・中・高校生認知症サポーターに対するチームオレンジへの参加の働きかけ
- ・チームオレンジの定例会の開催、運営に関する助言等

エ 留意事項

(ア) チームオレンジコーディネーターは、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用者の世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(イ) 認知症の本人の視点を反映したチームオレンジの活動を展開するため、チームオレンジの活動内容の設定に当たっては、本人ミーティングの場等も活用しながら、認知症の本人の希望や必要としていること等をできる限りくみ取るよう努めること。

(ウ) チームオレンジによる支援は、外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症カフェの同行支援等の対人援助のみならず、例えば、単身高齢者が多く暮らす地域を定期的に巡回するなど、地域のニーズを踏まえた上で柔軟に設定すること。

(エ) チームオレンジには、原則として、認知症の人が地域で生活していく上で関わる機会が多いと想定される幅広い年齢層の認知症サポーターや、企業・職域型の認知症サポーターの参画を求めること。また、認知症の人や家族を単に支えられる側ととらえるのではなく、チームオレンジのメンバーの1人として社会参加できる環境の整備に配慮すること。

(オ) ステップアップ講座の企画に当たっては、オレンジ・チューター（「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」の別記2「介護従事者の確保に関する事業」の（22）のロに定めるチームオレンジコーディネーター研修等事業の講師等をいう。）のほか、認知症サポーターキャラバン市町村事務局とも緊密に連携すること。なお、ステップアップ講座の実施にかかる費用については、本事業ではなく別記4の任意事業の3（3）のエの認知症サポーター等養成事業に係る費用として計上し実施を行うこと。

(カ) 市町村は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分すること。

(キ) 近隣市町村が連携又は共同して、ウの事業全て又はその一部を実施することも可能である。

(ク) チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましいこと。

改正後	現 行
<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">認知症総合戦略推進事業実施要綱</p> <p>1 目的  <u>認知症施策推進大綱</u>に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための事業を実施することを目的とする。</p> <p>2 実施主体                      本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3（2）から（4）までの事業については、<u>都道府県及び指定都市とする。</u>                      なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容                      (1)～(4) (略)  <u>(削除)</u></p>	<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">認知症総合戦略推進事業実施要綱</p> <p>1 目的  <u>認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）</u>に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための事業を実施することを目的とする。</p> <p>2 実施主体                      本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3（2）から（4）までの事業については、<u>都道府県及び指定都市とし、3（5）の事業については、都道府県及び市町村とする。</u>                      なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容                      (1)～(4) (略)  <u>(5) 認知症サポーター活動促進事業</u>  <u>地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み「チームオレンジ」を構築し、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を図るとともに、認知症サポーターのさらなる活躍の場を整備する。</u>                      (ア) <u>具体的な取組内容</u>                      ① <u>市町村にコーディネーターを適宜配置し、認知症の方等の身近な困りごとを把握する。</u>                      ② <u>市町村（コーディネーター）は、研修を通じてさらなるステップアップを図った認知症サポーターのチームを編成する。</u>                      ③ <u>コーディネーターによる①で把握したニーズと②のチームとのマッチングを実施する。</u></p>

<p>4 (略)</p>	<p>④ <u>チームによる外出支援、見守り・声かけ、話し相手、ボランティア訪問等、孤立しないための関係づくり（認知症カフェの同行・運営参加）等を実施する。</u></p> <p>(イ) <u>実施に当たっての留意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市町村のみならず、ステップアップ研修による養成など事業の一部や、広域的な実施を各都道府県が担うことも可能である。各都道府県においては、市町村の実施状況や意向を把握しつつ、市町村との役割分担を明確にした上、取り組むこと。</u></li> <li>・ <u>研修内容については、別途、提示のカリキュラムを標準とし、地域の実情や認知症の人のニーズを踏まえたものとする。</u></li> <li>・ <u>認知症サポーターで構成されるチームによる支援はボランティアとすることが望ましい。</u></li> </ul> <p>4 (略)</p>
--------------	---

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」  
 (平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知)  
 新旧対照表(案)(抜粋)

改正後	現 行
<p>別紙                      地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>別記2                      介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)                      2 対象事業                      (1)～(20)略</p> <p>(22) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等  <u>イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業</u>                      介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。</p> <p><u>ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業</u>  <u>チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。</u></p> <p>(23)～(34)略</p>	<p>別紙                      地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>別記2                      介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)                      2 対象事業                      (1)～(20)略</p> <p>(21) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業                      介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。</p> <p>(22)～(30)略</p>

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">認知症サポーター等養成事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 事業内容及び対象者</p> <p>(1) キャラバン・メイト養成研修事業 略</p> <p>(2) 認知症サポーター養成事業 略</p> <p><u>(3) ステップアップ講座の実施</u></p> <p><u>ア. 目的</u></p> <p><u>認知症サポーター養成事業の講座修了者の認知症に関する基礎知識・理解を深めるための講義等を通じて、チームオレンジ（認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みをいう。）の活動に参画するなど、より実際の支援活動に繋げることを目的とする。</u></p> <p><u>イ. 対象者</u></p> <p><u>認知症サポーター養成事業の講座修了者</u></p> <p><u>ウ. 研修内容・時間</u></p> <p><u>認知症サポーターが目指す実際の支援活動の内容に応じて、以下の具体例等を参考に、各地域の実情に応じて、具体的な研修内容や時間を設定すること。</u></p> <p><u>(具体例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ チームオレンジの意義や役割の理解に関する講義</u></li> <li><u>・ 認知症の基礎知識・理解をさらに深めるための講義</u></li> <li><u>・ 認知症の人への接し方のロールプレイングや認知症の人本人の話を聴くなど座学以外の実習や演習</u></li> <li><u>・ 個人情報、プライバシーへの配慮に関する講義</u></li> <li><u>・ 意思決定支援に関する講義</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">認知症サポーター等養成事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 事業内容及び対象者</p> <p>(1) キャラバン・メイト養成研修事業 略</p> <p>(2) 認知症サポーター養成事業 略</p> <p><u>(新設)</u></p>



<p>・<u>チームオレンジで活動するために必要な知識、対応スキル等の取得に関する講義、 実習、演習等</u></p>	
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>

# 參考資料

認知症疾患医療センターの整備状況について

※類型(1:基幹型、2:地域型、3:連携型)

令和2年2月現在

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
北海道	医療法人亀田病院分院 亀田北病院	医療法人亀田病院	H29.4.1 (H24.4.1)	函館市石川町191番地4	2
北海道	特定医療法人富田病院	特定医療法人富田病院	H29.4.1 (H24.4.1)	函館市駒場町9番18号	2
北海道	社会医療法人函館博栄会 函館渡辺病院	社会医療法人函館博栄会	H29.4.1 (H24.4.1)	函館市湯川町1丁目31番1号	2
北海道	医療法人風のすずらん会 江別すずらん病院	医療法人風のすずらん会	H30.4.1 (H26.7.16)	江別市上江別442番15	2
北海道	医療法人資生会 千歳病院	医療法人資生会	H30.4.1 (H26.7.16)	千歳市桂木1丁目5番6号	2
北海道	小樽市立病院	小樽市	H30.4.1 (H26.7.16)	小樽市若松1丁目1番1号	2
北海道	島田脳神経外科	医療法人たんぼぼ会	H31.4.1	小樽市錦町1番2号	3
北海道	砂川市立病院	砂川市	H29.4.1 (H24.4.1)	砂川市西4条北3丁目1番1号	2
北海道	総合病院 伊達赤十字病院	日本赤十字社	H29.4.1 (H24.4.1)	伊達市末永町81番地	2
北海道	医療法人社団千寿会 三愛病院	医療法人社団千寿会	H29.4.1 (H24.4.1)	登別市中登別町24番地12	2
北海道	社会医療法人友愛会 恵愛病院	社会医療法人友愛会	H29.4.1 (H24.4.1)	登別市鷺別町2丁目31番地1	2
北海道	医療法人社団倭会 ミネルバ病院	医療法人社団倭会	H29.4.1 (H24.4.1)	伊達市松ヶ枝町245番の1	2
北海道	医療法人社団玄洋会 道央佐藤病院	医療法人社団玄洋会	H29.4.1 (H24.4.1)	苫小牧市字樽前234番地	2
北海道	医療法人社団 旭川圭泉会病院	医療法人社団旭川圭泉会病院	H29.4.1 (H24.4.1)	旭川市東旭川町下兵村252番地	2
北海道	医療法人社団志恩会 相川記念病院	医療法人社団志恩会	H30.4.1 (H26.7.16)	旭川市大町2条14丁目92番地20-2	2
北海道	北見赤十字病院	日本赤十字社	H29.4.1 (H24.4.1)	北見市北6条東2丁目1番地	2
北海道	北海道立向陽ヶ丘病院	北海道	H30.4.1 (H26.4.1)	網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号	2
北海道	医療法人社団博仁会 大江病院	医療法人社団博仁会	H30.4.1 (H25.8.26)	帯広市西20条南2丁目5番3号	2
北海道	社会医療法人孝仁会 星が浦病院	社会医療法人孝仁会	H30.4.1 (H26.7.16)	釧路市星が浦大通3丁目9番13号	2
青森県	青森県立つしが丘病院	青森県	H30.4.1 (H21.4.1)	青森市大字三内字沢部353番地92号	2
青森県	弘前愛成会病院	一般財団法人愛成会	H29.4.1 (H23.11.1)	弘前市北園1丁目6-2	2
青森県	青南病院	医療法人青仁会	H29.4.1 (H23.11.1)	八戸市田面木赤坂16-3	2
青森県	高松病院	医療法人幸仁会	H30.4.1 (H24.11.1)	十和田市大字三本木字沢ノ沢1-249	2
青森県	つがる総合病院	つがる西北五広域連合	H30.1.1 (H26.10.1)	五所川原市字岩木町12番地3	3
青森県	むつ総合病院	一部事務組合下北医療センター	H29.7.1	むつ市小川町1丁目2番8号	3
岩手県	岩手医科大学附属病院	学校法人岩手医科大学	H29.4.1 (H21.4.1)	岩手県紫波郡矢巾町医大通2-1-1	1
岩手県	宮古山口病院	社団医療法人新和会	H30.4.1 (H27.1.5)	宮古市山口五丁目3番20号	2
岩手県	独立行政法人国立病院機構花巻病院	独立行政法人国立病院機構	H31.4.1 (H28.4.1)	花巻市諏訪500番地	2
岩手県	北リアス病院	社団医療法人祐和会	H31.4.1 (H28.4.1)	久慈市源道第12地割111番	2
岩手県	おとめがわ病院	医療法人社団創生会	H30.4.1	奥州市水沢区佐倉河字慶徳27番地1	2
宮城県	三峰病院	医療法人移川哲仁会	H28.4.1 (H23.6.1)	気仙沼市松崎柳沢216-5	2
宮城県	こだまホスピタル	医療法人有恒会	H28.4.1 (H25.9.1)	石巻市山下町2-5-7	2
宮城県	精神科病院 仙南サナトリウム+	医療法人社団蔵王会	H29.4.1 (H26.9.1)	白石市大鷹沢三沢字中山74-10	2
宮城県	坂総合クリニック	公益財団法人宮城厚生協会	H30.4.1 (H27.8.1)	多賀城市下馬2-13-7	3
宮城県	旭山病院	医療法人朋心会	H30.4.1 (H28.3.1)	大崎市鹿島台平渡字大沢21-18	2
宮城県	こころのホスピタル・古川グリーンヒルズ	医療法人菅野愛生会	H30.4.1 (H28.3.1)	大崎市古川西館3-6-60	2
宮城県	南浜中央病院	特定医療法人松涛会	H28.8.1	岩沼市寺島字北新田111番地	2
秋田県	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H31.4.1 (H25.10.1)	大仙市協和と淀川字五百刈田352	2
秋田県	秋田緑ヶ丘病院	医療法人久盛会	H30.4.1 (H27.10.1)	秋田市飯島字堀川84番地	2
秋田県	市立秋田総合病院	地方独立行政法人市立秋田総合病院	H31.4.1 (H28.10.1)	秋田市川元松丘町4番30号	1
秋田県	大館市立総合病院	大館市	H31.4.1 (H28.10.1)	大館市豊町3番1号	2
秋田県	たかのす今村クリニック	医療法人久幸会	H31.4.1 (H28.10.1)	北秋田市栄字中綱89-5	3
秋田県	菅医院	医療法人せいとく会	H31.4.1 (H29.2.1)	湯沢市小野字東塚77-1	3
秋田県	能代厚生医療センター	秋田県厚生農業協同組合連合会	H29.10.1	能代市落合字上前田地内	2
秋田県	横手興生病院	社会医療法人興生会	H30.2.1	横手市根岸町8-21	2
秋田県	菅原病院	特定医療法人荘和会	H30.3.1	由利本荘市石脇字田尻33番地	2
山形県	篠田総合病院	医療法人篠田好生会	H31.4.1 (H21.9.1)	山形市桜町2番68号	2
山形県	佐藤病院	社会医療法人公德会	H31.4.1 (H23.4.1)	南陽市桐塚948番地の1	2
山形県	日本海総合病院	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H31.4.1 (H23.4.1)	酒田市あきほ町30番地	2
山形県	新庄明和病院	医療法人社団清明会	H31.4.1 (H29.2.21)	新庄市大字福田806番地	2
山形県	国立病院機構山形病院	独立行政法人国立病院機構	H31.4.1	山形市行才126番地2	3
福島県	星総合病院	公益財団法人 星総合病院	H31.4.1 (H25.8.1)	郡山市向河原町159番1号	2
福島県	竹田総合病院	一般財団法人 竹田健康財団	H31.4.1 (H25.8.1)	会津若松市山鹿町3番27号	2
福島県	舞子浜病院	公益財団法人 磐城済世会	H31.4.1 (H25.8.1)	いわき市平藤間字川前63番地1	2
福島県	福島赤十字病院	日本赤十字社	H31.4.1 (H26.10.1)	福島市八島町7番7号	2
福島県	あずま通りクリニック	医療法人 湖山荘	H31.4.1 (H28.6.1)	福島市栄町1番28号	3

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
57	福島県 福島県立矢吹病院	福島県	H29.6.1	西白河郡矢吹町滝八幡100	3
58	福島県 あさかホスピタル	社会医療法人あさかホスピタル	H29.10.1	郡山市安積町笹川字経坦45	2
59	福島県 雲雀ヶ丘病院	公益財団法人金森和心会	H30.4.1	南相馬市原町区上町1-30	3
60	福島県 県立南会津病院	福島県	H30.11.1	南会津郡南会津町永田字風下14-1	3
61	福島県 四倉病院	医療法人社団石福会	H31.4.1	いわき市四倉町下仁井田字南追切2-2	3
62	茨城県 筑波大学附属病院	国立大学法人筑波大学	H31.4.1 (H25.4.1)	つくば市天久保2-1-1	1
63	茨城県 石崎病院	公益財団法人報恩会	H31.4.1 (H25.4.1)	茨城町上石崎4698	2
64	茨城県 栗田病院	医療法人社団有朋会	H31.4.1 (H21.4.1)	那珂市豊喰505	2
65	茨城県 日立梅ヶ丘病院	医療法人圭愛会	H31.4.1 (H21.4.1)	日立市大久保町2409-3	2
66	茨城県 鹿島病院	公益財団法人鹿島病院	H31.4.1 (H25.4.1)	鹿嶋市大字平井1129-2	2
67	茨城県 豊後荘病院	医療法人新生会	H31.4.1 (H28.4.1)	石岡市部原760-1	2
68	茨城県 宮本病院	医療法人盡誠会	H31.4.1 (H25.4.1)	稲敷市幸田1247	2
69	茨城県 池田病院	医療法人社団八峰会	H31.4.1 (H28.4.1)	龍ヶ崎市具原塚町3690-2	2
70	茨城県 古河赤十字病院	日本赤十字社	H31.4.1 (H25.4.1)	古河市下山町1150	2
71	茨城県 汐ヶ崎病院	医療法人碧水会	H31.4.1 (H29.4.1)	水戸市大串町715	2
72	茨城県 志村大宮病院	医療法人博仁会	H31.4.1 (H29.4.1)	常陸大宮市上町313	2
73	茨城県 とよさと病院	医療法人社団つくば健仁会	H31.4.1 (H29.4.1)	つくば市田倉4725	2
74	茨城県 三岳荘 小松崎病院	医療法人威恵会	H31.4.1 (H29.9.1)	筑西市中館69番地1	2
75	栃木県 獨協医科大学病院	学校法人獨協学園	H29.4.1 (H21.4.1)	壬生町北小林880	2
76	栃木県 烏山台病院	医療法人薫会	H29.4.1 (H21.4.1)	那須烏山市滝田1868-18	2
77	栃木県 足利富士見台病院	医療法人根岸会	H29.4.1 (H21.4.1)	足利市大前町1272	2
78	栃木県 上都賀総合病院	上都賀厚生農業協同組合連合会	H29.4.1 (H26.2.1)	鹿沼市下田町1-1033	2
79	栃木県 皆藤病院	医療法人恵会	H29.4.1 (H26.2.1)	宇都宮市東町22	2
80	栃木県 足利赤十字病院	日本赤十字社	H29.4.1 (H26.10.1)	足利市五十部町284-1	2
81	栃木県 芳賀赤十字病院	日本赤十字社	H28.11.1	真岡市中郷271	2
82	栃木県 自治医科大学附属病院	学校法人自治医科大学	H29.4.1	下野市薬師寺3311-1	2
83	栃木県 栃木県済生会宇都宮病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部	H29.4.1	宇都宮市竹林町911-1	2
84	栃木県 佐藤病院	医療法人社団緑会	H29.12.1	矢板市土屋18	2
85	群馬県 群馬大学医学部附属病院	国立大学法人群馬大学	H31.4.1 (H22.9.1)	前橋市昭和町3-39-15	2
86	群馬県 内田病院	医療法人大誠会	H31.4.1 (H22.9.1)	沼田市久屋原町345-1	2
87	群馬県 サンピエール病院	医療法人山崎会	H31.4.1 (H22.9.1)	高崎市上佐野町786-7	2
88	群馬県 篠塚病院	医療法人育生会	H31.4.1 (H22.9.1)	藤岡市篠塚105-1	2
89	群馬県 上毛病院	医療法人中沢会	H31.4.1 (H22.9.1)	前橋市下大島町596-1	2
90	群馬県 老年病研究所附属病院	公益財団法人老年病研究所	H31.4.1 (H22.9.1)	前橋市大友町3-26-8	2
91	群馬県 西毛病院	医療法人大和会	H31.4.1 (H23.2.1)	富岡市神農原559-1	2
92	群馬県 田中病院	医療法人群栄会	H31.4.1 (H23.2.1)	北群馬郡吉岡町陣場98	2
93	群馬県 原病院	医療法人原会	H31.4.1 (H23.2.1)	伊勢崎市境上武士898-1	2
94	群馬県 美原記念病院	公益財団法人脳血管研究所	H31.4.1 (H28.4.1)	伊勢崎市太田町366	2
95	群馬県 吾妻脳神経外科循環器科	社会医療法人輝城会	H31.4.1 (H28.4.1)	吾妻郡東吾妻町大字原町760-1	3
96	群馬県 東毛敬愛病院	医療法人頼原会	H31.4.1 (H29.6.1)	太田市上小林町230-1	2
97	群馬県 つつじメンタルホスピタル	医療法人康生会(社団)	H31.4.1 (H30.10.1)	館林市小桑原町1505	3
98	埼玉県 つむぎ診療所	医療法人全和会	H30.4.1 (H21.12.1)	秩父市寺尾1404	3
99	埼玉県 武里病院	医療法人社団みどり会	H30.4.1 (H21.12.1)	春日部市下大増新田9-3	2
100	埼玉県 西熊谷病院	公益財団法人西熊谷病院	H29.4.1 (H22.7.1)	熊谷市石原572	2
101	埼玉県 丸木記念福祉メディカルセンター	社会福祉法人埼玉医療福祉会	H29.4.1 (H22.7.1)	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	2
102	埼玉県 戸田病院	医療法人高仁会	H29.4.1 (H23.10.1)	戸田市新曾南3-4-25	2
103	埼玉県 埼玉県済生会鴻巣病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部	H27.4.1 (H24.9.1)	鴻巣市八幡田849	2
104	埼玉県 菅野病院	医療法人寿鶴会	H30.4.1 (H27.4.1)	和光市本町28-3	2
105	埼玉県 あさひ病院	医療法人尚寿会	H30.4.1 (H27.4.1)	狭山市大字水野592	2
106	埼玉県 久喜すずのき病院	医療法人大社会	H30.4.1 (H27.4.1)	久喜市北青柳1366-1	2
107	千葉県 袖ヶ浦さつき台病院	社会医療法人社団 さつき会	H29.4.1 (H23.2.15)	袖ヶ浦市長浦駅前5-21	2
108	千葉県 浅井病院	医療法人 静和会	H31.4.1 (H24.12.7)	東金市家徳38-1	2
109	千葉県 旭神経内科リハビリテーション病院	医療法人社団 弥生会	H29.4.1 (H25.7.4)	松戸市栗ヶ沢789-1	2
110	千葉県 東邦大学医療センター佐倉病院	学校法人 東邦大学	H29.4.1 (H25.7.4)	佐倉市下志津564-1	2
111	千葉県 東条メンタルホスピタル	医療法人 明星会	H29.4.1 (H25.11.15)	鴨川市広場1338	2
112	千葉県 八千代病院	医療法人社団 心会和	H30.4.1 (H26.10.1)	八千代市下高野549	2
113	千葉県 千葉病院	医療法人 同和会	H30.4.1 (H26.10.1)	船橋市飯山満町2-508	2
114	千葉県 総合病院国保旭中央病院	地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院	H31.4.1 (H27.10.1)	旭市イの1326	2
115	千葉県 千葉労災病院	独立行政法人 労働者健康安全機構	H31.4.1 (H28.1.18)	市原市辰巳台東2-16	2

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
116	千葉県 北柏リハビリ総合病院	医療法人社団 天宣会	H29.7.1	柏市柏下265	2
117	東京都 順天堂大学医学部附属順天堂医院	学校法人 順天堂	H29.4.1 (H24.2.9)	文京区本郷三丁目1番3号	2
118	東京都 荏原病院	公益財団法人 東京都保健医療公社	H29.4.1 (H24.2.9)	大田区東雪谷四丁目5番10号	2
119	東京都 東京都立松沢病院	東京都	H29.4.1 (H24.2.9)	世田谷区上北沢二丁目1番1号	2
120	東京都 東京都健康長寿医療センター	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	H29.4.1 (H24.2.9)	板橋区栄町35番2号	2
121	東京都 大内病院	医療法人社団 大和会	H29.4.1 (H24.2.9)	足立区西新井五丁目41番1号	2
122	東京都 順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター	学校法人 順天堂	H29.4.1 (H24.2.9)	江東区新砂三丁目3番20号	2
123	東京都 立川病院	国家公務員共済組合連合会	H29.4.1 (H24.2.9)	立川市錦町四丁目2番22号	2
124	東京都 杏林大学医学部付属病院	学校法人 杏林学園	H29.4.1 (H24.2.9)	三鷹市新川六丁目20番2号	2
125	東京都 平川病院	医療法人社団 光生会	H29.4.1 (H24.2.16)	八王子市美山町1076	2
126	東京都 浴風会病院	社会福祉法人 浴風会	H29.4.1 (H24.3.21)	杉並区高井戸西一丁目12番1号	2
127	東京都 青梅成木台病院	医療法人財団 良心会	H29.4.1 (H24.12.18)	青梅市成木1-447	2
128	東京都 山田病院	医療法人社団 薫風会	H29.4.1 (H24.12.18)	西東京市南町三丁目4番10号	2
129	東京都 三井記念病院	社会福祉法人 三井記念病院	H30.4.1 (H27.9.1)	千代田区神田和泉町1番地	2
130	東京都 聖路加国際病院	学校法人 聖路加国際大学	H30.4.1 (H27.9.1)	中央区明石町9番1号	2
131	東京都 東京都済生会中央病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 東京都済生会	H30.4.1 (H27.9.1)	港区三田一丁目4番17号	2
132	東京都 公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付 属永寿総合病院	公益財団法人 ライフ・エクステンション研究所	H30.4.1 (H27.9.1)	台東区東上野二丁目23番16号	2
133	東京都 荏原中延クリニック	医療法人社団 恵泉会	H30.4.1 (H27.9.1)	品川区中延二丁目15番5号 酒井ビル2階	3
134	東京都 三宿病院	国家公務員共済組合連合会	H30.4.1 (H27.9.1)	目黒区上目黒五丁目33番12号	2
135	東京都 東京医科大学病院	学校法人 東京医科大学	H30.4.1 (H27.9.1)	新宿区西新宿六丁目7番1号	2
136	東京都 あしかりクリニック	あしかりクリニック	H30.4.1 (H27.9.1)	中野区中央五丁目44番9号	3
137	東京都 豊島長崎クリニック	医療法人社団 健翔会	H30.4.1 (H27.9.1)	豊島区長崎四丁目25番15号	3
138	東京都 オレンジほっとクリニック	東京ふれあい医療生活協同組合	H30.4.1 (H27.9.1)	北区堀船三丁目31番15号	3
139	東京都 慈雲堂病院	医療法人社団 じうんどう	H30.4.1 (H27.9.1)	練馬区関町南四丁目14番53号	2
140	東京都 あべクリニック	医療法人社団 讃友会	H30.4.1 (H27.9.1)	荒川区東日暮里六丁目60番10号 日暮里駅前中央ビル5階	3
141	東京都 いずみホームケアクリニック	医療法人社団 双泉会	H30.4.1 (H27.9.1)	葛飾区青戸五丁目30番4号	3
142	東京都 中村病院	医療法人社団 仁寿会	H30.4.1 (H27.9.1)	墨田区八広二丁目1番1号	2
143	東京都 東京さくら病院	医療法人社団 城東桐和会	H30.4.1 (H27.9.1)	江戸川区東篠崎一丁目11番1号	2
144	東京都 福生クリニック	医療法人社団 幹人会	H30.4.1 (H27.9.1)	福生市加美平三丁目35番地13	3
145	東京都 菜の花クリニック	医療法人社団 幹人会	H30.4.1 (H27.9.1)	西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷454番地	3
146	東京都 鶴川サナトリウム病院	医療法人財団 明理会	H30.4.1 (H27.9.1)	町田市真光寺町197番地	2
147	東京都 桜ヶ丘記念病院	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会	H30.4.1 (H27.9.1)	多摩市連光寺一丁目1番地1	2
148	東京都 稲城台病院	特定医療法人社団 研精会	H30.4.1 (H27.9.1)	稲城市若葉台三丁目7番地の1	2
149	東京都 たかつきクリニック	医療法人社団 東京愛成会	H30.4.1 (H27.9.1)	昭島市田中町562番地8 昭島昭和第一ビル北館2階A	3
150	東京都 国分寺病院	社会福祉法人 浴光会	H30.4.1 (H27.9.1)	国分寺市東恋ヶ窪四丁目2番2号	2
151	東京都 新田クリニック	医療法人社団 つくし会	H30.4.1 (H27.9.1)	国立市西二丁目26番29号	3
152	東京都 東大和病院	社会医療法人財団 大和会	H30.4.1 (H27.9.1)	東大和市南街一丁目13番12号	2
153	東京都 武蔵村山病院	社会医療法人財団 大和会	H30.4.1 (H27.9.1)	武蔵村山市榎一丁目1番地の5	2
154	東京都 武蔵野赤十字病院	日本赤十字社	H30.4.1 (H27.9.1)	武蔵野市境南町一丁目26番1号	2
155	東京都 青木病院	医療法人社団 青山会	H30.4.1 (H27.9.1)	調布市上石原三丁目33番地の17	2
156	東京都 東京慈恵会医科大学附属第三病院	学校法人 慈恵大学	H30.4.1 (H27.9.1)	狛江市和泉本町四丁目11番1号	2
157	東京都 多摩あおば病院	医療法人社団 新新会	H30.4.1 (H27.9.1)	東村山市青葉町二丁目27番1号	2
158	東京都 東京女子医科大学附属成人医学センター	学校法人 東京女子医科大学	H30.4.1 (H28.7.1)	渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワービル20階・21階	3
159	東京都 奥多摩町国民健康保険奥多摩病院	奥多摩町	H30.4.1 (H28.7.1)	西多摩郡奥多摩町水川1111番地	2
160	東京都 根岸病院	医療法人社団 根岸病院	H30.4.1 (H28.7.1)	府中市武蔵台二丁目12番2号	2
161	東京都 桜町病院	社会福祉法人 聖ヨハネ会	H30.4.1 (H28.7.1)	小金井市桜町一丁目2番20号	2
162	東京都 国立精神・神経医療研究センター病院	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	H30.4.1 (H28.7.1)	小平市小川東町四丁目1番1号	2
163	東京都 榎十字病院	公益財団法人 結核予防会	H30.4.1 (H28.7.1)	清瀬市松山三丁目1番24号	2
164	東京都 あきる台病院	医療法人財団 暁	H29.6.1	あきる野市秋川六丁目5番1号	3
165	東京都 大久野病院	医療法人財団 利定会	H29.6.1	西多摩郡日の出町大久野6416番地	3
166	東京都 前田病院	医療法人社団 山本・前田記念会	H29.6.1	東久留米市中央町五丁目13番34号	2
167	東京都 多摩平の森の病院	医療法人社団 充会	H31.4.1 (H28.8.1)	日野市多摩平三丁目1番17号	2
168	東京都 羽村三慶病院	医療法人社団 三秀会	H29.11.1	羽村市羽字武蔵野4207番地	3
169	神奈川県 東海大学医学部付属病院	学校法人 東海大学	H29.4.1 (H22.1.1)	伊勢原市下糟屋143	2
170	神奈川県 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	独立行政法人 国立病院機構	H29.4.1 (H24.1.1)	横須賀市野比5-3-1	2
171	神奈川県 公益財団法人積善会 曾我病院	公益財団法人 積善会	H29.4.1 (H26.7.1)	小田原市曾我岸148	2
172	神奈川県 医療法人社団康心会 湘南東部総合病院	医療法人社団康心会	H29.6.1	茅ヶ崎市西久保500番	2
173	神奈川県 医療法人社団藤和会 厚木佐藤病院	医療法人社団藤和会	H29.10.1	厚木市小野759	2
174	新潟県 三島病院	特定医療法人 楽山会	H29.4.1 (H20.4.1)	長岡市藤川1713番地8	2

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
175	新潟県 柏崎厚生病院	医療法人立川メディカルセンター	H29.4.1 (H20.6.23)	柏崎市大字茨目字ニツ池2071番地1	2
176	新潟県 黒川病院	医療法人白日会	H29.4.1 (H20.9.25)	胎内市下館字大開1522	2
177	新潟県 高田西城病院	医療法人高田西城会	H29.4.1 (H21.4.1)	上越市西城町2丁目8番30号	2
178	新潟県 南魚沼市民病院	南魚沼市	H31.4.1 (H27.11.1)	南魚沼市六日町2643番地1	2
179	新潟県 川瀬神経内科クリニック	医療法人社団川瀬神経内科クリニック	H29.4.1 (H26.12.19)	三条市東本成寺20番地8	3
180	新潟県 真野みずほ病院	新潟県厚生農業協同組合連合会	H29.4.1	佐渡市真野73	2
181	富山県 魚津緑ヶ丘病院	医療法人社団弘仁会	H29.4.1 (H22.8.2)	魚津市大光寺287	2
182	富山県 谷野呉山病院	医療法人社団和敬会	H29.4.1 (H22.8.2)	富山市北代5200	2
183	富山県 北陸病院	独立行政法人国立病院機構	H30.4.1 (H24.4.1)	南砺市信末5963	2
184	富山県 高岡市民病院	高岡市	H29.10.1	高岡市宝町4番1号	2
185	石川県 石川県立高松病院	石川県	H30.4.1 (H21.4.1)	石川県かほく市内高松ヤ36	2
186	石川県 加賀こころの病院	医療法人社団長久会	H29.4.1 (H22.10.1)	石川県加賀市幸町2丁目63番地	2
187	石川県 公立能登総合病院	七尾市	H29.4.1	七尾市藤橋町ア部6番地4	2
188	福井県 公益財団法人松原病院	公益財団法人松原病院	H28.4.1 (H21.4.1)	福井市文京2丁目9-1	2
189	福井県 医療法人敦賀温泉病院	医療法人敦賀温泉病院	H28.4.1 (H21.4.1)	敦賀市吉河41-1-5	2
190	山梨県 山梨県立北病院	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H29.4.1 (H21.4.1)	韮崎市旭町上条南割3114-13	2
191	山梨県 日下部記念病院	社会医療法人加納岩	H29.4.1 (H21.4.1)	山梨市上神内川1363	2
192	山梨県 回生堂病院	医療法人回生堂病院	H28.4.1 (H28.4.1)	都留市四日市場270	2
193	山梨県 峡西病院	特定医療法人南山会	H30.4.1	南アルプス市下宮地421	3
194	長野県 飯田病院	社会医療法人 栗山会	H31.4.1 (H21.4.1)	飯田市大通1丁目15番地	2
195	長野県 北アルプス医療センターあづみ病院	長野県厚生農業協同組合連合会	H27.4.1 (H22.4.1)	北安曇郡池田町池田3207番地1	2
196	長野県 佐久総合病院	長野県厚生農業協同組合連合会	H28.4.1 (H23.10.1)	佐久市臼田197番地	2
197	長野県 千曲荘病院	医療法人友愛会	H30.10.1	上田市中央東4-61	2
198	長野県 城西病院	社会医療法人城西医療財団	H30.10.1	松本市城西1-5-16	2
199	長野県 桔梗ヶ原病院	医療法人社団 敬仁会	H31.4.1	塩尻市宗賀1295番地	2
200	長野県 北信総合病院	長野県厚生農業協同組合連合会	H31.4.1	中野市西一丁目5番63号	2
201	岐阜県 公益社団法人岐阜病院	公益社団法人岐阜病院	H29.4.1 (H23.5.11)	岐阜市日野東3丁目13番6号	2
202	岐阜県 黒野病院	医療法人香風会	H29.4.1 (H23.5.11)	岐阜市洞1020番地	2
203	岐阜県 大垣病院	医療法人静風会	H29.4.1 (H23.5.11)	大垣市中野町1-307	2
204	岐阜県 のぞみの丘ホスピタル	医療法人清仁会	H29.4.1 (H23.5.11)	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3555	2
205	岐阜県 慈恵中央病院	医療法人春陽会	H29.4.1 (H23.5.11)	郡上市美並町大原1番地1	3
206	岐阜県 大湫病院	医療法人仁誠会	H29.4.1 (H23.5.11)	瑞浪市大湫町121	2
207	岐阜県 須田病院	特定医療法人人生仁会	H29.4.1 (H23.5.11)	高山市国府町村山235番地5	2
208	岐阜県 岐阜市民病院	岐阜市	H29.4.1	岐阜市鹿島町7丁目1番地	1
209	静岡県 NTT東日本伊豆病院	東日本電信電話株式会社	H29.4.1 (H22.10.1)	田方郡函南町平井750	2
210	静岡県 中東遠総合医療センター	掛川市・袋井市病院企業団	H29.4.1 (H24.1.1)	掛川市葛蒲池1番地の1	2
211	静岡県 鷹岡病院	公益財団法人 復康会	H31.4.1 (H25.10.1)	富士市天間1585	2
212	静岡県 ふれあい南伊豆ホスピタル	医療法人社団辰五会	H31.4.1 (H28.12.1)	賀茂郡南伊豆町青市848	2
213	静岡県 伊東市民病院	伊東市	H29.2.1	伊東市岡196番地の1	2
214	静岡県 磐田市立総合病院	磐田市	H29.2.1	磐田市大久保512の3	2
215	静岡県 静岡医療センター	独立行政法人国立病院機構	H29.4.1	駿東郡清水町長沢762-1	2
216	静岡県 焼津市立総合病院	焼津市	H29.4.1	焼津市道原1000番地	2
217	静岡県 医療法人社団峻凌会 やきつべの怪診療所	医療法人社団峻凌会	H29.6.1	焼津市中里162番地	3
218	静岡県 ふれあい沼津ホスピタル	医療法人社団静岡康心会	H29.10.1	沼津市市道町8-6	2
219	静岡県 東静岡神経センター	医療法人社団一就会	H29.11.1	富士宮市西小泉町14-9	3
220	愛知県 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	H30.4.1 (H23.4.1)	大府市森岡町七丁目430	2
221	愛知県 八千代病院	社会医療法人 財団新和会	H30.4.1 (H25.2.1)	安城市住吉町二丁目2-7	2
222	愛知県 豊橋こころのケアセンター	医療法人 松崎病院	H30.4.1 (H23.3.1)	豊橋市三本木町字元三本木67番地	2
223	愛知県 いまいせ心療センター	社会医療法人 杏嶺会	H30.4.1 (H25.3.1)	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30	2
224	愛知県 七宝病院	医療法人 宝会	H30.4.1 (H25.9.1)	あま市七宝町下田矢倉下1432	2
225	愛知県 あさひが丘ホスピタル	特定医療法人 晴和会	H30.4.1 (H25.9.1)	春日井市神屋町字地福1295-31	2
226	愛知県 愛知医科大学病院	学校法人 愛知医科大学	H30.4.1 (H25.9.1)	長久手市岩作雁又1-1	2
227	愛知県 仁大病院	医療法人 明心会	H30.4.1 (H28.4.1)	豊田市猿投町入道3-5	2
228	愛知県 岡崎市民病院	岡崎市	H30.4.1 (H28.4.1)	岡崎市高隆寺町字五所合3番地-1	2
229	三重県 松阪厚生病院	松阪厚生病院	H31.4.1 (H21.4.1)	松阪市久保町1927-2	2
230	三重県 三重県立こころの医療センター	三重県	H31.4.1 (H21.4.1)	津市城山1丁目12番1号	2
231	三重県 東員病院	医療法人 康誠会	H31.4.1 (H21.4.1)	員弁郡東員町穴太2400	2
232	三重県 三重大学医学部附属病院	国立大学法人 三重大学	H31.4.1 (H24.4.1)	津市江戸橋2丁目174	1
233	三重県 熊野病院	医療法人 紀南会	H31.4.1 (H25.8.1)	熊野市久生屋町868番地	2



都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
234	三重県 三原クリニック	医療法人社団 三原クリニック	H31.4.1 (H29.10.1)	四日市市日永西3-1-21	3
235	三重県 いせ山川クリニック	医療法人 いせ山川クリニック	H31.4.1 (H29.10.1)	伊勢市小木町557	3
236	三重県 ますずがわ神経内科クリニック	ますずがわ神経内科クリニック	H31.4.1 (H29.10.1)	鈴鹿市飯野寺家町817-3	3
237	三重県 一般財団法人信貴山病院分院上野病院	一般財団法人 信貴山病院	H31.4.1 (H29.10.1)	伊賀市四十九町2888	3
238	滋賀県 琵琶湖病院	医療法人明和会	H31.4.1 (H23.4.1)	大津市坂本1-8-5	2
239	滋賀県 瀬田川病院	医療法人社団瀬田川病院	H31.4.1 (H23.4.1)	大津市玉野浦4-21	2
240	滋賀県 水口病院	一般社団法人水口病院	H31.4.1 (H23.4.1)	甲賀市水口町本町2-2-43	2
241	滋賀県 豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	H31.4.1 (H23.4.1)	犬上郡豊郷町八目12	2
242	滋賀県 藤本クリニック	医療法人藤本クリニック	H29.4.1 (H26.4.1)	守山市梅田町2-1-303	3
243	滋賀県 セフィロト病院	社会福祉法人青祥会	H31.4.1 (H27.10.1)	長浜市寺田町257	2
244	滋賀県 近江温泉病院	医療法人恒仁会	H31.4.1 (H27.10.1)	東近江市北坂町966	2
245	滋賀県 滋賀八幡病院	公益財団法人青樹会	H31.4.1 (H27.10.1)	近江八幡市鷹飼町744	2
246	京都府 京都府立医科大学附属病院	京都府公立大学法人	H31.4.1 (H23.10.1)	京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465番地	1
247	京都府 西山病院	一般財団法人 療道協会	H31.4.1 (H24.12.1)	長岡京市今里5丁目1番1号	2
248	京都府 京都府立洛南病院	京都府	H31.4.1 (H23.10.1)	宇治市五ヶ庄広岡谷2番地	2
249	京都府 宇治おうばく病院	医療法人 栄仁会	H31.4.1 (H24.12.1)	宇治市五ヶ庄三番割32番地の1	2
250	京都府 京都山城総合医療センター	国民健康保険山城病院組合	H31.4.1 (H26.3.1)	木津川市木津駅前1丁目27番地	2
251	京都府 京都中部総合医療センター	国民健康保険南丹病院組合	H31.4.1 (H26.3.1)	南丹市八木町八木上野25番地	2
252	京都府 国立病院機構舞鶴医療センター	独立行政法人 国立病院機構	H31.4.1 (H23.10.1)	舞鶴市字行永2410番地	2
253	京都府 京都府立医科大学附属北部医療センター	京都府公立大学法人	H31.4.1 (H26.3.1)	与謝郡与謝野町字男山481番地	2
254	大阪府 さわ病院	社会医療法人 北斗会	H29.4.1 (H20.4.1)	豊中市城山町1丁目9番1号	2
255	大阪府 新阿武山病院	医療法人 大阪精神医学研究所	H29.4.1 (H20.4.1)	高槻市奈佐原4丁目10番1号	2
256	大阪府 東香里病院	社会医療法人 三上会	H29.4.1 (H24.4.1)	枚方市東香里1-24-34	2
257	大阪府 八尾こころのホスピタル	医療法人 清心会	H29.4.1 (H20.4.1)	八尾市天王寺屋6丁目59番地	2
258	大阪府 大阪さやま病院	医療法人 六三会	H29.4.1 (H20.4.1)	大阪狭山市岩室3丁目216番の1	2
259	大阪府 水間病院	医療法人 河崎会	H29.4.1 (H20.4.1)	貝塚市水間5番	2
260	兵庫県 兵庫医科大学病院	学校法人 兵庫医科大学	H29.4.1 (H21.4.1)	西宮市武庫川町1番1号	2
261	兵庫県 兵庫県立淡路医療センター	兵庫県	H29.4.1 (H21.4.1)	洲本市塩屋1丁目1番137号	2
262	兵庫県 大塚病院	医療法人 敬愛会	H29.4.1 (H21.4.1)	丹波市氷上町絹山513番地	2
263	兵庫県 兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	兵庫県(指定管理者:社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団)	H30.4.1 (H21.11.1)	たつの市新宮町光都1丁目7番1号	2
264	兵庫県 公立豊岡病院組合立豊岡病院	公立豊岡病院組合	H30.4.1 (H22.4.1)	豊岡市戸牧1094	2
265	兵庫県 兵庫県立姫路循環器病センター	兵庫県	H31.4.1 (H23.7.1)	姫路市西庄甲520番地	2
266	兵庫県 独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院	独立行政法人 国立病院機構	H31.4.1 (H23.4.1)	三田市大原1314番地	2
267	兵庫県 加古川中央市民病院	地方独立行政法人 加古川市民病院機構	H31.4.1 (H28.7.1)	加古川市加古川町本町439番地	2
268	兵庫県 西脇市立西脇病院	西脇市	H29.4.1 (H26.8.1)	西脇市下戸田652-1	2
269	兵庫県 兵庫県立尼崎総合医療センター	兵庫県	H30.10.1	尼崎市東難波町2-17-77	2
270	兵庫県 姫路中央病院	医療法人公仁会	H30.10.1	姫路市飾磨区三宅2丁目36番地	2
271	兵庫県 明石こころのホスピタル	医療法人財団光明会	H30.10.1	明石市藤江1315	2
272	兵庫県 一般財団法人仁明会 仁明会クリニック	一般財団法人 仁明会	R1.10.1	西宮市越水町4番31号	3
273	兵庫県 いるか心療所	医療法人社団 いるか診療所	R1.10.1	加古川市加古川町篠原町111医療ビルおいしやさん301号	3
274	兵庫県 特定医療法人恵風会 高岡病院	特定医療法人 恵風会	R1.10.1	姫路市西今宿5丁目3番8号	3
275	兵庫県 医療法人古橋会 揖保川病院	医療法人 古橋会	R1.10.1	たつの市揖保川町半田703番地の1	3
276	兵庫県 医療法人社団俊仁会 大植病院	医療法人社団 俊仁会	R1.10.1	朝来市多々良木1514番地	3
277	奈良県 ハートランドしぎさん	一般財団法人 信貴山病院	H30.4.1 (H21.4.1)	生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号	2
278	奈良県 秋津鴻池病院	医療法人 鴻池会	H30.4.1 (H21.4.1)	御所市大字池之内1064番地	2
279	奈良県 奈良県立医科大学附属病院	公立大学法人 奈良県立医科大学	H30.4.1 (H25.8.1)	橿原市四條町840	1
280	奈良県 吉田病院	社会医療法人 平和会	H30.4.1 (H26.7.10)	奈良市西大寺赤田町1丁目7番1号	2
281	和歌山県 ひだか病院	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	H29.4.1 (H21.12.1)	御坊市園116番2	2
282	和歌山県 和歌山県立医科大学附属病院	公立大学法人和歌山県立医科大学	H29.4.1 (H22.10.1)	和歌山市紀三井寺811番地1	2
283	和歌山県 独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	独立行政法人国立病院機構	H31.4.1 (H25.12.1)	田辺市たきない町27番1号	2
284	和歌山県 公立那賀病院	公立那賀病院経営事務組合	H31.4.1	紀の川市打田1282	3
285	和歌山県 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	公立大学法人和歌山県立医科大学	H31.4.1	伊都郡かつらぎ町妙寺219	3
286	和歌山県 有田市立病院	有田市	H31.4.1	有田市宮崎町6	3
287	鳥取県 渡辺病院	社会医療法人 明和会医療福祉センター	H30.4.1 (H21.4.1)	鳥取市東町3丁目307番地	2
288	鳥取県 医療福祉センター倉吉病院	社会医療法人 仁厚会	H30.4.1 (H21.4.1)	倉吉市山根43番地	2
289	鳥取県 養和病院	医療法人 養和会	H30.4.1 (H21.4.1)	米子市上後藤3丁目5番地1	2
290	鳥取県 南部町国民健康保険西伯病院	南部町	H30.4.1 (H21.4.1)	西伯郡南部町倭397番地	2
291	鳥取県 鳥取大学医学部附属病院	国立大学法人 鳥取大学	H29.4.1 (H27.3.1)	米子市西町36番地1	1
292	鳥根県 鳥根大学医学部附属病院	国立大学法人 鳥根大学	H31.4.1 (H23.7.1)	出雲市塩冶町89番地1	1

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
293	島根県 安来第一病院	社会医療法人 昌林会	H31.4.1 (H27.10.1)	安来市安来町899-1	2
294	島根県 松ヶ丘病院	社会医療法人 正光会	H31.4.1 (H27.10.1)	益田市高津町4丁目24-10	2
295	島根県 大田シルバークリニック	大田シルバークリニック	H29.10.1	大田市大田町大田147-5	3
296	島根県 エスポアール出雲クリニック	医療法人エスポアール出雲クリニック	H29.10.1	出雲市小山町361-2	3
297	島根県 西川病院	社会医療法人清和会	H30.10.1	浜田市港町293-2	3
298	島根県 隠岐病院	隠岐広域連合	R1.10.1	隠岐郡隠岐の島町城北町355	3
299	島根県 奥出雲コスモ病院	医療法人 コスモ会	R1.10.1	雲南市木次町里方1275-2	3
300	岡山県 岡山大学病院	国立大学法人 岡山大学	H30.4.1 (H24.3.28)	岡山市北区鹿田町2-5-1	2
301	岡山県 慈圭病院	公益財団法人 慈圭会	H30.4.1 (H24.3.28)	岡山市南区浦安本町100-2	2
302	岡山県 川崎医科大学附属病院	学校法人 川崎学園	H30.4.1 (H24.3.28)	倉敷市松島577	2
303	岡山県 倉敷平成病院	社会医療法人 全仁会	H30.4.1 (H24.3.28)	倉敷市老松町4丁目3-38	2
304	岡山県 こころの医療 たいようの丘ホスピタル	医療法人 梁風会	H30.4.1 (H25.10.22)	高梁市落合町阿部2200番地	2
305	岡山県 積善病院	一般財団法人 江原積善会	H29.4.1 (H26.11.19)	津山市一方140番地	2
306	岡山県 きのエスポアール病院	医療法人社団きのこ会	H30.4.1 (H27.8.1)	笠岡市東大戸2908	2
307	岡山県 向陽台病院	医療法人社団 井口会	H29.8.1	真庭市上市瀬368	3
308	広島県 千代田病院	医療法人社団せがわ会	H30.4.1 (H25.2.7)	山県郡北広島町今田3860	2
309	広島県 メープルヒル病院	医療法人社団知仁会	H29.4.1 (H22.7.20)	大竹市波波5丁目2-1	2
310	広島県 ふたば病院	医療法人社団和恒会	H30.4.1 (H25.2.7)	呉市広白石4丁目7-22	2
311	広島県 宗近病院	医療法人社団二山会	H30.4.1 (H25.2.7)	東広島市西条町御園字703	2
312	広島県 三原病院	医療法人大慈会	H29.4.1 (H22.7.20)	三原市中之町6丁目31-1	2
313	広島県 光の丘病院	医療法人社団緑誠会	H30.4.1 (H23.2.7)	福山市駅家町大字向永谷302	2
314	広島県 三次神経内科クリニック花の里	医療法人微風会	H29.4.1 (H27.1.6)	三次市十日市東4丁目3-10	3
315	山口県 山口県立こころの医療センター	地方独立行政法人山口県立病院機構	H29.4.1 (H21.7.1)	宇部市大字東岐波4004-2	2
316	山口県 いしい記念病院	医療法人新生会	H29.4.1 (H26.8.1)	岩国市多田3丁目102-1	2
317	山口県 山口県立総合医療センター	地方独立行政法人山口県立病院機構	H29.4.1 (H26.8.1)	防府市大字大崎10077番地	2
318	山口県 下関病院	医療法人水の木会	H29.4.1 (H26.8.1)	下関市富任町6丁目18-18	2
319	山口県 泉原病院	医療法人愛命会	H29.4.1 (H27.1.1)	周南市泉原町10-1	2
320	山口県 国立病院機構柳井医療センター	独立行政法人国立病院機構	H30.4.1 (H27.8.1)	柳井市伊保庄95	2
321	山口県 三隅病院	医療法人杏祐会	H29.10.1	長門市三隅中3242番地	3
322	山口県 萩病院	医療法人水の木会	H29.10.1	萩市大字堀内278番地	3
323	徳島県 徳島県立中央病院	徳島県	H30.4.1 (H24.7.27)	徳島市蔵本町1-10-3	1
324	徳島県 桜木病院	医療法人桜樹会	H31.4.1 (H25.10.1)	美馬市脇町木ノ内3763	2
325	徳島県 富田病院	医療法人富田病院	H31.4.1 (H25.10.1)	海部郡美波町西河内字月輪129-4	2
326	香川県 小豆島病院	医療法人社団宝樹会	H29.4.1 (H23.9.22)	小豆郡小豆島町池田2519-4	2
327	香川県 香川大学医学部附属病院	国立大学法人香川大学	H29.4.1 (H23.9.22)	木田郡三木町大字池戸1750-1	2
328	香川県 一般財団法人大西精神衛生研究所附属大西病院	一般財団法人大西精神衛生研究所	H29.4.1 (H23.9.22)	高松市上天神町336	2
329	香川県 いわき病院	医療法人社団以和貴会	H29.4.1 (H23.9.22)	高松市香南町由佐113-1	2
330	香川県 総合病院 回生病院	社会医療法人財団大樹会	H29.4.1 (H23.9.22)	坂出市室町3-5-28	2
331	香川県 三豊市立西香川病院	三豊市	H29.4.1 (H23.9.22)	三豊市高瀬町比地中2986-3	2
332	愛媛県 愛媛大学医学部附属病院	国立大学法人愛媛大学	H30.4.1 (H23.3.1)	東温市志津川1454	2
333	愛媛県 公立学校共済組合 四国中央病院	公立学校共済組合	H30.4.1 (H25.7.4)	四国中央市川之江町2233番地	2
334	愛媛県 医療法人十全会 十全ユリノキ病院	医療法人十全会	H30.4.1 (H25.7.4)	新居浜市角野新田町一丁目1番28号	2
335	愛媛県 公益財団法人正光会 今治病院	公益財団法人正光会	H30.4.1 (H25.7.4)	今治市高市甲786番地13	2
336	愛媛県 医療法人誠志会 砥部病院	医療法人誠志会	H30.4.1 (H25.3.1)	伊予郡砥部町麻生40番地1	2
337	愛媛県 医療法人青峰会 真網代くらりハビリテーション病院	医療法人青峰会	H30.4.1 (H25.7.4)	八幡浜市真網代甲229番地5	2
338	愛媛県 公益財団法人正光会 宇和島病院	公益財団法人正光会	H30.4.1 (H25.7.4)	宇和島市柿原1280番地	2
339	高知県 高知大学医学部附属病院	高知大学(国立大学法人)	H30.4.1 (H26.2.1)	南国市岡豊町小蓮185-1	1
340	高知県 高知県立あき総合病院	高知県	H30.4.1 (H25.10.1)	安芸市宝永町3-33	2
341	高知県 高知鏡川病院	医療法人武田会	H28.4.1 (H23.4.1)	高知県高知市城山町270	2
342	高知県 一陽病院	医療法人南江会	H30.4.1 (H25.10.1)	須崎市赤崎町9-3	2
343	高知県 渡川病院	医療法人一条会	H30.4.1 (H25.10.1)	四万十市具同2278-1	2
344	福岡県 久留米大学病院	学校法人 久留米大学	H31.4.1 (H23.11.15)	久留米市旭町67	2
345	福岡県 牧病院	医療法人 牧和会	H31.4.1 (H23.11.15)	筑紫野市大字永岡976-1	2
346	福岡県 大牟田病院	独立行政法人 国立病院機構	H31.4.1 (H23.11.15)	大牟田市大字橋1044-1	2
347	福岡県 宗像病院	医療法人 光風会	H31.4.1 (H23.11.15)	宗像市光岡130	2
348	福岡県 見立病院	医療法人 昌和会	H31.4.1 (H23.11.15)	田川市大字弓削田3237	2
349	福岡県 水戸病院	医療法人社団 緑風会	H30.4.1 (H26.12.1)	志免町志免東4-1-1	2
350	福岡県 飯塚記念病院	医療法人社団 豊永会	H30.4.1 (H26.12.1)	飯塚市鶴三緒1452-2	2
351	福岡県 直方中村病院	医療法人社団 温故会	H30.4.1 (H26.12.1)	直方市大字頓野993-1	2

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
352	福岡県 朝倉記念病院	医療法人社団 うら梅の郷会	H30.4.1 (H26.12.1)	筑前町大久保500	2
353	福岡県 植田病院	医療法人 清友会	H30.4.1 (H26.12.1)	筑後市大字西牟田6359-3	2
354	福岡県 行橋記念病院	医療法人社団 翠会	H30.4.1 (H26.12.1)	行橋市北泉3-11-1	2
355	佐賀県 佐賀大学医学部附属病院	国立大学法人佐賀大学	H29.4.1 (H23.12.1)	佐賀市鍋島五丁目1番1号	1
356	佐賀県 肥前精神医療センター	独立行政法人国立病院機構	H29.4.1 (H23.12.1)	神埼郡吉野ヶ里町三津160	2
357	佐賀県 嬉野温泉病院	医療法人財団友朋会	H29.4.1 (H23.12.1)	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919番地	2
358	佐賀県 河畔病院	医療法人松籟会	H29.4.1 (H23.12.1)	唐津市松南町2-55	2
359	長崎県 国立大学法人長崎大学病院	国立大学法人長崎大学	H29.4.1 (H24.3.1)	長崎市坂本1丁目7番1号	1
360	長崎県 医療法人昌生会出口病院	医療法人昌生会	H30.4.1 (H21.7.1)	長崎市柿泊町2250	2
361	長崎県 社会医療法人財団白十字会 佐世保中央病院	社会医療法人財団白十字会	H30.4.1 (H21.10.1)	佐世保市大和町15番地	2
362	長崎県 独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院	独立行政法人地域医療機能推進機構	H30.4.1 (H26.10.1)	諫早市永昌東町24-1	2
363	長崎県 医療法人済家会島原保養院	医療法人済家会	H31.4.1 (H26.1.6)	島原市南下川尻町8189-2	2
364	長崎県 長崎県対馬病院	長崎県病院企業団	H29.4.1	対馬市美津島町難知乙1168番7	3
365	長崎県 長崎県上五島病院	長崎県病院企業団	H29.4.3	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	3
366	長崎県 長崎県杵岐病院	長崎県病院企業団	H29.7.1	杵岐市郷ノ浦町東触1626番地	3
367	長崎県 長崎県五島中央病院	長崎県病院企業団	H30.10.1	五島市吉久木町205番地	3
368	熊本県 熊本大学病院	国立大学法人熊本大学	H31.4.1 (H21.5.1)	熊本市中央区本荘1-1-1	1
369	熊本県 くまもと心療病院	医療法人再生会	H31.4.1 (H21.7.1)	宇土市松山町1901	2
370	熊本県 荒尾こころの郷病院	医療法人洗心会	H31.4.1 (H23.4.1)	荒尾市荒尾1992	2
371	熊本県 山鹿回生病院	医療法人回生会	H31.4.1 (H21.8.1)	山鹿市古閑1500-1	2
372	熊本県 菊池病院	独立行政法人国立病院機構	H31.4.1 (H28.7.1)	合志市福原208	2
373	熊本県 阿蘇やまなみ病院	医療法人高森会	H31.4.1 (H21.7.1)	阿蘇市一の宮町宮地115-1	2
374	熊本県 益城病院	社会医療法人ましき会	H31.4.1 (H21.7.1)	上益城郡益城町惣領1530	2
375	熊本県 平成病院	医療法人社団平成会	H31.4.1 (H21.7.1)	八代市大村町720-1	2
376	熊本県 吉田病院	医療法人精翠会	H31.4.1 (H23.6.1)	人吉市下城本町1501	2
377	熊本県 天草病院	医療法人天草病院	H31.4.1 (H21.7.1)	天草市佐伊津町5789	2
378	熊本県 みずほ病院	医療法人正仁会	H30.6.1	水俣市袋705-14	3
379	大分県 緑ヶ丘保養園	医療法人社団淵野会	H30.4.1 (H21.7.7)	大分市大字丹生1747	2
380	大分県 加藤病院	医療法人雄仁会	H30.4.1 (H25.8.1)	竹田市大字竹田1855番地	2
381	大分県 千嶋病院	医療法人積善会	H30.4.1 (H25.8.1)	豊後高田市呉崎738番地1	2
382	大分県 向井病院	医療法人慈愛会	H30.4.1 (H26.9.1)	別府市大字南立石241番地15	2
383	大分県 長門記念病院	社会医療法人長門莫記念会	H30.4.1 (H26.9.1)	佐伯市鶴岡町1丁目11番59号	2
384	大分県 上野公園病院	医療法人百花会	H30.4.1 (H26.9.1)	日田市大字高瀬字篠原2226-1	2
385	大分県 白川病院	医療法人末広	H30.4.1 (H29.10.1)	臼杵市大字末広938番地	3
386	大分県 河野脳神経外科病院	医療法人久真会	H30.4.1 (H29.10.1)	大分市大字森町字無田々250番7	3
387	宮崎県 野崎病院	一般財団法人 弘潤会	H29.4.1 (H23.12.1)	宮崎市恒久5567	2
388	宮崎県 大悟病院	一般社団法人 藤元メディカルシステム	H29.4.1 (H23.12.1)	北諸県郡三股町大字長田1270	2
389	宮崎県 協和病院	医療法人 向洋会	H29.4.1 (H23.12.1)	日向市大字財光寺1194-3	2
390	宮崎県 吉田病院	医療法人 建悠会	H29.10.1	延岡市松原町4丁目8850番地	2
391	宮崎県 県南病院	医療法人 十善会	H29.10.1	串間市大字西方3728番地	2
392	鹿児島県 谷山病院	公益財団法人 慈愛会	H31.4.1 (H21.12.1)	鹿児島市小原町8番1号	2
393	鹿児島県 松下病院	医療法人 仁心会	H31.4.1 (H21.12.1)	霧島市隼人町真幸998番地	2
394	鹿児島県 宮之城病院	医療法人 博仁会	H31.4.1 (H21.12.1)	薩摩郡さつま町船木34番地	2
395	鹿児島県 あいらの森ホスピタル	医療法人 永光会	H31.4.1 (H21.12.1)	姶良郡湧水町北方1854番地	2
396	鹿児島県 ウェルフェア九州病院	社会医療法人 慈生会	H31.4.1 (H25.10.1)	枕崎市白沢北町191番地	2
397	鹿児島県 荘記念病院	医療法人 互舎会	H31.4.1 (H25.10.1)	出水市高尾野町下水流862番地1	2
398	鹿児島県 奄美病院	公益財団法人 慈愛会	H31.4.1 (H25.10.1)	奄美市名瀬浜里町170番地	2
399	鹿児島県 パールランド病院	医療法人 猪鹿倉会	H31.4.1 (H25.12.20)	鹿児島市犬迫町2253番地	2
400	鹿児島県 メンタルホスピタル鹿屋	公益社団法人 いちようの樹	H31.4.1 (H28.6.1)	鹿屋市田崎町1043番地1	2
401	鹿児島県 病院芳春苑	医療法人左右会	H31.4.1 (H30.4.27)	志布志市志布志町安楽3008番地5	3
402	鹿児島県 せいざん病院	医療法人 純青会	H31.4.23	西之表市住吉3363番地2	3
403	沖縄県 北中城若松病院	特定医療法人 アガベ会	H31.4.1 (H25.8.1)	北中城村字大城311番地	2
404	沖縄県 嬉野が丘サマリヤ人病院	医療法人 社団輔仁会	H31.4.1 (H25.8.1)	南風原町字新川460番地	2
405	沖縄県 琉球大学医学部附属病院	国立大学法人	H31.4.1 (H28.6.1)	中頭郡西原町字上原207番地	1
406	沖縄県 宮里病院	医療法人 タビック	H31.4.1 (H28.6.1)	名護市字宇茂佐1763番地2	2
407	沖縄県 オリブ山病院	社会医療法人 葦の会	H31.4.1 (H28.6.1)	那覇市首里石嶺町4丁目356番地	2
408	沖縄県 うむやすみやあす・ん診療所	医療法人 たぶの木	H31.4.1 (H28.6.1)	宮古島市平良字下里1477-4	3
409	仙台市 いずみの社診療所	医療法人社団清山会	H31.4.1 (H26.9.1)	宮城県仙台市泉区松森字下町8番地の1	3
410	仙台市 仙台西多賀病院	独立行政法人国立病院機構	H30.4.1 (H27.9.1)	宮城県仙台市太白区鉤取本町2丁目11番11号	2

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
411	仙台市 東北医科薬科大学病院	学校法人東北医科薬科大学	H31.4.1 (H28.8.1)	宮城県仙台市宮城野区福室1丁目12番1号	2
412	仙台市 東北福祉大学せんだんホスピタル	学校法人柗樟学園	H31.4.1 (H28.8.1)	宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目65番8号	2
413	さいたま市 埼玉精神神経センター	社会福祉法人シナプス	H30.4.1 (H24.4.1)	埼玉県さいたま市中央区本町東6-11-1	2
414	千葉市 千葉大学医学部附属病院	国立大学法人 千葉大学	H29.4.1 (H24.4.1)	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1	2
415	横浜市 横浜市立大学附属病院	公立大学法人	H31.4.1 (H25.1.1)	神奈川県横浜市金沢区福浦3-9	2
416	横浜市 神奈川県済生会横浜市東部病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部	H29.4.1 (H26.1.1)	神奈川県横浜市鶴見区下末吉3丁目6番1号	2
417	横浜市 横浜舞岡病院	医療法人積愛会	H29.4.1 (H26.1.1)	神奈川県横浜市戸塚区舞岡町3482番地	2
418	横浜市 横浜市総合保健医療センター診療所	公益財団法人横浜市総合保健医療財団	H30.4.1 (H27.2.1)	神奈川県横浜市港北区鳥山町1735番地	3
419	川崎市 聖マリアンナ医科大学病院	学校法人聖マリアンナ医科大学	H30.4.1 (H24.8.17)	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	2
420	川崎市 日本医科大学武蔵小杉病院	学校法人日本医科大学	H30.4.1 (H24.8.17)	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	2
421	相模原市 北里大学東病院	学校法人北里研究所	H29.4.1 (H24.4.1)	神奈川県相模原市南区麻溝台2丁目1番1号	2
422	新潟市 白根緑ヶ丘病院	医療法人社団敬成会	H31.5.1 (H23.7.1)	新潟県新潟市南区西白根41	2
423	新潟市 総合リハビリテーションセンター・みどり病院	医療法人新成医会	H31.4.1 (H26.1.1)	新潟県新潟市中央区神道寺2-5-1	2
424	静岡市 独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・ 神経医療センター	独立行政法人国立病院機構	H29.4.1 (H26.2.1)	静岡県静岡市葵区漆山886	2
425	静岡市 医療法人社団リラ 溝口病院	医療法人社団リラ	H31.4.1 (H27.10.1)	静岡県静岡市葵区長沼647	2
426	静岡市 静岡市立清水病院	静岡市	H28.10.1	静岡県静岡市清水区宮加三1231番地	2
427	浜松市 総合病院 聖隷三方原病院	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	H31.4.1 (H25.7.22)	静岡県浜松市北区三方原町3453	1
428	名古屋 まつかげシニアホスピタル	医療法人 生生会	H30.4.1 (H24.4.1)	愛知県名古屋市中川区打出二丁目347番地	2
429	名古屋 もりやま総合心療病院	医療法人 八誠会	H30.4.1 (H24.4.1)	愛知県名古屋守山区町北11番50号	2
430	名古屋 名鉄病院	名古屋鉄道健康保険組合	H30.4.1 (H24.11.1)	愛知県名古屋市中区栄生二丁目26番11号	2
431	京都 北山病院	医療法人三幸会	H30.9.1	京都市左京区岩倉上蔵町123	2
432	大阪市 大阪市立弘済院附属病院	大阪市	H30.4.1 (H21.4.1)	大阪府吹田市古江台6-2-1	2
433	大阪市 大阪市立大学医学部附属病院	公立大学法人 大阪	H30.4.1 (H21.4.1)	大阪府大阪市阿倍野区旭町1-5-7	2
434	大阪市 ほくとクリニック病院	社会医療法人 北斗会	H30.4.1 (H21.4.1)	大阪府大阪市大正区三軒家西1-18-7	2
435	大阪市 咲く花診療所	医療法人 遊心会	H29.9.1	大阪府大阪市淀川区西中島6-7-20 クル〜ム新大阪1番館1階・2階	3
436	大阪市 大阪府済生会野江病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会	H29.9.1	大阪府大阪市城東区古市1-3-25	3
437	大阪市 医療法人 葛本医院	医療法人 葛本医院	H29.9.1	大阪府大阪市東住吉区北田辺4-11-21	3
438	堺市 浅香山病院	公益財団法人 浅香山病院	H29.4.1 (H20.12.1)	大阪府堺市堺区今池町3-3-16	2
439	堺市 阪南病院	医療法人 杏和会	H29.4.1 (H27.7.1)	大阪府堺市中区八田南之町277	2
440	神戸市 神戸大学医学部附属病院	国立大学法人 神戸大学	H30.4.1 (H21.11.1)	兵庫県神戸市中央区福崎町7-5-2	2
441	神戸市 甲南医療センター	一般財団法人甲南会	R1.10.1	神戸市東灘区鴨子が原1丁目5-16	2
442	神戸市 兵庫県立ひょうごこころの医療センター	兵庫県	H29.1.1	兵庫県神戸市北区山田町上谷上宇登り尾3	2
443	神戸市 神戸百年記念病院	医療法人社団 顕鐘会	H29.1.1	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1-9-1	2
444	神戸市 新生病院	医療法人 実風会	H29.1.1	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和字横尾238-475	2
445	神戸市 宮地病院	医療法人 明倫会	H30.10.1	兵庫県神戸市東灘区本山中町4-1-8	2
446	神戸市 神戸市立医療センター西市民病院	地方独立行政法人神戸市民病院機構	H30.10.1	兵庫県神戸市長田区一番町2丁目4番地	2
447	岡山市 岡山赤十字病院	日本赤十字社	H30.4.1 (H23.10.1)	岡山県岡山市北区青江二丁目1番1号	2
448	広島市 草津病院	医療法人社団更生会	H31.4.1 (H23.10.1)	広島県広島市西区草津梅が台10番1号	2
449	広島市 瀬野川病院	医療法人せのがわ	H31.4.1 (H26.10.1)	広島県広島市安芸区中野東四丁目11番13号	2
450	北九州市 小倉蒲生病院	医療法人小倉蒲生病院	H29.4.1 (H22.4.1)	福岡県北九州市小倉南区蒲生五丁目5番1号	2
451	北九州市 三原デイケア+クリニックりぼん・りぼん	医療法人りぼん・りぼん	H29.4.1 (H27.1.1)	福岡県北九州市小倉北区宇佐町一丁目9-30	3
452	北九州市 たつのおとしクリニック	社会福祉法人年長者の里	H29.4.1 (H27.1.1)	福岡県北九州市八幡東区大蔵三丁目2番1号	3
453	北九州市 産業医科大学病院	学校法人 産業医科大学	H29.7.1	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	2
454	福岡市 九州大学病院	国立大学法人 九州大学	H29.4.1 (H21.11.1)	福岡県福岡市東区馬出三丁目1番1号	2
455	福岡市 福岡大学病院	学校法人 福岡大学	H29.4.1 (H26.11.1)	福岡県福岡市城南区七隈七丁目45番1号	2
456	熊本市 くまもと青明病院	一般財団法人 杏仁会	H29.4.1 (H21.7.1)	熊本県熊本市中心区渡鹿5丁目1番37号	2

20. 市区町村別の申立費用及び報酬助成制度の状況（平成31年4月1日時点）

都道府県名	市区町村名	高齢者												障害者														
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象						
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可			
北海道	夕張市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○			
北海道	岩見沢市	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○				
北海道	美唄市	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○				
北海道	芦別市	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○				
北海道	赤平市	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○				
北海道	三笠市	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○				
北海道	滝川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○			
北海道	砂川市	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	歌志内市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	深川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	南幌町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	奈井江町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	上砂川町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○		
北海道	由仁町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	長沼町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	栗山町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	月形町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	浦臼町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	新十津川町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	妹背牛町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	秩父別町			○																								
北海道	雨竜町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	北竜町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	沼田町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	札幌市	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	江別市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	千歳市	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	恵庭市	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	北広島市	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	
北海道	石狩市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	当別町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	新篠津村	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	小樽市	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	島牧村			○																								
北海道	寿都町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	黒松内町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	蘭越町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	二七町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	真狩村	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	留寿都村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	喜茂別町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	京極町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	倶知安町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	共和町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	岩内町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	泊村	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	神恵内村	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	積丹町			○																								
北海道	古平町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	仁木町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	余市町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	赤井川村	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	室蘭市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	苫小牧市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	登別市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	伊達市	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	豊浦町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	壮瞥町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	白老町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	厚真町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	洞爺湖町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	安平町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	むかわ町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	日高町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	平取町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	新冠町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	浦河町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	様似町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	えりも町	○	○		○			○	○	○		○	○		○				○	○	○		○	○		○	○	
北海道	新ひだか町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	函館市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	北斗市	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	松前町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	福島町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	知内町	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○
北海道	木古内町	○																										

都道府県名	市区町村名	高齢者												障害者											
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象			
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
北海道	愛別町		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	上川町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	東川町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	美瑛町		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	上富良野町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	中富良野町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	南富良野町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	占冠村	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	和寒町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	剣淵町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	下川町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	美深町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	音威子府村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	中川町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	幌加内町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	留萌市	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	増毛町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	小平町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	苫前町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	羽幌町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	初山別村	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	遠別町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	天塩町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	稚内市	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	猿払村	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	浜頓別町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	中頓別町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	枝幸町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	豊富町	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	礼文町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	利尻町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	利尻富士町			○											○										○
北海道	幌延町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	北見市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	網走市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	紋別市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	美幌町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	津別町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	斜里町	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	清里町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	小清水町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	訓子府町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	置戸町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	佐呂間町	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	遠軽町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	湧別町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	滝上町			○											○										
北海道	興部町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	西興部村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	雄武町		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	大空町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	帯広市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	音更町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	士幌町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	上士幌町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	鹿追町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	新得町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	清水町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	芽室町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	中札内村	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	更別村	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	大樹町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	広尾町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	幕別町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	池田町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	豊頃町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	本別町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	足寄町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	陸別町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	浦幌町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	釧路市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	釧路町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	厚岸町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	浜中町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	標茶町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	弟子屈町	○	○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	鶴居村		○		○				○	○	○	○		○	○		○			○	○	○	○		○
北海道	白糠町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	根室市		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
北海道	別海町	○	○		○	</																			

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者												
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象			
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
青森県	西目屋村			○																					
青森県	藤崎町	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	大鰐町	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	田舎館村	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	板柳町	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	鶴田町	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	中泊町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	野辺地町	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	七戸町	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	六戸町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	横浜町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	東北町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	六ヶ所村	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	おいらせ町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	大間町			○										○					○	○	○	○			○
青森県	東通村	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	風間浦村			○										○											
青森県	佐井村	○			○				○	○		○		○											○
青森県	三戸町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	五戸町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	田子町	○	○		○				○	○		○		○											○
青森県	南部町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	階上町	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
青森県	新郷村	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	盛岡市				○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	紫波町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	矢巾町				○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	滝沢市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	雫石町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	八幡平市	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	岩手町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	葛巻町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	花巻市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	北上市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	西和賀町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	奥州市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	金ヶ崎町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	一関市	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	平泉町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	大船渡市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	陸前高田市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	住田町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	釜石市	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	遠野市	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	大槌町	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	宮古市	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	山田町	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	岩泉町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	田野畑村	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	久慈市	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	洋野町	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	野田村	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	普代村	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	二戸市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	一戸町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	軽米町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
岩手県	九戸村	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	仙台市	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	石巻市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	塩竈市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	気仙沼市	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	白石市				○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	名取市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	角田市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	多賀城市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	岩沼市	○	○		○		○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	登米市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	栗原市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	東松島市	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	大崎市	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	富谷市	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	蔵王町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	七ヶ宿町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	大河原町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	村田町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	柴田町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	川崎町	○	○		○		○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	丸森町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	亶理町	○	○		○				○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	山元町	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	松島町	○	○		○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
宮城県	七ヶ浜町	○																							



都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者												
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象			
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
秋田県	由利本荘市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	潟上市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	大仙市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	北秋田市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	にかほ市	○	○		○	○	○		○				○	○	○	○	○	○		○				○	○
秋田県	仙北市	○	○		○				○				○	○	○	○	○	○		○				○	○
秋田県	小坂町			○											○										
秋田県	上小阿仁村			○											○										
秋田県	藤里町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	三種町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	八峰町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	五城目町	○	○		○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	八郎潟町	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	井川町			○											○										
秋田県	大湯村	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	美郷町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	羽後町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	東成瀬村			○											○										
山形県	山形市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	米沢市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	鶴岡市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	酒田市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	新庄市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	寒河江市		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	上山市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	村山市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	長井市	○	○		○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	天童市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	東根市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	尾花沢市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	南陽市	○	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	山辺町	○	○		○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	中山町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	河北町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	西川町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	朝日町	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	大江町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	大石田町			○											○										
山形県	金山町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	最上町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	舟形町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	真室川町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	大蔵村		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	鮭川村	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	戸沢村	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	高島町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	川西町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	小国町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	白鷹町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	飯豊町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	三川町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	庄内町	○	○		○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	遊佐町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	福島市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	会津若松市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	郡山市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	いわき市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	白河市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	須賀川市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	喜多方市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	相馬市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	二本松市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	田村市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	南相馬市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	伊達市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	本宮市		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	桑折町	○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	国見町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	川俣町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	大玉村	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	鏡石町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	天栄村			○																					
福島県	下郷町	○	○		○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	檜枝岐村			○											○										
福島県	只見町	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	南会津町	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	北塩原村	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	西会津町	○	○		○	○	○		○	○															

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者											
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ
福島県	古殿町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福島県	三春町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福島県	小野町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福島県	広野町		○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
福島県	檜葉町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福島県	富岡町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福島県	川内村		○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
福島県	大熊町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
福島県	双葉町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福島県	浪江町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
福島県	葛尾村			○																				
福島県	新地町			○																				
福島県	飯館村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	水戸市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	日立市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	土浦市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	古河市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	石岡市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	結城市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	龍ヶ崎市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	下妻市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	常総市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	常陸太田市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	高萩市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	北茨城市	○	○		○	○			○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	笠間市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	取手市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	牛久市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	つくば市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	ひたちなか市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	鹿嶋市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	潮来市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	守谷市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	常陸大宮市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	那珂市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	筑西市	○	○		○				○				○		○					○				○
茨城県	坂東市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	稲敷市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	かすみがうら市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
茨城県	桜川市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	神栖市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	行方市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	鉾田市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	つくばみらい市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	小美玉市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	茨城町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	大洗町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	城里町		○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	東海村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	大子町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	美浦村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	阿見町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	河内町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	八千代町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
茨城県	五霞町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	境町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
茨城県	利根町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	宇都宮市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
栃木県	足利市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	栃木市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	佐野市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	鹿沼市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
栃木県	日光市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
栃木県	小山市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	真岡市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	大田原市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
栃木県	矢板市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
栃木県	那須塩原市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	さくら市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
栃木県	那須烏山市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	下野市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	上三川町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	益子町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
栃木県	茂木町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	市貝町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	芳賀町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	壬生町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	野木町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	塩谷町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	高根沢町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
栃木県	那須町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
栃木県	那珂川町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
群馬県	前橋市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
群馬県	高崎市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○											



都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者														
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象					
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可		
千葉県	八千代市		○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○		○	○	○		○		○		
千葉県	我孫子市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	鴨川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	鎌ヶ谷市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	君津市		○		○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○		○		○
千葉県	富津市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	浦安市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	四街道市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	袖ヶ浦市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	八街市		○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	印西市	○	○		○	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	白井市	○	○		○	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	富里市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	南房総市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	匝瑳市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	香取市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	山武市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	いすみ市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	大網白里市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	酒々井町		○		○				○						○					○						○	
千葉県	栄町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	神崎町	○	○		○				○						○					○						○	
千葉県	多古町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	東庄町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	九十九里町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	芝山町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	横芝光町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	一宮町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	睦沢町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	長生村	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	白子町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	長柄町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	長生郡長南町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	大多喜町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	御宿町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
千葉県	鋸南町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	千代田区	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	中央区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	港区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	新宿区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	文京区	○	○		○	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	台東区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	墨田区	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	江東区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	品川区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	目黒区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	大田区		○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	世田谷区		○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	渋谷区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	中野区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	杉並区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	豊島区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	北区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	荒川区	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	板橋区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	練馬区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	足立区	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	葛飾区		○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	江戸川区		○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	八王子市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	立川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	武蔵野市		○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	三鷹市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	青梅市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	府中市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	昭島市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	調布市		○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	町田市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	小金井市		○		○				○						○					○						○	
東京都	小平市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	日野市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	東村山市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	国分寺市		○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	国立市		○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	福生市		○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	狛江市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	東大和市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	清瀬市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	東久留米市	○	○		○				○	○	○	</															



都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者												
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象			
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
福井県	大野市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○	
福井県	勝山市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	鯖江市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	あわら市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	越前市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	坂井市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	永平寺町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	池田町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	南越前町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	越前町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	美浜町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	高浜町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	おおい町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福井県	若狭町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	甲府市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	富士吉田市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	都留市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	山梨市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	大月市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	韮崎市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	南アルプス市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	北杜市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	甲斐市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	笛吹市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	上野原市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	甲州市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	中央市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	市川三郷町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	早川町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	身延町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	南部町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	富士川町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	昭和町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	道志村			○																					
山梨県	西桂町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	忍野村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	山中湖村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	鳴沢村			○																					
山梨県	富士河口湖町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
山梨県	小菅村			○																					
山梨県	丹波山村			○																					
長野県	長野市		○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	松本市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	上田市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	岡谷市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	飯田市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	諏訪市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	須坂市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	小諸市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	伊那市		○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	駒ヶ根市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	中野市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	大町市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	飯山市		○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	茅野市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	塩尻市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	佐久市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	千曲市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	東御市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	安曇野市	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	小海町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	川上村			○																					
長野県	南牧村	○	○		○	○			○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	南相木村			○																					
長野県	北相木村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	佐久穂町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	軽井沢町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	御代田町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	立科町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	青木村	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	長和町	○	○		○																				
長野県	下諏訪町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	富士見町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	原村	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	辰野町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	箕輪町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	飯島町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	南箕輪村		○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	中川村	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
長野県	宮田村	○			○				○	○	○														

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者												
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象			
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
長野県	麻績村	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
長野県	生坂村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○			○	○	○		○	
長野県	山形村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○			○	○	○		○	
長野県	朝日村	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
長野県	筑北村	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
長野県	池田町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
長野県	松川村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
長野県	白馬村	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
長野県	小谷村	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
長野県	坂城町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
長野県	小布施町	○			○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
長野県	高山村	○	○		○				○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	
長野県	山ノ内町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
長野県	木島平村		○		○	○	○		○				○			○	○	○		○				○	
長野県	野沢温泉村			○	○				○	○	○		○			○									
長野県	信濃町	○	○		○	○		○	○	○	○		○		○	○	○			○				○	
長野県	小川村	○	○		○				○	○	○		○		○		○	○		○				○	
長野県	飯綱町	○							○	○	○	○	○			○									
長野県	栄村	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	岐阜市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	羽島市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	各務原市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	山県市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	瑞穂市	○			○				○				○		○					○				○	
岐阜県	本巣市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○				○	
岐阜県	岐南町	○			○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	笠松町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	本巣郡北方町	○			○				○	○	○		○			○				○				○	
岐阜県	大垣市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	海津市	○	○		○				○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	
岐阜県	養老町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	揖斐川町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	大野町	○			○				○	○	○	○	○		○					○	○	○		○	
岐阜県	池田町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	神戸町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	垂井町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	関ヶ原町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	安八町	○			○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	安八郡輪之内町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	可児市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	関市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	美濃市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	郡上市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	美濃加茂市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	富加町			○																					
岐阜県	八百津町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	坂祝町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	七宗町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	川辺町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	白川町			○																					
岐阜県	東白川村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	御嵩町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	中津川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	多治見市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	恵那市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	瑞浪市	○			○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	土岐市			○																					
岐阜県	高山市	○	○		○				○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	
岐阜県	飛騨市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
岐阜県	下呂市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
岐阜県	白川村			○																					
静岡県	静岡市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	浜松市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	沼津市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
静岡県	熱海市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	三島市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
静岡県	富士宮市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	伊東市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	島田市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	富士市		○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	磐田市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	焼津市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	掛川市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	藤枝市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	御殿場市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
静岡県	袋井市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	下田市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
静岡県	裾野市		○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	湖西市				○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	伊豆市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	御前崎市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
静岡県	菊川市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	
静岡県	伊豆の国市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○	
静岡県	牧之原市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○	



都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者												
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象			
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
愛知県	一宮市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	瀬戸市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	半田市			○											○										
愛知県	春日井市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	豊川市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	津島市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	碧南市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	刈谷市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	豊田市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	安城市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	西尾市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	蒲郡市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	犬山市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	常滑市			○											○										
愛知県	江南市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	小牧市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	稲沢市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	新城市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	東海市			○											○										
愛知県	大府市			○											○										
愛知県	知多市			○											○										
愛知県	知立市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	尾張旭市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	高浜市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	岩倉市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	豊明市	○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	日進市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	田原市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	愛西市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	清須市		○		○				○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	北名古屋	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	弥富市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	みよし市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	あま市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	長久手市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	東郷町	○	○		○				○					○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	豊山町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	大口町	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	扶桑町	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	大治町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	蟹江町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	飛鳥村	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	阿久比町			○											○										
愛知県	東浦町			○											○										
愛知県	南知多町			○											○										
愛知県	美浜町			○											○										
愛知県	武豊町			○											○										
愛知県	幸田町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	設楽町	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
愛知県	東栄町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
愛知県	豊根村	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	津市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	四日市市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	伊勢市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	松阪市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	桑名市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	鈴鹿市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	名張市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	尾鷲市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	亀山市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	鳥羽市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	熊野市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	いなべ市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	志摩市	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	伊賀市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	木曾岬町	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	東員町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	菟野町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	朝日町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	川越町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	多気町	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	明和町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	大台町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	玉城町	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	度会町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	大紀町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	南伊勢町	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○			○
三重県	紀北町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	御浜町	○	○		○				○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
三重県	南牟婁郡紀宝町	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
滋賀県	大津市				○	○	○	○	○	○	○				○					○	○	○			○
滋賀県	彦根市				○	○	○	○	○	○	○				○					○	○	○			○
滋賀県	長浜市	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○			○	○	○			○
滋賀																									

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者													
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象				
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	
京都府	京都市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	福知山市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	舞鶴市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	綾部市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	宇治市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	宮津市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	亀岡市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	城陽市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	向日市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	長岡京市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	八幡市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	京田辺市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	京丹後市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	南丹市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	大山崎町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	久御山町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	木津川市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	井手町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	宇治田原町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	笠置町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	和束町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	精華町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	南山城村	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	京丹波町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	与謝野町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
京都府	伊根町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	大阪市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	堺市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	岸和田市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	豊中市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	池田市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	吹田市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	泉大津市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	高槻市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	貝塚市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	守口市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	枚方市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	茨木市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	八尾市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	泉佐野市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	富田林市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	寝屋川市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	河内長野市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	松原市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	大東市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	和泉市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	箕面市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	柏原市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	羽曳野市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	門真市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	摂津市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	高石市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	藤井寺市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	東大阪市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	泉南市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	四條畷市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	交野市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	大阪狭山市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	阪南市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	島本町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	豊能町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	能勢町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	忠岡町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	熊取町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	田尻町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	岬町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	太子町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	河南町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
大阪府	千早赤阪村	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
兵庫県	神戸市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
兵庫県	姫路市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
兵庫県	尼崎市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
兵庫県	明石市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
兵庫県	西宮市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
兵庫県	洲本市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
兵庫県	芦屋市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○									

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者											
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ
兵庫県	多可町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
兵庫県	加古郡稲美町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
兵庫県	播磨町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
兵庫県	神崎郡市川町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
兵庫県	福崎町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
兵庫県	神河町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
兵庫県	太子町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
兵庫県	上郡町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
兵庫県	佐用町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
兵庫県	香美町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
兵庫県	新温泉町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	奈良市		○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	大和高田市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	大和郡山市		○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	天理市	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○				○	○	○		○
奈良県	橿原市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	桜井市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	五條市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
奈良県	御所市		○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
奈良県	生駒市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	香芝市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	葛城市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	宇陀市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	山添村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
奈良県	平群町		○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
奈良県	三郷町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	斑鳩町	○	○		○	○			○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	安堵町	○	○		○				○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
奈良県	川西町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○	○
奈良県	三宅町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	田原本町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	曾爾村			○											○									
奈良県	御杖村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	高取町	○	○		○				○	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○
奈良県	明日香村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	上牧町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	王寺町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	広陵町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	河合町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	吉野町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	大淀町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	下市町	○	○		○	○			○	○	○		○		○	○				○	○	○	○	○
奈良県	黒滝村		○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
奈良県	天川村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	野迫川村			○											○									
奈良県	十津川村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	下北山村			○											○									
奈良県	上北山村			○											○									
奈良県	川上村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
奈良県	東吉野村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	和歌山市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	海南市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
和歌山県	橋本市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	有田市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	御坊市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	田辺市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	新宮市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	紀の川市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	岩出市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	紀美野町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
和歌山県	かつらぎ町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
和歌山県	九度山町			○											○									
和歌山県	高野町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
和歌山県	湯浅町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	広川町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	有田川町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
和歌山県	美浜町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	日高町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	由良町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○	○
和歌山県	印南町			○											○									
和歌山県	みなべ町	○	○		○				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
和歌山県	日高川町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	白浜町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
和歌山県	上富田町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	すさみ町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
和歌山県	那智勝浦町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	太地町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	古座川町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
和歌山県	北山村			○											○									
和歌山県	串本町			○											○									
鳥取県	鳥取市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
鳥取県	米子市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
鳥取県	倉吉市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
鳥取県	境港市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
鳥取県	岩美町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
鳥取県	八頭町	○	○		○																			

都道府県名	市区町村名	高齢者												障害者												
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象				
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	
島根県	松江市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	浜田市		○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	出雲市		○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	益田市		○		○				○	○			○	○		○				○	○	○			○	○
島根県	大田市	○	○		○				○	○			○	○		○				○	○	○			○	○
島根県	安来市	○	○		○				○	○			○	○		○				○	○	○			○	○
島根県	江津市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	雲南市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	奥出雲町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	飯南町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	川本町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	美郷町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	邑南町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	津和野町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	吉賀町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	海士町			○																						
島根県	西ノ島町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
島根県	知夫村			○																						
島根県	隠岐の島町	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	岡山市	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	倉敷市		○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	津山市	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	玉野市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	笠岡市		○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	井原市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	総社市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	高梁市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	新見市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	備前市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	瀬戸内市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	赤磐市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	真庭市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	美作市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	浅口市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	和気町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	早島町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	里庄町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	矢掛町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	新庄村			○																						
岡山県	鏡野町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	勝央町	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	奈義町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	西粟倉村	○			○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	久米南町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	美咲町		○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
岡山県	吉備中央町	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	広島市		○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	呉市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	竹原市	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	三原市	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	尾道市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	福山市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	府中市	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	三次市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	庄原市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	大竹市	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	東広島市		○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	廿日市市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	安芸高田市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	江田島市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	府中町	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	海田町	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	熊野町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	坂町	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	安芸太田町		○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	北広島町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	大崎上島町	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	世羅町	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
広島県	神石高原町	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
山口県	下関市	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
山口県	宇部市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
山口県	山口市	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
山口県	萩市	○	○		○				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
山口県	防府市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
山口県	下松市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
山口県	岩国市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
山口県	光市	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
山口県	長門市	○	○		○	○																				

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者											
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ
徳島県	石井町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
徳島県	神山町	○			○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
徳島県	那賀町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
徳島県	牟岐町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
徳島県	美波町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
徳島県	海陽町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
徳島県	松茂町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
徳島県	北島町	○	○		○				○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
徳島県	藍住町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
徳島県	板野町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
徳島県	板野郡上板町	○			○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
徳島県	つるぎ町	○			○				○	○	○		○		○					○	○	○	○	○
徳島県	東みよし町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
香川県	高松市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	丸亀市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	坂出市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	善通寺市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	観音寺市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	さぬき市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	東かがわ市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	三豊市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	土庄町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○
香川県	小豆島町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	三木町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
香川県	直島町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○
香川県	宇多津町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
香川県	綾川町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
香川県	琴平町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
香川県	多度津町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
香川県	まんのう町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	松山市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
愛媛県	今治市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	宇和島市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	八幡浜市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
愛媛県	新居浜市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	西条市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	大洲市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	伊予市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	四国中央市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
愛媛県	西予市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
愛媛県	東温市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	上島町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	久万高原町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
愛媛県	松前町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	砥部町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	内子町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	伊方町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
愛媛県	松野町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	鬼北町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
愛媛県	愛南町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	高知市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	室戸市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	安芸市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○		○
高知県	南国市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○		○
高知県	土佐市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	須崎市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	宿毛市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	土佐清水市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	四万十市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	香南市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	香美市	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	東洋町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	芸西村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	本山町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	大豊町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	土佐町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	大川村	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	いの町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	仁淀川町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	中土佐町		○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	佐川町			○																				
高知県	越知町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	椿原町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	日高村	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	津野町			○																				
高知県	四万十町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	大月町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	三原村	○	○		○				○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
高知県	黒潮町	○	○		○				○	○	○		○		○					○	○	○		○
高知県	奈半利町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	田野町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	安田町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	北川村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
高知県	馬路村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	北九州市	○	○																					

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者											
		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象			類型別の助成対象			資力別の助成対象		
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ
福岡県	筑紫野市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	春日市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	大野城市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	宗像市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	太宰府市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	古賀市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	福津市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	うきは市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	宮若市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	嘉麻市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	朝倉市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	みやま市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○	○
福岡県	糸島市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	那珂川市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	宇美町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	篠栗町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	志免町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	須恵町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	新宮町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	久山町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	粕屋町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	芦屋町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	水巻町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	岡垣町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	遠賀町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	小竹町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	鞍手町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	桂川町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	筑前町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	東峰村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	大刀洗町	○	○		○				○	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○
福岡県	大木町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	広川町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	香春町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	添田町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	糸田町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	川崎町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	大任町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	赤村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	福智町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	苅田町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	みやこ町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
福岡県	吉富町	○	○		○				○	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○
福岡県	上毛町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
福岡県	築上町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	佐賀市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
佐賀県	唐津市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	鳥栖市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
佐賀県	多久市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○	○
佐賀県	伊万里市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
佐賀県	武雄市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	鹿島市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
佐賀県	小城市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
佐賀県	嬉野市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	神埼市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	基山町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	上峰町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	みやき町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
佐賀県	玄海町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	有田町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○
佐賀県	大町町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
佐賀県	江北町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	白石町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
佐賀県	太良町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	長崎市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	佐世保市	○	○		○				○	○	○	○	○		○	○				○	○	○		○
長崎県	島原市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	諫早市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	大村市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
長崎県	平戸市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	松浦市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
長崎県	対馬市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
長崎県	壱岐市	○	○		○				○	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○
長崎県	五島市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	西海市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
長崎県	雲仙市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
長崎県	南島原市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	長与町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
長崎県	時津町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○
長崎県	東彼杵町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	川棚町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	波佐見町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	小値賀町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○		○
長崎県	佐々																							

都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者												
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
熊本県	合志市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○		○	
熊本県	美里町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
熊本県	玉東町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
熊本県	和水町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
熊本県	南関町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
熊本県	長洲町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
熊本県	大津町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	菊陽町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	南小国町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	小国町	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○			○	○	○	○		○
熊本県	産山村	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○			○	○	○	○		○
熊本県	高森町	○	○		○				○				○		○					○					○
熊本県	南阿蘇村			○											○									○	
熊本県	西原村	○			○				○	○	○		○		○					○	○	○	○		○
熊本県	御船町		○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
熊本県	上益城郡嘉島町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	益城町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	甲佐町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	山都町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
熊本県	氷川町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	芦北町		○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	津奈木町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	錦町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	あさぎり町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	多良木町		○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	湯前町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	水上村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	球磨郡相良村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	五木村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	山江村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	球磨村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
熊本県	天草郡苓北町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	大分市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
大分県	別府市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	中津市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
大分県	日田市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
大分県	佐伯市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	臼杵市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	津久見市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	竹田市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	豊後高田市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
大分県	杵築市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
大分県	宇佐市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	豊後大野市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
大分県	由布市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	国東市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	姫島村	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	日出町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分県	九重町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
大分県	玖珠町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	宮崎市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	都城市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	延岡市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	日南市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	小林市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	日向市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	串間市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	西都市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	えびの市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	三股町	○	○		○	○			○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	高原町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	国富町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	綾町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	高鍋町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○	○		○
宮崎県	新富町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	西米良村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	木城町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	川南町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	都農町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	門川町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	諸塚村			○											○										
宮崎県	椎葉村	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	美郷町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	高千穂町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
宮崎県	日之影町	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
鹿児島県	鹿児島市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
鹿児島県	鹿屋市	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
鹿児島県	枕崎市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
鹿児島県	阿久根市	○	○		○				○	○	○		○		○	○				○	○	○	○		○
鹿児島県	出水市	○	○																						



都道府県名	市区町村名	高齢者											障害者												
		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象		助成制度の有無			申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
		申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可	申立費用	報酬	いずれも未実施	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
鹿児島県	湧水町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	大崎町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	東串良町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	錦江町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	南大隅町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	肝付町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	中種子町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	南種子町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	屋久島町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	大和村			○																					
鹿児島県	宇検村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	瀬戸内町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	龍郷町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	喜界町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	徳之島町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	天城町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	伊仙町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	和泊町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	知名町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	与論町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	那覇市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宜野湾市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	石垣市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	浦添市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	名護市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	糸満市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	沖縄市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	豊見城市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	うるま市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宮古島市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	南城市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	国頭村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	大宜味村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	東村			○																					
沖縄県	今帰仁村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	本部町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	恩納村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宜野座村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	金武町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	伊江村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	読谷村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	嘉手納町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	北谷町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	北中城村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	中城村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	西原町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	与那原町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	南風原町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	渡嘉敷村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	座間味村			○																					
沖縄県	粟国村			○																					
沖縄県	渡名喜村			○																					
沖縄県	南大東村			○																					
沖縄県	北大東村			○																					
沖縄県	伊平屋村			○																					
沖縄県	伊是名村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	久米島町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	八重瀬町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	多良間村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	竹富町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	与那国町			○																					
合計		1,541	1,626	83	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575	1,530	1,608	99	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545

※申立費用と報酬助成の対象が異なる場合は、いずれかの対象となる場合に「○」を計上。

		認知症地域医療支援事業 (研修修了者数(人))																				
		認知症サポート医養成研修			認知症サポート医フォローアップ研修			かかりつけ医認知症対応力向上研修			歯科医師認知症対応力向上研修			薬剤師認知症対応力向上研修			看護職員認知症対応力向上研修			病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修		
		①30年度修了者	②29までの累計	①+②累計(17-30)	①30年度修了者	②29までの累計	①+②累計(22-30)	①30年度修了者	②29までの累計	①+②累計(18-30)	①30年度修了者	②29までの累計	①+②累計(28-30)	①30年度修了者	②29までの累計	①+②累計(28-30)	①30年度修了者	②29までの累計	①+②累計(28-30)	①30年度修了者	②29までの累計	①+②累計(25-30)
1	北海道	72	402	474	400	425	825	50	1005	1055	151	280	431	390	310	700	216	452	668	185	403	588
2	青森県	20	69	89	56	59	115	39	1075	1114	43	60	103	72	390	462	52	118	170	59	417	476
3	岩手県	26	132	158	0	0	0	171	1294	1465	87	204	291	215	364	579	36	120	156	179	566	745
4	宮城県	12	78	90	18	64	82	36	405	441	25	140	165	126	360	486	215	512	727	242	646	888
5	秋田県	15	116	131	15	55	70	116	548	664	23	140	163	43	308	351	58	207	265	203	455	658
6	山形県	8	77	85	0	0	0	29	431	460	58	29	87	73	155	228	100	76	176	289	1249	1538
7	福島県	33	153	186	0	0	0	73	1103	1176	36	115	151	240	367	607	64	183	247	92	1140	1232
8	茨城県	31	94	125	34	45	79	24	825	849	109	124	233	163	176	339	178	392	570	312	1453	1765
9	栃木県	35	133	168	126	237	363	18	717	735	84	208	292	82	322	404	106	156	262	608	1867	2475
10	群馬県	24	120	144	55	315	370	126	649	775	79	167	246	108	198	306	176	382	558	297	271	568
11	埼玉県	19	141	160	0	26	26	79	972	1051	80	139	219	98	259	357	61	185	246	508	1752	2260
12	千葉県	52	367	419	108	726	834	28	914	942	371	99	470	578	292	870	55	0	55	453	1418	1871
13	東京都	202	1100	1302	717	2078	2795	579	4476	5055	211	254	465	598	1399	1997	115	233	348	1382	5449	6831
14	神奈川県	35	92	127	40	0	40	67	878	945	40	146	186	107	75	182	260	1237	1497	272	1665	1937
15	新潟県	12	64	76	23	101	124	27	605	632	74	188	262	55	429	484	225	355	580	108	1582	1690
16	富山県	20	93	113	4	59	63	19	315	334	49	114	163	91	132	223	66	96	162	278	747	1025
17	石川県	29	171	200	56	195	251	72	904	976	0	152	152	0	488	488	111	171	282	80	444	524
18	福井県	9	43	52	30	116	146	58	722	780	22	118	140	14	132	146	95	249	344	328	1061	1389
19	山梨県	5	59	64	30	135	165	102	904	1006	69	117	186	75	281	356	0	0	0	228	1213	1441
20	長野県	24	168	192	42	50	92	38	734	772	112	101	213	113	180	293	76	254	330	80	656	736
21	岐阜県	20	107	127	16	47	63	30	876	906	44	111	155	62	252	314	100	237	337	134	585	719
22	静岡県	34	155	189	53	169	222	76	489	565	47	67	114	181	162	343	53	65	118	482	589	1071
23	愛知県	68	350	418	93	344	437	133	1404	1537	139	407	546	221	624	845	122	69	191	838	6264	7102
24	三重県	33	165	198	76	374	450	59	612	671	32	177	209	34	447	481	54	191	245	111	432	543
25	滋賀県	19	133	152	32	142	174	35	638	673	42	90	132	152	280	432	39	36	75	78	689	767
26	京都府	17	71	88	49	228	277	67	599	666	72	224	296	214	624	838	49	108	157	480	4297	4777
27	大阪府	101	197	298	403	1033	1436	215	1761	1976	449	568	1017	212	499	711	181	210	391	907	3292	4199
28	兵庫県	59	171	230	100	506	606	246	1489	1735	122	358	480	419	822	1241	177	379	556	290	1115	1405
29	奈良県	17	86	103	33	17	50	107	1627	1734	54	55	109	106	218	324	57	109	166	143	441	584
30	和歌山県	7	54	61	100	636	736	13	625	638	53	155	208	29	208	237	84	90	174	126	704	830
31	鳥取県	10	67	77	28	109	137	20	304	324	49	101	150	48	166	214	70	74	144	98	518	616
32	島根県	18	78	96	44	76	120	0	122	122	21	99	120	46	448	494	58	61	119	69	506	575
33	岡山県	31	126	157	62	38	100	54	1306	1360	78	203	281	205	404	609	94	193	287	260	1364	1624
34	広島県	30	257	287	0	108	108	23	1155	1178	63	240	303	75	217	292	46	133	179	121	1309	1430
35	山口県	27	114	141	33	133	166	221	739	960	27	60	87	105	201	306	117	183	300	0	147	147
36	徳島県	10	52	62	40	1405	1445	108	1572	1680	69	136	205	92	106	198	46	34	80	0	0	0
37	香川県	14	41	55	43	0	43	71	1588	1659	54	161	215	51	319	370	39	113	152	163	116	279
38	愛媛県	25	99	124	51	130	181	146	2514	2660	84	266	350	79	226	305	89	151	240	0	323	323
39	高知県	10	80	90	0	92	92	98	1305	1403	42	87	129	0	236	236	82	165	247	109	569	678
40	福岡県	33	107	140	97	333	430	139	1230	1369	91	191	282	194	561	755	119	295	414	55	417	472
41	佐賀県	15	86	101	22	123	145	14	183	197	74	87	161	65	270	335	50	50	100	0	628	628
42	長崎県	24	135	159	84	1091	1175	0	1143	1143	185	200	385	138	351	489	194	123	317	0	1802	1802
43	熊本県	9	170	179	0	0	0	38	810	848	35	90	125	45	79	124	23	25	48	895	3973	4868
44	大分県	6	73	79	93	382	475	21	857	878	66	59	125	37	55	92	46	64	110	280	1435	1715
45	宮崎県	7	110	117	654	793	1447	85	569	654	41	78	119	73	144	217	72	72	144	135	659	794
46	鹿児島県	49	254	303	196	416	612	60	1309	1369	134	86	220	427	502	929	274	338	612	337	2055	2392
47	沖縄県	24	69	93	24	87	111	46	435	481	45	41	86	89	463	552	54	145	199	361	316	677
48	札幌市	10	49	59	75	578	653	38	810	848	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	617	617
49	仙台市	11	45	56	10	42	52	14	272	286	54	53	107	70	75	145	182	197	379	72	397	469
50	さいたま市	9	36	45	0	0	0	17	254	271	31	11	42	35	31	66	6	23	29	59	227	286
51	千葉市	16	19	35	0	0	0	11	202	213	62	66	128	59	145	204	46	37	83	380	1177	1557
52	横浜市	21	107	128	29	26	55	0	1080	1080	50	88	138	68	156	224	187	0	187	0	92	92
53	川崎市	14	35	49	31	174	205	19	288	307	26	26	52	52	54	106	0	0	0	60	557	617
54	相模原市	3	18	21	12	38	50	20	121	141	25	25	50	34	31	65	0	0	0	79	1130	1209
55	新潟市	9	28	37	0	0	0	13	105	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	189	223
56	静岡市	10	33	43	14	24	38	35	203	238	7	8	15	8	29	37	14	0	14	129	79	208
57	浜松市	16	45	61	11	100	111	66	285	351	2	34	36	54	12	66	17	0	17	162	109	271
58	名古屋市	23	95	118	42	242	284	207	1677	1884	50	47	97	162	110	272	54	46	100	40	1503	1543
59	京都市	13	60	73	48	238	286	137	1157	1294	0	0	0	0	0	0	0	0	0	214	470	684
60	大阪市	32	105	137	185	496	681	107	1309	1416	101	126	227	154	229	383	98	83	181	697	1735	2432
61	堺市	10	52	62	0	10	10	52	560	612	12	57	69	14	34	48	24	61	85	13	152	165
62	神戸市	36	117	153	69	534	603	65	560	625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	160	219
63	岡山市	10	36	46	22	0	22	51	322	373	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	広島市	33	64	97	63	264	327	27	504	531	32	33	65	51	73	124	48	45	93	83	598	681
65	北九州市	6	56	62	65	160	225	95	898	993	0	0	0	80	0	80	0	0	0	148	140	288
66	福岡市	15	25	40	38	177	215	46	446	492	36	120	156	52	87	139	0	0	0	39	267	306
67	熊本市	8	69	77	0	0	0	37														

認知症介護実践者等養成事業実施状況調べ①

(単位：人)

	認知症介護実践者等養成事業							
	認知症対応型サービス 事業開設者研修		認知症対応型サービス 事業管理者研修		小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修		認知症介護指導者 フォローアップ研修	
	平成30年度 修了者数	累計 (~30')	平成30年度 修了者数	累計 (~30')	平成30年度 修了者数	累計 (~30')	平成30年度 修了者数	累計 (~30')
1 北海道	45	534	104	2,416	122	1,014	2	29
2 青森県	8	284	88	1,387	30	315	1	21
3 岩手県	14	347	90	1,533	33	484	1	24
4 宮城県	2	153	44	795	15	239	3	32
5 秋田県	11	256	67	1,171	24	293	1	16
6 山形県	8	186	77	1,275	49	597	1	26
7 福島県	17	261	127	2,113	40	668	2	28
8 茨城県	17	270	121	2,197	31	434	0	15
9 栃木県	11	178	64	1,001	29	414	1	20
10 群馬県	17	310	81	1,702	15	397	1	20
11 埼玉県	9	296	130	1,778	57	525	1	5
12 千葉県	23	329	157	2,723	56	553	0	0
13 東京都	33	393	324	4,335	113	824	1	24
14 神奈川県	12	237	84	1,570	34	445	2	24
15 新潟県	12	175	70	1,673	48	504	2	6
16 富山県	7	152	61	884	31	299	1	16
17 石川県	8	197	30	994	26	400	0	14
18 福井県	8	179	79	1,007	24	438	0	19
19 山梨県	3	92	21	461	11	162	1	15
20 長野県	12	254	93	1,399	35	398	2	25
21 岐阜県	11	189	95	1,645	29	393	0	10
22 静岡県	15	223	89	1,440	29	500	0	14
23 愛知県	12	332	147	2,358	47	486	2	21
24 三重県	14	320	60	1,429	29	335	1	15
25 滋賀県	12	174	71	1,071	34	380	0	17
26 京都府	8	154	38	904	29	445	1	12
27 大阪府	20	446	123	1,734	47	561	3	35
28 兵庫県	18	373	159	2,093	77	840	1	13
29 奈良県	4	103	60	933	19	244	2	23
30 和歌山県	3	155	59	1,218	19	347	1	27
31 鳥取県	11	183	65	1,064	45	640	3	39
32 島根県	18	308	65	892	31	406	1	18
33 岡山県	11	343	115	2,388	34	473	2	12
34 広島県	17	317	98	1,704	61	756	1	28
35 山口県	10	205	57	1,069	32	382	1	17
36 徳島県	4	183	81	1,207	21	306	1	15
37 香川県	7	146	55	1,181	15	246	1	15
38 愛媛県	10	337	104	2,139	38	596	1	14
39 高知県	5	143	49	1,116	13	199	1	14
40 福岡県	22	590	126	2,889	69	782	1	21
41 佐賀県	7	173	49	945	17	239	2	18
42 長崎県	14	297	85	2,040	41	518	0	21
43 熊本県	8	218	65	1,166	28	419	1	20
44 大分県	9	232	65	1,559	21	362	2	28
45 宮崎県	12	233	101	1,258	42	409	2	21
46 鹿児島県	11	385	90	1,436	36	318	1	11
47 沖縄県	14	176	47	747	17	344	2	29
48 札幌市	0	185	0	1,740	0	523	2	26
49 仙台市	1	59	47	622	24	167	2	28
50 さいたま市	4	45	17	289	8	77	1	8
51 千葉市	5	84	50	669	16	197	0	5
52 横浜市	6	244	137	2,132	52	551	2	31
53 川崎市	2	61	52	737	32	206	0	3
54 相模原市	2	30	33	257	14	92	1	4
55 新潟市	0	81	33	377	32	257	0	0
56 静岡市	6	92	41	652	17	186	2	6
57 浜松市	5	70	26	432	10	123	0	2
58 名古屋市	6	170	61	1,061	26	400	0	26
59 京都市	8	117	75	916	74	602	0	17
60 大阪市	14	277	114	1,488	59	788	1	23
61 堺市	0	71	23	299	8	79	0	14
62 神戸市	9	103	51	546	26	279	0	16
63 岡山市	5	98	42	571	29	225	1	9
64 広島市	7	55	54	545	30	145	1	25
65 北九州市	10	187	68	1,224	30	370	2	22
66 福岡市	2	178	72	1,100	22	282	1	21
67 熊本市	8	45	38	302	19	155	1	3
合計	684	14,273	5,164	87,998	2,271	27,033	74	1,196



認知症介護実践者等養成事業実施状況調べ②

(単位：人)

	認知症介護実践者等養成事業							
	認知症介護実践者研修		認知症介護実践リーダー研修		認知症介護基礎研修		認知症介護指導者養成研修	
	平成30年度 修了者数	累計 (~30')	平成30年度 修了者数	累計 (~30')	平成30年度 修了者数	累計 (~30')	平成30年度 修了者数	累計 (~30')
1 北海道	740	13,658	157	1,815	449	1,016	2	46
2 青森県	351	4,395	48	721	298	881	2	24
3 岩手県	366	4,206	65	640	247	800	2	39
4 宮城県	225	2,935	46	492	48	214	1	46
5 秋田県	235	3,099	37	518	93	93	2	33
6 山形県	228	3,261	47	595	39	235	1	45
7 福島県	450	7,364	54	721	129	373	1	42
8 茨城県	211	3,651	34	660	238	748	0	35
9 栃木県	220	3,800	45	684	208	710	1	35
10 群馬県	299	5,871	50	587	302	865	2	47
11 埼玉県	398	6,085	26	444	284	871	3	41
12 千葉県	253	3,107	29	368	91	293	2	52
13 東京都	1,349	13,747	167	1,845	1,515	4,622	7	101
14 神奈川県	391	4,124	71	681	232	750	3	46
15 新潟県	285	3,244	40	341	174	512	4	55
16 富山県	250	2,727	38	518	230	577	1	36
17 石川県	136	3,572	25	372	220	785	1	23
18 福井県	263	3,689	60	701	38	197	2	52
19 山梨県	163	2,239	38	489	53	162	1	29
20 長野県	334	4,648	39	559	170	756	2	46
21 岐阜県	381	4,726	40	552	132	315	2	37
22 静岡県	336	3,785	52	583	253	679	1	33
23 愛知県	593	7,001	34	867	214	1,135	1	52
24 三重県	192	3,407	31	341	82	268	1	38
25 滋賀県	296	4,142	44	733	738	2,254	2	40
26 京都府	267	4,161	73	821	119	402	0	30
27 大阪府	524	8,579	125	1,650	464	1,461	3	47
28 兵庫県	532	6,082	87	1,156	44	227	2	48
29 奈良県	271	3,662	41	515	157	581	3	38
30 和歌山県	222	3,769	49	706	170	596	2	30
31 鳥取県	249	3,719	59	855	140	348	2	38
32 島根県	198	3,975	39	694	207	574	1	26
33 岡山県	520	9,198	83	1,170	225	636	1	39
34 広島県	359	5,557	88	1,017	239	975	6	84
35 山口県	307	4,537	50	800	114	425	3	40
36 徳島県	233	4,241	63	765	73	241	1	24
37 香川県	182	2,715	59	767	181	543	1	28
38 愛媛県	243	4,289	40	860	124	327	1	27
39 高知県	239	2,862	23	330	403	1,198	1	29
40 福岡県	449	8,346	57	1,138	166	427	4	56
41 佐賀県	100	2,477	0	411	132	374	2	31
42 長崎県	265	6,157	24	711	154	726	0	36
43 熊本県	205	4,822	36	1,163	144	501	1	32
44 大分県	200	3,155	46	1,018	103	232	1	32
45 宮崎県	301	4,147	67	868	121	442	3	47
46 鹿児島県	250	3,964	46	589	129	496	2	34
47 沖縄県	271	3,620	18	621	219	992	2	45
48 札幌市	305	6,760	47	972	47	235	1	40
49 仙台市	250	3,654	37	571	69	202	1	39
50 さいたま市	43	659	6	81	99	295	0	14
51 千葉市	192	2,753	23	230	135	459	2	28
52 横浜市	338	5,513	55	646	0	0	3	41
53 川崎市	190	1,785	21	215	131	360	1	24
54 相模原市	101	751	21	98	0	0	0	11
55 新潟市	131	1,193	30	206	53	182	2	13
56 静岡市	119	1,098	19	202	78	201	1	9
57 浜松市	107	842	10	119	85	188	1	9
58 名古屋市	328	4,343	22	514	111	536	2	52
59 京都市	267	3,365	29	509	104	221	3	39
60 大阪市	340	5,315	54	430	217	792	5	49
61 堺市	120	1,617	26	337	140	702	1	23
62 神戸市	226	4,166	28	661	15	104	1	42
63 岡山市	0	0	0	0	127	421	1	8
64 広島市	190	3,850	39	1,078	169	459	2	43
65 北九州市	240	5,005	42	684	209	364	3	38
66 福岡市	210	2,907	23	519	58	221	0	28
67 熊本市	125	1,206	21	238	91	254	0	5
	19,154	283,299	3,043	43,762	12,243	39,031	119	2,469

## 5. 若年性認知症支援コーディネーター設置事業実施都道府県一覧

※2019年度若年性認知症施策総合事業の事前協議内容等に基づく

	設置	人員		設置	人員		設置	人員		設置	人員
都道府県	47	106	岐阜県	○	1	長崎県	○	1	指定都市	4	7
北海道	○	3	静岡県	○	7	熊本県	○	1	札幌市	-	-
青森県	○	2	愛知県	○	1	大分県	○	1	仙台市	-	-
岩手県	○	1	三重県	○	1	宮崎県	○	2	さいたま市	○	3
宮城県	○	1	滋賀県	○	1	鹿児島県	○	1	千葉市	-	-
秋田県	○	1	京都府	○	2	沖縄県	○	2	横浜市	○	1
山形県	○	1	大阪府	○	2		川崎市	-	-		
福島県	○	1	兵庫県	○	2		相模原市	-	-		
茨城県	○	1	奈良県	○	1		新潟市	-	-		
栃木県	○	1	和歌山県	○	3		静岡市	-	-		
群馬県	○	14	鳥取県	○	5		浜松市	-	-		
埼玉県	○	3	島根県	○	3		名古屋市	○	2		
千葉県	○	1	岡山県	○	2		京都市	-	-		
東京都	○	6	広島県	○	2		大阪市	-	-		
神奈川県	○	2	山口県	○	2		堺市	-	-		
新潟県	○	9	徳島県	○	1		神戸市	-	-		
富山県	○	1	香川県	○	1		岡山市	-	-		
石川県	○	1	愛媛県	○	2		広島市	-	-		
福井県	○	1	高知県	○	1		北九州市	○	1		
山梨県	○	1	福岡県	○	1		福岡市	-	-		
長野県	○	4	佐賀県	○	2		熊本市	-	-		

# 1. 認知症サポーターの人数（平成17年度からの累計）

認知症サポーター数（キャラバン・メイト166,065人を含む）合計 12,344,701人

※令和元年12月31日現在(令和元年12月31日までに提出された実施報告書に基づく)

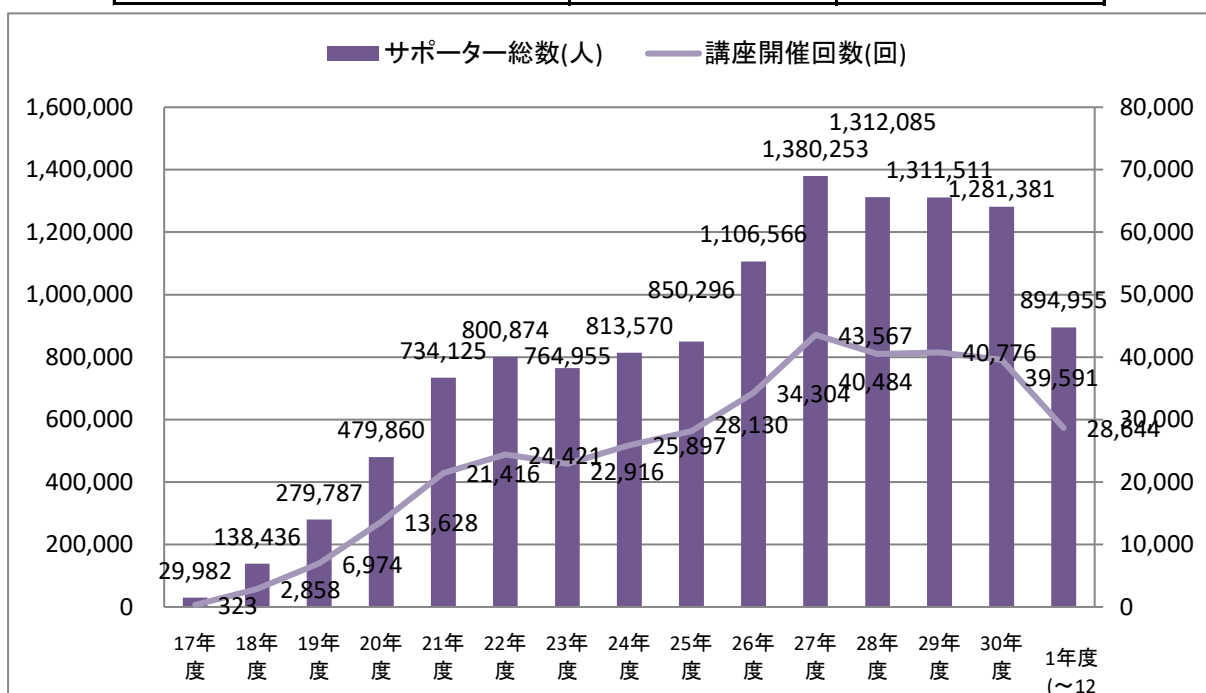
## 《内訳》

◎認知症サポーター数 12,178,636人（講座開催回数 373,929回）

◎キャラバン・メイト数 166,065人（研修開催回数 2,607回）

### ① 年度別のサポーター総数・講座開催回数 の内訳

年 度 別	サポーター総数	講座開催回数
17年度	29,982	323
18年度	138,436	2,858
19年度	279,787	6,974
20年度	479,860	13,628
21年度	734,125	21,416
22年度	800,874	24,421
23年度	764,955	22,916
24年度	813,570	25,897
25年度	850,296	28,130
26年度	1,106,566	34,304
27年度	1,380,253	43,567
28年度	1,312,085	40,484
29年度	1,311,511	40,776
30年度	1,281,381	39,591
1年度(～12月)	894,955	28,644
合 計	12,178,636	373,929

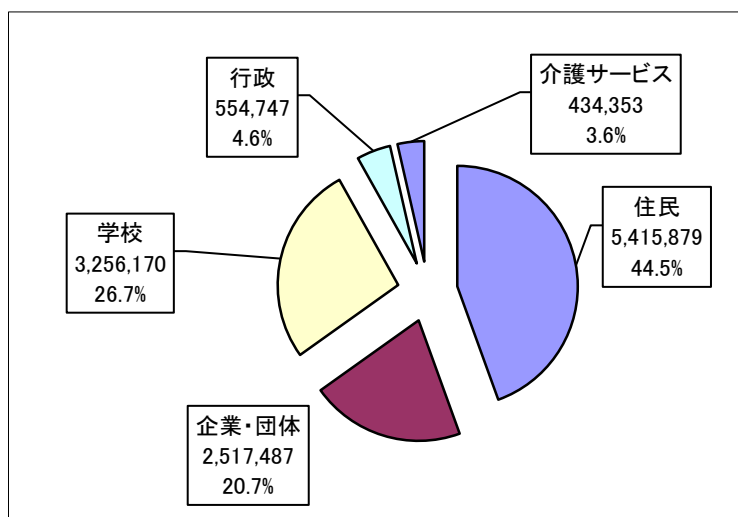


② 実施主体別のサポーター数・講座開催回数 の内訳

実施主体別	サポーター数	講座開催回数
自治体・地域において養成されたサポーター (自治体型)	11,534,340	349,775
全国規模の企業・団体により養成された サポーター(企業・団体型)	549,793	23,676
広域からの参加者によるシンポジウム・ フォーラムによるサポーター(啓発型)	94,503	478
合 計	12,178,636	373,929

③ 受講対象者分類別のサポーター数、講座開催回数の内訳

対象者分類	サポーター数	講座開催回数
1 住民	5,415,879	192,959
2 企業・団体	2,517,487	89,286
3 学校	3,256,170	56,992
4 行政	554,747	14,806
5 介護サービス	434,353	19,886





## 2. サポーターの性別・年代別構成

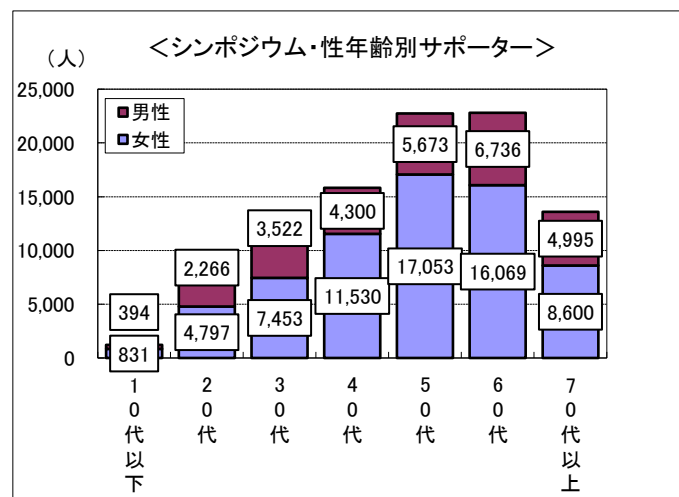
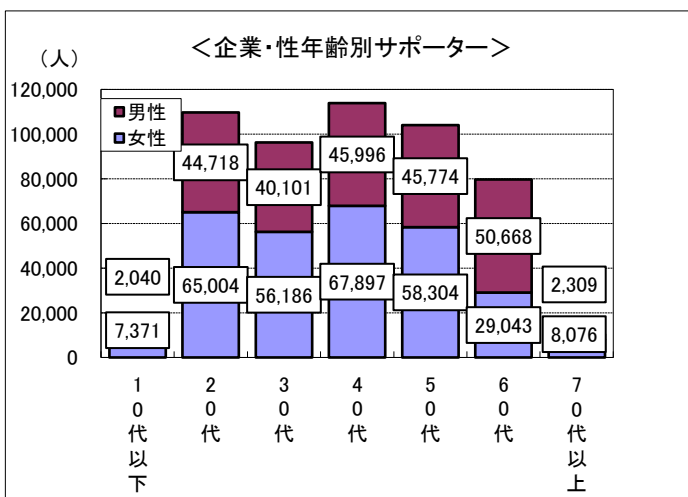
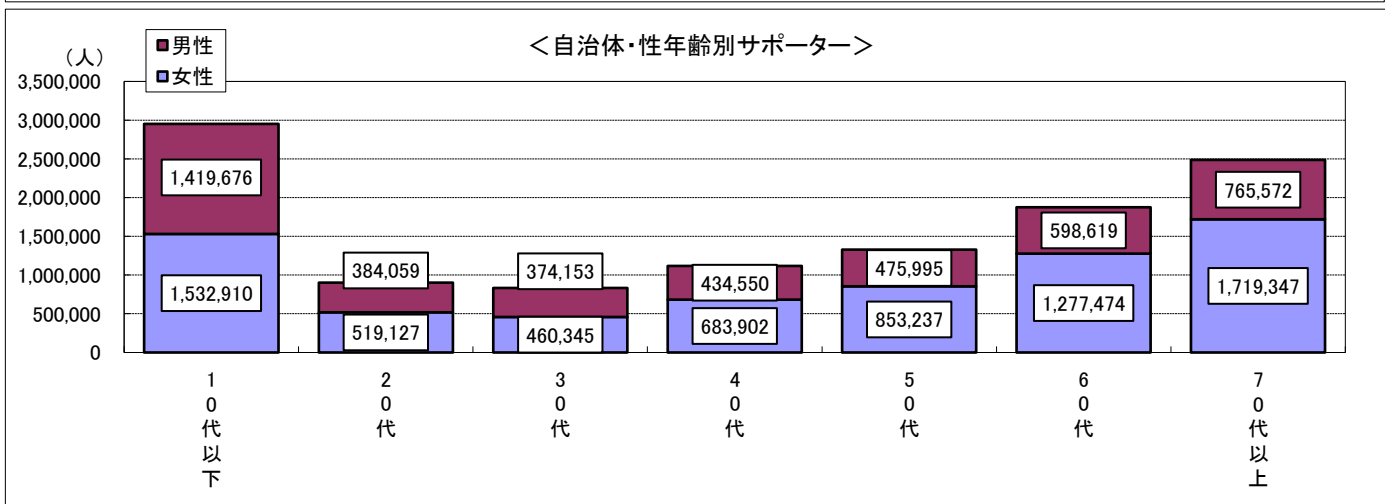
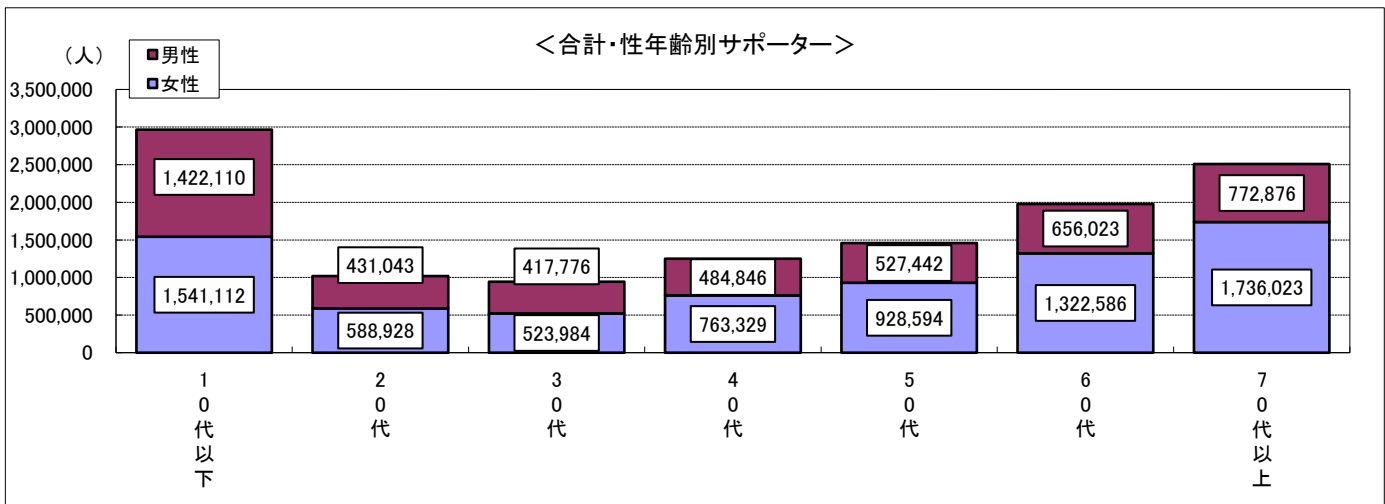
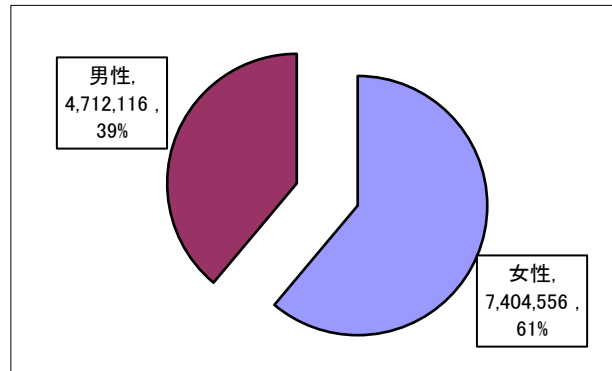
※令和元年12月31日現在

性別・年代別構成（年代、性別の回答のあったもののみ）

	合計		
	女性	男性	合計
10代以下	1,541,112	1,422,110	2,963,222
20代	588,928	431,043	1,019,971
30代	523,984	417,776	941,760
40代	763,329	484,846	1,248,175
50代	928,594	527,442	1,456,036
60代	1,322,586	656,023	1,978,609
70代以上	1,736,023	772,876	2,508,899
合計	7,404,556	4,712,116	12,116,672

※年代別の回答がなかったものは除く。

サポーターの男女別割合



### 3. 自治体・地域での認知症サポーターキャラバン実施状況

※令和元年12月31日現在

#### ①自治体によるキャラバン・メイト養成研修

全国・修了者数	151,251 人
実施自治体数	602 自治体
都道府県	47 都道府県
区市町村等	555 区市町村等
開催回数	2,353 回
海外日系人会・修了者数	332 人
海外日系人会・開催回数	8 回

※複数自治体共同による研修は、各自治体を1と数える

#### ■自治体によるメイト研修修了者の受講要件内訳

\* キャラバン・メイト登録名簿に基づく（複数回答）

受講要件	人数（割合）
1 認知症介護指導者養成研修修了者	1,970 (1.3%)
2 認知症介護実践リーダー（実務者・専門課程）研修修了者	9,095 (6.0%)
3 介護相談員	4,378 (2.9%)
4 認知症の人を対象とする家族の会	2,076 (1.4%)
5-1 行政職員（保健師、一般職等）	17,711 (11.7%)
5-2 地域包括支援センター職員	36,982 (24.5%)
5-3 介護従事者（ケアマネジャー、施設職員、在宅介護支援センター職員等）	46,533 (30.8%)
5-4 医療従事者（医師、看護師等）	8,549 (5.7%)
5-5 民生児童委員	4,657 (3.1%)
5-6 その他（ボランティア等）	19,488 (12.9%)

②「認知症サポーター養成講座」実施自治体数

1,773 自治体

1. 事務局設置自治体数

1,752 自治体

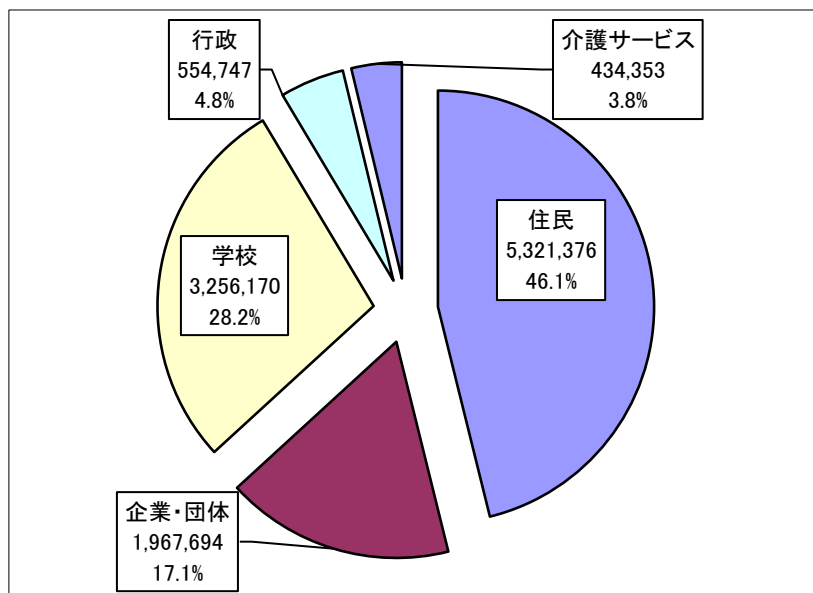
2. 事務局未設置で講座が開催されている自治体数

21 自治体

③-1 受講対象者分類別サポーター数（自治体型のみの養成数）

受講対象者別サポーターの割合

対象者分類	サポーター数	講座開催回数
1 住民	5,321,376	192,481
2 企業・団体※	1,967,694	65,610
3 学校	3,256,170	56,992
4 行政	554,747	14,806
5 介護サービス	434,353	19,886

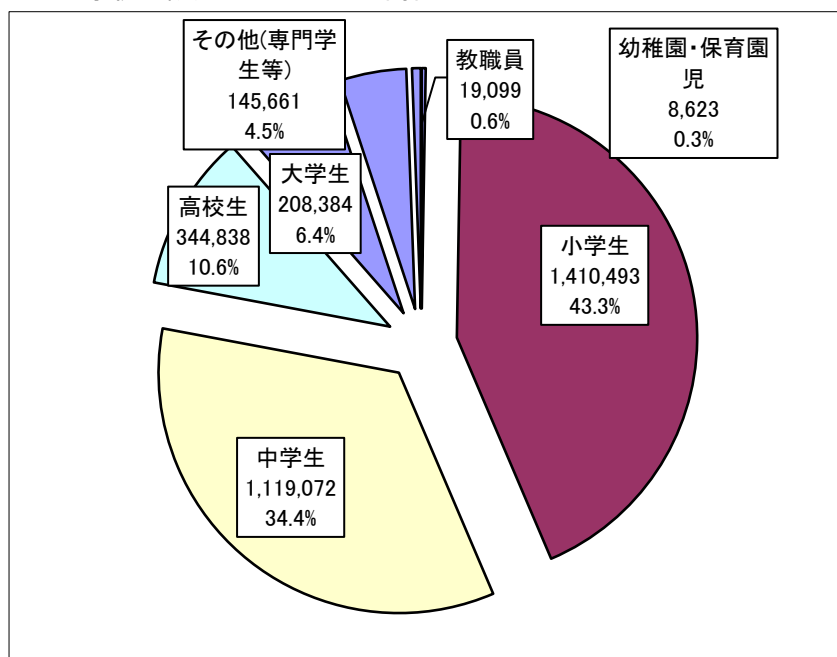


※ 自治体において養成された企業・団体サポーター。

③-2 学校サポーターの内訳

内訳	サポーター数
幼稚園・保育園児	8,623
小学生	1,410,493
中学生	1,119,072
高校生	344,838
大学生	208,384
その他(専門学生等)	145,661
教職員	19,099
合計	3,256,170

学校内訳別サポーターの割合

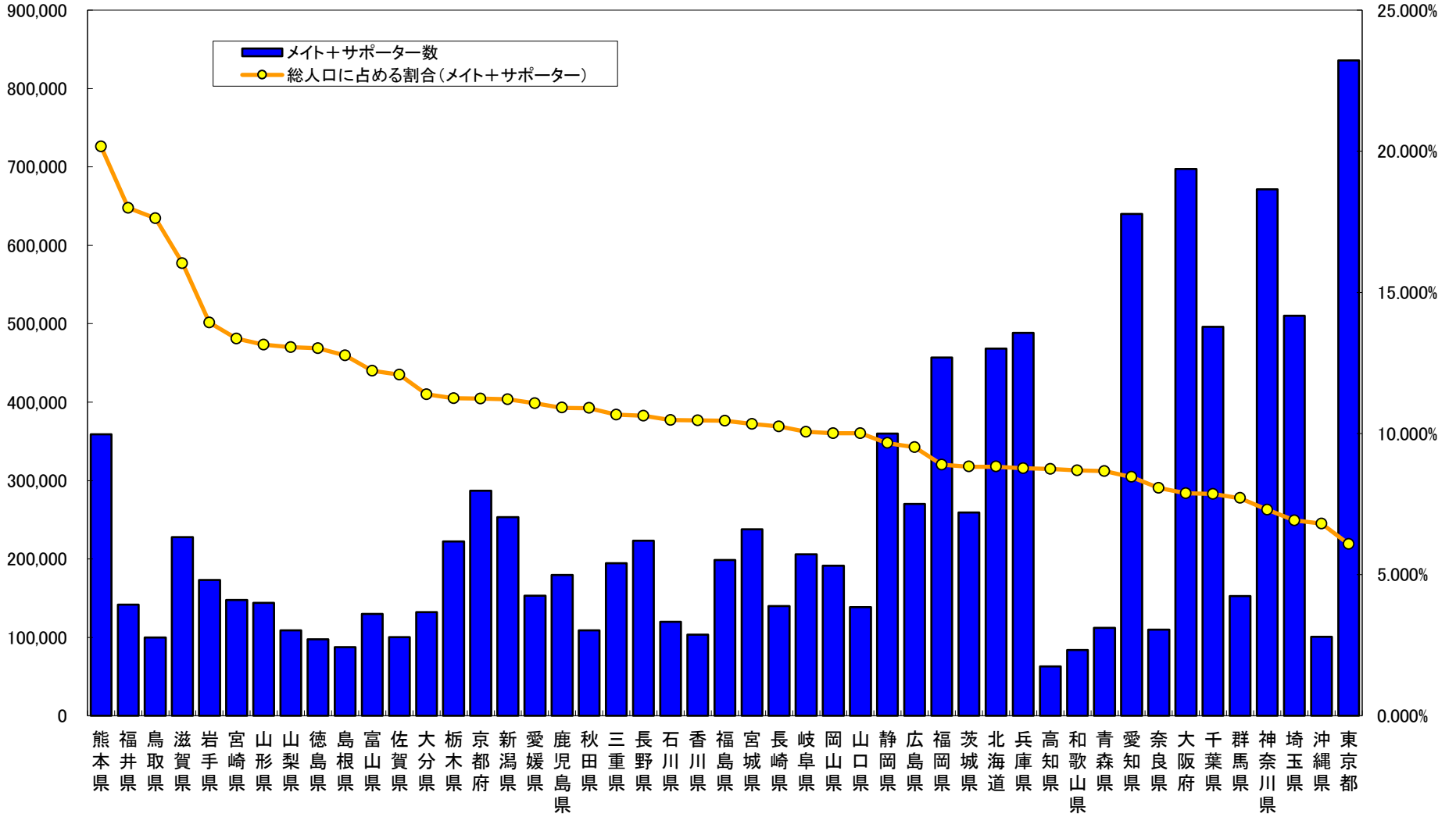


[参考]

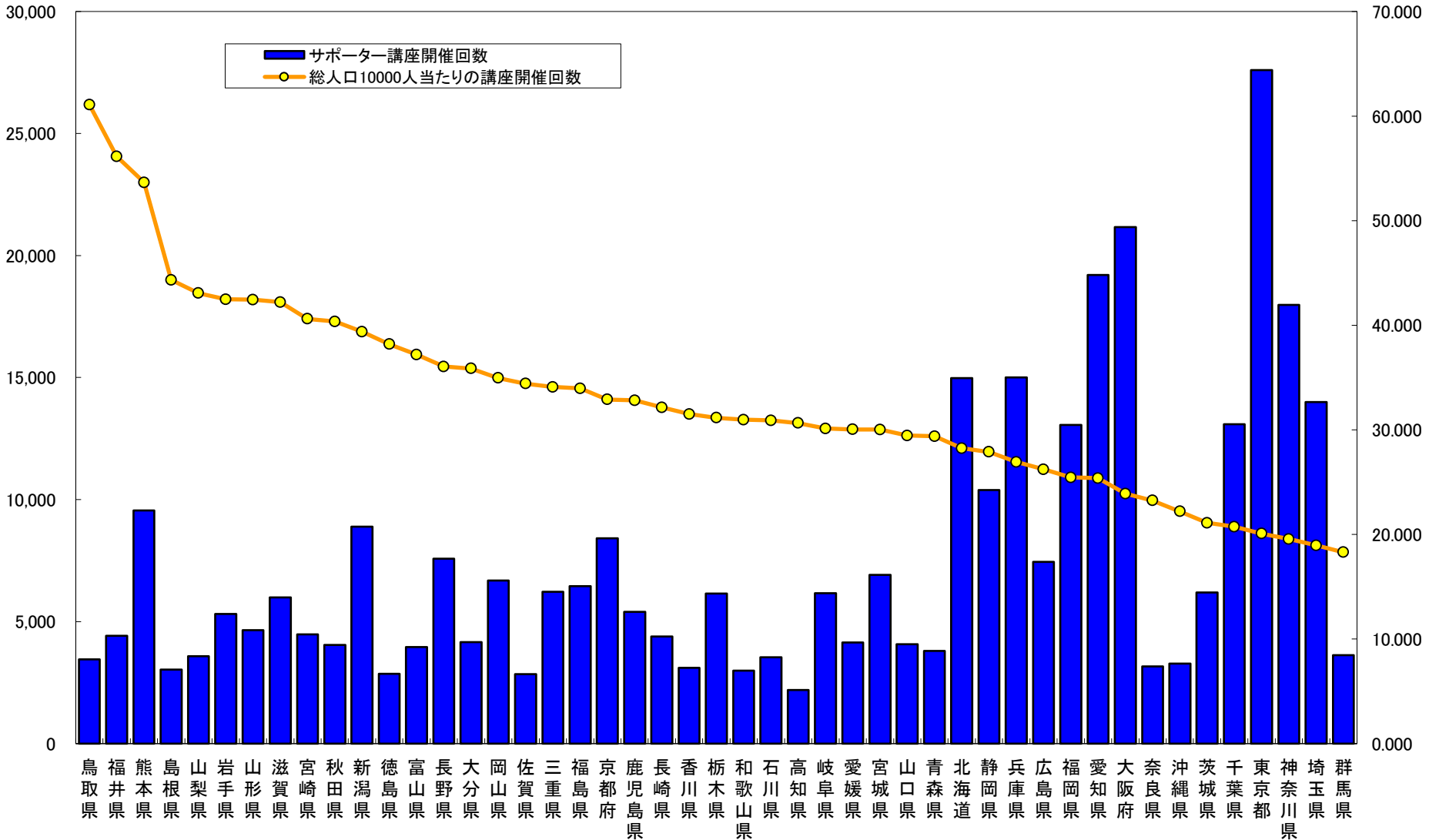
都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数、開催回数  
自治体・地域における養成数（自治体型）

※令和元年12月31日現在（令和元年12月31日までに提出された実施報告書に基づく）

<都道府県別 認知症サポーター数(キャラバンメイトを含む)>



<都道府県別 認知症サポーター養成講座開催回数>



都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数  
自治体・地域における養成数（自治体型）

※令和元年12月31日現在

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター講座開催回数	メイト数 (※1)	活動メイト数	非活動メイト数	サポーター数 (※2)	合計サポーター数 (メイト+サポーター数) (※1+※2)	総人口に占める割合 (メイト+サポーター)	メイト+サポーター1人当たり担当高齢者人口	総人口10000人当たりの講座開催回数
全国	127,443,563	35,185,241	27.6%	349,679	151,251	99,010	52,241	11,532,282	11,683,533	9.168%	3.0	27.438
北海道	5,304,413	1,640,866	30.9%	14,982	6,721	3,668	3,053	461,446	468,167	8.826%	3.5	28.244
青森県	1,292,709	413,592	32.0%	3,799	1,862	1,454	408	110,227	112,089	8.671%	3.7	29.388
岩手県	1,250,142	402,688	32.2%	5,312	1,751	1,112	639	172,351	174,102	13.927%	2.3	42.491
宮城県	2,303,098	626,564	27.2%	6,914	3,082	1,989	1,093	234,936	238,018	10.335%	2.6	30.020
秋田県	1,000,223	357,845	35.8%	4,038	2,222	1,200	1,022	106,816	109,038	10.901%	3.3	40.371
山形県	1,095,383	356,087	32.5%	4,650	2,692	1,665	1,027	141,298	143,990	13.145%	2.5	42.451
福島県	1,901,053	572,742	30.1%	6,458	2,935	2,100	835	195,778	198,713	10.453%	2.9	33.971
茨城県	2,936,184	828,884	28.2%	6,197	2,405	1,627	778	256,769	259,174	8.827%	3.2	21.106
栃木県	1,976,121	546,699	27.7%	6,156	2,416	1,671	745	219,844	222,260	11.247%	2.5	31.152
群馬県	1,981,202	570,680	28.8%	3,625	1,661	1,008	653	151,160	152,821	7.714%	3.7	18.297
埼玉県	7,377,288	1,909,441	25.9%	13,990	4,406	3,360	1,046	505,955	510,361	6.918%	3.7	18.964
千葉県	6,311,190	1,681,934	26.7%	13,089	4,515	3,008	1,507	491,385	495,900	7.857%	3.4	20.739
東京都	13,740,732	3,103,691	22.6%	27,601	8,722	6,330	2,392	827,329	836,051	6.084%	3.7	20.087
神奈川県	9,189,521	2,280,836	24.8%	17,984	8,883	6,550	2,333	662,523	671,406	7.306%	3.4	19.570
新潟県	2,259,309	711,549	31.5%	8,896	4,418	3,069	1,349	248,965	253,383	11.215%	2.8	39.375
富山県	1,063,293	333,463	31.4%	3,955	1,786	1,050	736	128,168	129,954	12.222%	2.6	37.196
石川県	1,145,948	330,174	28.8%	3,542	1,838	1,125	713	118,222	120,060	10.477%	2.8	30.909
福井県	786,503	231,368	29.4%	4,416	1,784	889	895	139,764	141,548	17.997%	1.6	56.147
山梨県	832,769	246,955	29.7%	3,587	1,645	985	660	107,087	108,732	13.057%	2.3	43.073
長野県	2,101,891	647,937	30.8%	7,580	4,614	2,548	2,066	218,865	223,479	10.632%	2.9	36.063
岐阜県	2,044,114	597,015	29.2%	6,158	2,849	1,838	1,011	202,893	205,742	10.065%	2.9	30.126
静岡県	3,726,537	1,079,054	29.0%	10,395	3,576	2,694	882	356,441	360,017	9.661%	3.0	27.895
愛知県	7,565,309	1,856,798	24.5%	19,207	5,452	3,937	1,515	634,557	640,009	8.460%	2.9	25.388
三重県	1,824,637	526,308	28.8%	6,223	2,749	1,601	1,148	191,951	194,700	10.671%	2.7	34.105
滋賀県	1,420,080	360,955	25.4%	5,995	2,468	1,687	781	225,139	227,607	16.028%	1.6	42.216
京都府	2,555,068	733,399	28.7%	8,408	5,212	3,167	2,045	281,859	287,071	11.235%	2.6	32.907
大阪府	8,848,998	2,367,015	26.7%	21,162	9,881	6,956	2,925	687,728	697,609	7.883%	3.4	23.915
兵庫県	5,570,618	1,553,584	27.9%	15,002	5,712	4,247	1,465	482,588	488,300	8.766%	3.2	26.931
奈良県	1,362,781	412,804	30.3%	3,168	1,679	1,117	562	108,292	109,971	8.070%	3.8	23.247
和歌山県	964,598	308,179	31.9%	2,988	1,702	1,115	587	82,116	83,818	8.689%	3.7	30.977
鳥取県	566,052	175,552	31.0%	3,458	1,539	867	672	98,249	99,788	17.629%	1.8	61.090
島根県	686,126	228,953	33.4%	3,041	1,593	774	819	86,003	87,596	12.767%	2.6	44.321
岡山県	1,911,722	563,536	29.5%	6,684	3,027	2,314	713	188,406	191,433	10.014%	2.9	34.963
広島県	2,838,632	811,406	28.6%	7,442	3,473	1,908	1,565	266,599	270,072	9.514%	3.0	26.217
山口県	1,383,079	464,545	33.6%	4,075	2,169	1,346	823	136,227	138,396	10.006%	3.4	29.463
徳島県	750,519	241,327	32.2%	2,866	1,597	961	636	96,115	97,712	13.019%	2.5	38.187
香川県	987,336	300,568	30.4%	3,112	1,301	898	403	102,076	103,377	10.470%	2.9	31.519
愛媛県	1,381,761	440,022	31.8%	4,152	2,116	1,100	1,016	150,895	153,011	11.074%	2.9	30.049
高知県	717,480	245,225	34.2%	2,199	2,050	851	1,199	60,690	62,740	8.744%	3.9	30.649

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター 講座 開催回数	メイト数 (※1)	活動 メイト数	非活動 メイト数	サポーター数 (※2)	合計サポーター数 (メイト+ サポーター数) (※1+※2)	総人口に 占める割合 (メイト+ サポーター)	メイト+ サポーター 1人当たり 担当 高齢者人口	総人口10000 人当たりの 講座開催回数
福岡県	5,131,305	1,381,259	26.9%	13,063	6,060	3,581	2,479	450,664	456,724	8.901%	3.0	25.457
佐賀県	828,781	241,970	29.2%	2,853	1,131	773	358	99,026	100,157	12.085%	2.4	34.424
長崎県	1,365,391	429,394	31.4%	4,390	1,742	1,266	476	138,144	139,886	10.245%	3.1	32.152
熊本県	1,780,079	537,233	30.2%	9,552	2,927	1,995	932	356,100	359,027	20.169%	1.5	53.661
大分県	1,160,218	369,738	31.9%	4,162	2,225	1,252	973	129,936	132,161	11.391%	2.8	35.873
宮崎県	1,103,755	343,475	31.1%	4,483	2,499	1,492	1,007	144,953	147,452	13.359%	2.3	40.616
鹿児島県	1,643,437	507,056	30.9%	5,393	2,391	1,698	693	176,979	179,370	10.914%	2.8	32.815
沖縄県	1,476,178	314,338	21.3%	3,277	1,773	1,167	606	98,768	100,541	6.811%	3.1	22.199

ニューヨーク 日系人会 (アメリカ)				11	56	18	38	227	283			
フィラデルフィア 日系人会 (アメリカ)				3	32	12	20	23	55			
ワシントン 日系人会 (アメリカ)				3				77	77			
ボストン 日系人会 (アメリカ)				1				65	65			
トロント 日系人会 (カナダ)				4	52	11	41	48	100			
バンクーバー 日系人会 (カナダ)					51		51		51			
ドイツ 日系人会 (ドイツ)				54	85	57	28	844	929			
スイス 日系人会 (スイス)				7	1	1		89	90			
タイ 日系人会 (タイ)				5	53	11	42	163	216			
デンマーク 日系人会 (デンマーク)					2	2			2			
ブラジル 日系人会 (ブラジル)				8				522	522			

※令和元年12月31日までに提出された実施報告書による  
※窓口：連絡先として設置されている自治体等を含む  
※登録から2年未満のキャラバン・メイトは、活動メイトとしている  
※登録から2年間にわたり講座開催実績のないキャラバン・メイトは、非活動メイトとしている  
※人口、高齢者人口：総務省発表 住民基本台帳による（平成31年1月1日現在）